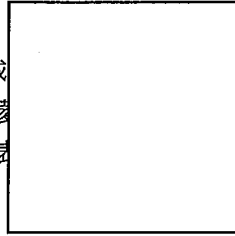


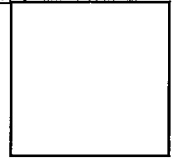
三原燃 第21-0478号
令和3年11月22日

原子力規制委員会 殿

茨城
三菱
代表



舟石川622番地1
株式会社
梅田賢



三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る
保安規定の変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年7月26日付け三原燃第21-0283号（令和3年9月9日付け三原燃第21-0339号にて一部補正）をもって申請しました、三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請書の一部を別紙のとおり補正します。

加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正

1. 補正の内容

令和3年7月26日付け三原燃第21-0283号（令和3年9月9日付け三原燃第21-0339号にて一部補正）をもって申請した、三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部を別添1の補正対照表のとおり補正する。また、補正後の新旧対照表を別添2に示す。

2. 補正の理由

令和3年7月26日付け三原燃第21-0283号（令和3年9月9日付け三原燃第21-0339号にて一部補正）をもって申請した、三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部について、記載の適正化を行う。

3. 補正の詳細

○記載の適正化

- (1) 平成29年11月1日付け原規規発第1711011号にて許可された核燃料物質加工事業許可内容、新規規制基準適合のための加工施設に関する設工認の認可内容に関して反映した事項に対して適正化を行う。

[該当箇所]

- ・第9条（設計・開発計画）第1項（4）号3）
- ・第35条（臨界安全管理）（2）号
- ・第36条（漏えい管理）第2項及び第3項
- ・第42条（管理区域）第1項
- ・第54条（線量当量等の測定）第4項
- ・第119条（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置）第5項
- ・第2図（1）敷地内配置及び周辺監視区域、第2図（10）モニタリングポスト配置図（第2図（1）からモニタリングポストを削除。第2図（10）としてモニタリングポストの配置図を追加。）
- ・第2図（5）管理区域の区分図（シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所）
- ・第4図（2）原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図
- ・第6図 廃棄物の仕掛品保管場所図

- ・別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33, 34条関係）
- ・別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値（濃縮度5%以下）（第35条関係）
 - 第1項 加工設備，貯蔵設備等に係る核的制限値（台車，構内運搬車及び電動リフタを除く）（濃縮度5%以下）
 - 第2項 台車，構内運搬車に係る制限（濃縮度5%以下）
- ・別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力（第72条関係）
- ・別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間（第72条関係）
- ・別表第18 立入制限中に立入制限区域にて実施可能な業務（第107条関係）
- ・別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）

(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則及び加工施設における保安規定審査基準に係る「設計想定事象」，「設計想定事象等」に関して記載を適正化する。

[該当箇所]

- ・第8条（個別業務に必要なプロセスの計画） 第1項
- ・第17条（職務）第2項（18）号
- ・第11章 第1節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画，実施，評価及び改善
- ・第89条（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画及び実施）
- ・第90条（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する評価及び改善）
- ・第11章 第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備
- ・第91条（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備）
- ・第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置
- ・第123条（加工施設の定期的な評価）
- ・別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）
- ・別表第1-1-① 教育・訓練項目（第24条関係）

(3) 「添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備（第11章関連）」の構成を適正化する。

(4) その他記載の適正化

- ・第31条（操作上の一般事項）第3項及び第4項（削除）

- ・第 52 条（被ばくの低減措置）第 4 項
- ・第 72 条（核燃料物質の貯蔵）第 3 項（2）号及び（3）号
- ・第 3 図（7）構内運搬車 運搬エリア及び経路図
- ・別表第 16 保安に関する記録（第 19 条，75 条の 2，124 条関係）
第 2 項 操作管理に用いる記録

4. 施行期日

本規定は，原子力規制委員会の認可を受け，かつ使用前検査，使用前確認がすべて完了し，新規制基準適合の合格証交付後 10 日以内に施行する。

以上

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

補 正 対 照 表

令和3年11月

三菱原子燃料株式会社

枠囲みの範囲については、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

(別添1)

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条から第3条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安品質マネジメントシステム</p> <p style="text-align: center;">第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲</p> <p>第4条から第4条の3 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等</p> <p>第5条から第5条の2 変更なし</p> <p>(保安品質マニュアル)</p> <p>第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 <p>第5条の4から第5条の5 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第3節 経営責任者等の責任</p> <p>第6条から第6条の12 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4節 資源の管理</p> <p>第7条から第7条の2 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>* () 数字は、補正申請書の変更の詳細の項番号</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第8条から第8条の4 変更なし</p> <p>(設計・開発計画)</p> <p>第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発（専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>第8条の2から第8条の4 変更なし</p> <p>(設計・開発計画)</p> <p>第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発（専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変</p>	<p>○記載の適正化（2）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>(2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。</p> <p>1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3) 上記第2号における設計には、第62条に定める工事管理及び第63条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p> <p>3) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</p> <p>2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>第9条の2から第11条の6 変更なし</p> <p>第6節 評価及び改善</p> <p>第12条から第15条の3 変更なし</p>	<p>更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>(2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。</p> <p>1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3) 上記第2号における設計には、第62条に定める工事管理及び第63条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p> <p>3) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置した設計とする。</p> <p>2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化(1)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織</p> <p>第16条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 職務</p> <p>第17条 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。</p> <p>(2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 生産管理部長は、加工施設の付属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。</p> <p>ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の処理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
	<p>(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(9) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。</p> <p>イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。</p> <p>ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。</p> <p>ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(12) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14) 転換課長は、転換加工作業、ウラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(15) 成形課長は、成型加工作業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成型工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(16) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成型工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(17) 環境保全課長は、シリンダ洗浄棟のウラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、定期評価、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>3. 第 86 条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第 16 条に定める管理組織から第 80 条に定める非常時対策組織に移行する。</p>	<p>○記載の適正化（2）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>第18条から第20条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4節 安全衛生委員会</p> <p>第21条から第23条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4章 教育・訓練</p> <p>第24条から第25条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画, 実施, 評価及び改善</p> <p>第26条から第27条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 通則</p> <p>第28条から第30条 変更なし</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第31条 各課長は, 加工施設の操作にあたっては, 常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め, 次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態, 計器, 表示装置等の監視を適切, かつ確実に行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては, 設備の運転開始に先立って確認すべき事項, 操作に必要な事項, 運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について, 操作する者に周知徹底させること。</p> <p>2. 各課長は, 安全確保のために手動操作を要する場合は, 誤操作の防止を考慮し, 必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p> <p><u>3. 各課長は, 複数の操作員により確認等が必要な作業について遵守・徹底させること。</u></p> <p><u>4. 担当課長は, 操作員による作業中のサンプル保持の管理について要領書に定める。</u></p> <p>第32条 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第31条 各課長は, 加工施設の操作にあたっては, 常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め, 次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態, 計器, 表示装置等の監視を適切, かつ確実に行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては, 設備の運転開始に先立って確認すべき事項, 操作に必要な事項, 運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について, 操作する者に周知徹底させること。</p> <p>2. 各課長は, 安全確保のために手動操作を要する場合は, 誤操作の防止を考慮し, 必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>○記載の適正化 (4)</p> <p>○記載の適正化 (4)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>第33条から第34条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、<u>担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者</u>により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p> <p>(3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。</p> <p>(4) 作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。</p> <p>2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても負圧に維持するよう可能な限り管理する。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準に従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に当該業務の別の操作員により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、<u>当該業務の別の操作員</u>により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p> <p>(3) 別表第2第2項に示す台車、構内運搬車及び別表第2第3項に示す電動リフトを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用する。</p> <p>(4) 作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように管理する。</p> <p>2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時においても<u>当該区域の室内の圧力を外気に対して 19.6Pa 以上の</u>負圧に維持するよう可能な限り管理する。</p>	<p>○記載の適正化(1)</p> <p>○記載の適正化(1)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等の機器内部の負圧が、室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。</p> <p>第37条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>第38条から第39条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第40条から第41条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第42条 管理総括者は、<u>加工施設内の外部線量が1.3mSv/3月間を超えるか又は超えるおそれのある場所、空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が$3.0 \times 10^{-7} \text{Bq/cm}^3$を超えるおそれのある場所、又は、汚染された物の表面の放射性物質の密度が0.4Bq/cm^2を超えるおそれのある場所</u>を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p> <p>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等<u>については、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、</u>機器内部の負圧が室内に対して9.8Pa以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(管理区域)</p> <p>第42条 管理総括者は、<u>法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所</u>を管理区域として設定する。管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p> <p>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p>	<p>○記載の適正化(1)</p> <p>○記載の適正化(1)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>第43条から第46条 変更なし</p> <p>(第1種管理区域への出入管理)</p> <p>第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</p> <p>(3) 前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</p> <p>2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>第47条の2から第48条の2 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>第49条から第51条 変更なし</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業員の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンプリングを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>第53条 変更なし</p>	<p>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業員の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸用保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンプリングを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p style="text-align: center;">○記載の適正化(4)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>4. 安全管理課長は、<u>周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。また、隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するモニタリングポストの測定データについても、常時監視できるようにする。</u>なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p>第55条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 物品及び核燃料物質等の移動の管理</p> <p>第56条から第59条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 施設管理計画</p> <p>第60条から第60条の12 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>4. 安全管理課長は、<u>第2図(10)に示すMNF周辺監視区域西側境界付近に設置されるモニタリングポスト(MNF局)及び隣接するニュークリア・デベロップメント(株) (以下「NDC」という。) が所有するNDC周辺監視区域東側境界付近に設置されるモニタリングポスト(NDC局)により空間放射線量率を測定し、常時監視する。</u>なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>○記載の適正化(1)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第 2 節 設計及び工事管理</p> <p>第 61 条 変更なし</p> <p>(工事管理)</p> <p>第 62 条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、労働安全衛生法等の関連法令及び次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 加工施設に対する悪影響の防止 (3) 管理上重要な初期データの採取 (4) 工事工程の管理 (5) 運転開始までの作業対象設備の管理 (6) 第 6 章に基づく放射線管理 (7) 第 9 章に基づく放射性廃棄物管理 <p style="text-align: center;">第 3 節 事業者検査の実施</p> <p>第 63 条から第 65 条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 計器及び放射線測定器の校正</p> <p>第 66 条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 計画停電時の措置</p> <p>第 67 条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第67条の2 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>間の計画)を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 核燃料物質の管理</p> <p>第68条から第69条 変更なし</p> <p>(核燃料物質の受入、払出し)</p> <p>第70条 輸送課長は、一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられていることを受入前に確認する。</p> <p>2. 輸送課長は、一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は、第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに、核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 安全管理課長は、核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書により別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し、輸送課長に連絡する。</p> <p>第71条 変更なし</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) 別表第13-1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p> <p>(3) 化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第72条 各課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) 別表第13-1に示す最大貯蔵能力を超えないこと。また、別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p> <p>(3) 化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので、主要な貯蔵施設の最大貯蔵能</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>力の内数として管理すること。</p> <p>(4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 (第4図(1))</p> <p>ロ) 原料貯蔵所 (第4図(2))</p> <p>ハ) 容器管理棟 保管室 (第4図(3))</p> <p>(5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。</p> <p>3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>(1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 (第4図(4))</p> <p>(2) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 (第4図(5))</p> <p>(3) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 (第4図(6))</p> <p>(4) 第2核燃料倉庫 (第4図(7))</p> <p>(5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) (第4図(8))</p> <p>(6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) (第4図(9))</p> <p style="text-align: center;">第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第73条から第75条 変更なし</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第75条の2 環境保全課長は、固体状の廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。</p> <p>(2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。</p> <p>なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。</p> <p>(4) 廃棄物を保管廃棄する場合、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p>(5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本(200Lドラム缶相当)以下に制限する。</p> <p>(6) 廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p>	<p>力の内数として管理すること。</p> <p>(4) 貯蔵にあたっては、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>イ) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 (第4図(1))</p> <p>ロ) 原料貯蔵所 (第4図(2))</p> <p>ハ) 容器管理棟 保管室 (第4図(3))</p> <p>(5) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2. 各課長は、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。</p> <p>3. 各課長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>(1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 (第4図(4))</p> <p>(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 (第4図(5))</p> <p>(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 (第4図(6))</p> <p>(4) 第2核燃料倉庫 (第4図(7))</p> <p>(5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) (第4図(8))</p> <p>(6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) (第4図(9))</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>○記載の適正化(4)</p> <p>○記載の適正化(4)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>2. 環境保全課長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4. 環境保全課長は、三菱マテリアル(株)那珂エネルギー開発研究所（以下「MMTL」という。）又はNDCから受入れた廃棄物は発生元事業所毎に減容処理した後に発生元に払出しする。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の廃棄物を受入れる場合は、別表第17に定める基準に適合することを確認する。</p> <p>6. 環境保全課長は、第4項の廃棄物を減容処理する場合は、別表第17に定める基準を遵守する。</p> <p>7. 環境保全課長は、共用する使用施設で発生する放射性固体廃棄物についても、加工施設と同様に扱う。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出し、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(5)のチェックタンク」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。なお、排水貯留池(1)、(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</p> <p>3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液</p>	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク等には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p> <p>4. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより廃水又は排水中の放射性物質濃度を測定し、担当課長に通知する。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の測定により廃水又は排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに担当課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。</p> <p>6. 担当課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>7. 担当課長は、前項において廃水又は排水中の放射性物質の濃度が別表第14に定める管理目標値をこえた場合は適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>8. 安全管理課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</p> <p>10. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより連続的に監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 安全管理課長は、別表第15 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに設備技術課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. 設備技術課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p>	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第78条から第79条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>第80条から第81条 変更なし</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</p> <p>第83条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>(通報及び退避)</p> <p>第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>2. 相対するエリアモニタが警報設定値以上の外部放射線を同時に検知した場合は、入構者を退避させるとともに防災組織活動を実施する。</p> <p>第85条 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>第86条から第87条の3 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第88条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 設計想定事象に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第89条から第90条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第2節 設計想定事象に係る体制の整備</p> <p>(設計想定事象に係る体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、設計想定事象発生時における加工施設の必要な機能を維持するため次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な体制の整備</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の整備</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">第1節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画、実施、評価及び改善</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する計画及び実施)</p> <p>第89条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第91条に記載する事項を定めた設計想定事象（火災及び爆発、竜巻などの自然災害、内部溢水をいう。）に係る加工施設の保全に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」に規定する事項を含む。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第91条の業務を実施する。</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する評価及び改善)</p> <p>第90条 担当部長は、設計想定事象発生時の保全活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第89条に定める標準書を改める。</p> <p style="text-align: center;">第2節 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、設計想定事象発生時における加工施設の必要な機能を維持するため次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な体制の整備</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の整備</p>	<p>○記載の適正化（2）</p> <p>○記載の適正化（2）</p> <p>○記載の適正化（2）</p> <p>○記載の適正化（2）</p> <p>○記載の適正化（2）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>2. 各課長は、第 89 条に定めた標準書に基づき、設計想定事象発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、設計想定事象の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある と判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安 全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の 措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、第 30 条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>第92条から第97条 欠番</p> <p>第 12 章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動</p> <p>第 1 節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第98条から第99条 変更なし</p> <p>第 2 節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動 を行う体制の整備</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備*)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持す るため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第13章に 記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活 動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p>* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業 変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて 設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重 大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持す るための活動を行うために必要な次の事項を第 78 条及び第 89 条の標準書に定める。</p>	<p>2. 各課長は、第 89 条に定めた標準書に基づき、設計想定事象発生時において加工施設の必要な 機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、設計想定事象の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある と判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安 全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の 措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、第 30 条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>変更なし</p> <p>第 12 章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化(2)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p>第1節 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の 運転再開に向けた措置</p> <p>第101条 変更なし</p> <p>第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る 計画、実施、評価及び改善</p> <p>第102条から第103条 変更なし</p> <p>第3節 六ふっ化ウラン漏えい時の作業員への影響を防止するための措置</p> <p>第104条から第112条 変更なし</p> <p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業員の防護措置</p> <p>(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)</p> <p>第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF</p>	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF 用防護具、携行 HF 検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服と HF 用防護具を着用し、HF 濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又は HF が検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 設備技術課長は、HF によるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐 HF 性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>6. 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ（1 段目）を常時運転する。</p> <p>第114条 から第115条 変更なし</p> <p>第5節 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備</p> <p>第116条から第118条 変更なし</p> <p>第6節 地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置</p> <p>第119条 変更なし</p>	<p>変更なし</p> <p>(地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置)</p> <p>第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域及び立入管理区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。</p> <p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、一時退避場所に退避させる。また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</p> <p>3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、一時退避場所に退避する。また、立入管理区域の立入者</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み</p> <p>第120条 変更なし</p> <p>第14章 定期評価</p> <p>第121条から第123条 変更なし</p> <p>第15章 記録及び報告</p> <p>第124条から第125条 変更なし</p> <p>付 則 変更なし</p>	<p>は、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。</p> <p>4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が自動停止したことを確認させ、自動停止していない場合は、手動にて停止させるとともに転換工場のその他関連設備を停止させる。</p> <p>5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が自動停止したことを確認し、自動停止していない場合は、手動にて停止するとともに転換工場のその他関連設備を停止する。</p> <p>変更なし</p> <p>第121条から第122条 変更なし</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。</p> <p>なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化（1）</p> <p>○記載の適正化（2）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第1図 変更なし	変更なし	


補正対照表

補正前 (令和3年9月9日付け申請)	補正後	変更理由
		○記載の適正化 (1)

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第2図(2)から第2図(4) 変更なし	変更なし	

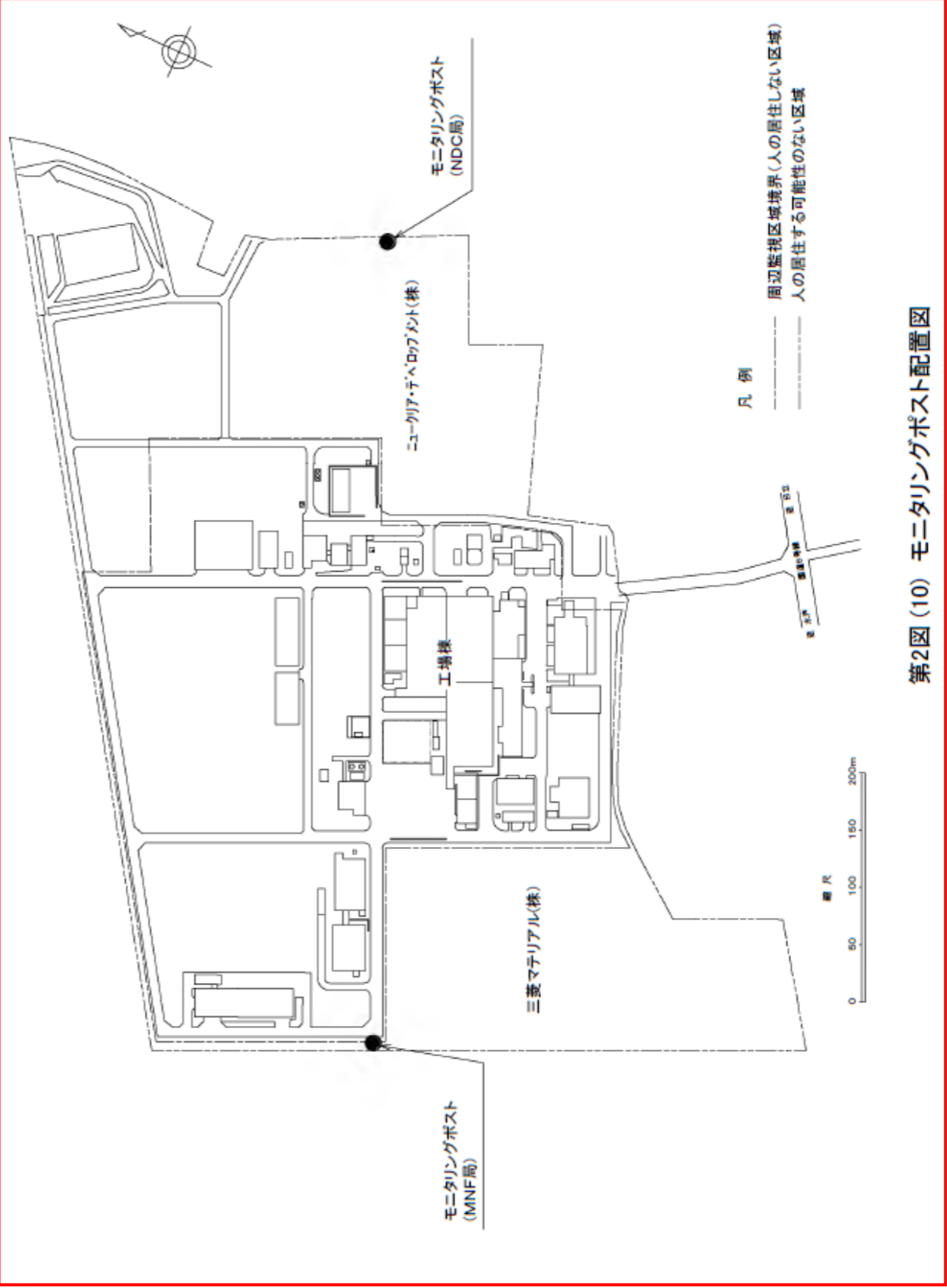
補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>第2図(5) 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">補 正 後</p>  <p style="text-align: center;">第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟,第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>○記載の適正化(1) ・シャワー室明記</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第2図(6)から第2図(9) 変更なし	変更なし	

補正対照表

補正前（令和3年9月9日付け申請）	補正後	変更理由
	 <p style="text-align: center;">第2図(10) モニタリングポスト配置図</p>	<p>○記載の適正化(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規追加

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第3図(1)から第3図(6) 変更なし	変更なし	

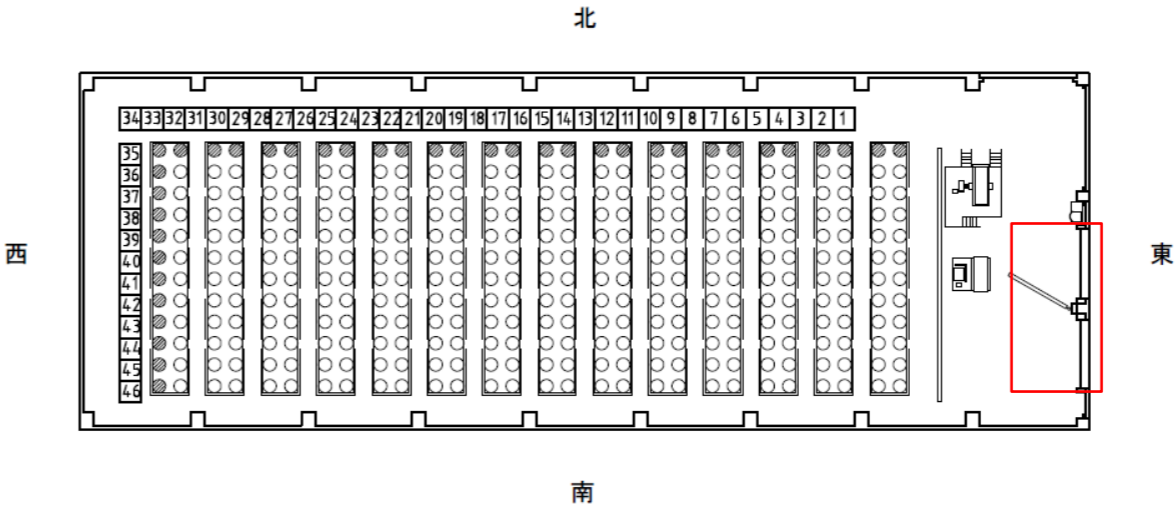
補正対照表

補正前（令和3年9月9日付け申請）	補正後	変更理由
第3図(7) 変更なし		○記載の適正化（4）

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第4図(1) 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>第4図(2) 変更なし</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>□ : 粉末輸送容器 (再生濃縮ウランを除く濃縮, 天然, 劣化ウランに限る。ビルドアップ期間1年までは2段以下。ビルドアップ期間を制限しない場合は1段以下。)</p> <p>○ : UF₆ シリンダ</p> <p>上記 □1~□46 のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は, ⊙のシリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF₆ シリンダの貯蔵はしない。</p> <p>※ビルドアップ期間とは, 六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p style="text-align: center;">第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図</p>	<p>○記載の適正化(1)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第4図(3)から第5図 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第6図 変更なし		○記載の適正化(1)

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
第7図 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由																																																																																			
<p>別表第1 変更なし</p>	<p>別表第1 保安規定と標準書の対応表 (第5条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>保安規定</th> <th>標準書(文書番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1章 総則</td> <td>第1条 目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2条 適用範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条 関係法令及び保安規定の遵守</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="12">第2章 保安品質マネジメントシステム</td> <td>第4条～第4条の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条～第5条の5</td> <td>保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)</td> </tr> <tr> <td>第6条～第6条の12</td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)</td> </tr> <tr> <td>第7条～第7条の2</td> <td>放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> </tr> <tr> <td>第8条～第11条の6</td> <td>保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)</td> </tr> <tr> <td>第12条～第15条の3</td> <td>内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第3章 保安管理体制</td> <td>第16条 操作及び管理を行う者の組織</td> <td>責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)</td> </tr> <tr> <td>第17条 職務</td> <td>責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)</td> </tr> <tr> <td>第18条 核燃料取扱主任者の選任</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> </tr> <tr> <td>第19条 核燃料取扱主任者の職務</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)</td> </tr> <tr> <td>第20条 意見の尊重</td> <td>監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)</td> </tr> <tr> <td>第21条 安全衛生委員会</td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12)</td> </tr> <tr> <td>第22条 安全衛生管理年間計画</td> <td>安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4章 教育・訓練</td> <td>第23条 答申及び勧告の尊重</td> <td>安全衛生委員会標準 (SQAS-12)</td> </tr> <tr> <td>第24条 力量、教育・訓練及び認識</td> <td>保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> </tr> <tr> <td>第5章 加工施設の操作</td> <td>第25条 非常時訓練</td> <td>保安教育・訓練標準 (SQAS-13)</td> </tr> <tr> <td>第6章 加工施設の操作</td> <td>第26条～第39条</td> <td>加工施設の操作標準 (SQAS-06)</td> </tr> <tr> <td>第7章 放射線管理</td> <td>第40条～第59条</td> <td>放射線管理標準 (SQAS-07)</td> </tr> <tr> <td>第8章 施設管理</td> <td>第60条～第67条の2</td> <td>施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)</td> </tr> <tr> <td>第9章 核燃料物質の管理</td> <td>第68条～第72条</td> <td>核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)</td> </tr> <tr> <td>第10章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</td> <td>第73条～第77条</td> <td>放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)</td> </tr> <tr> <td>第11章 非常時の措置</td> <td>第78条～第88条</td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11)</td> </tr> <tr> <td>第12章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置</td> <td>第89条～第91条</td> <td>火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)</td> </tr> <tr> <td>第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</td> <td>第98条～第100条</td> <td>非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)</td> </tr> <tr> <td>第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</td> <td>第101条</td> <td>マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第15章 定期評価</td> <td>第102条～第120条</td> <td>加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)</td> </tr> <tr> <td>第121条～第123条</td> <td>定期評価標準 (SQAS-20)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第16章 記録及び報告</td> <td>第124条 記録</td> <td>保安記録管理標準 (SQAS-02)</td> </tr> <tr> <td>第125条 報告</td> <td>保安社外報告管理標準 (SQAS-16)</td> </tr> </tbody> </table>	章	保安規定	標準書(文書番号)	第1章 総則	第1条 目的		第2条 適用範囲		第3条 関係法令及び保安規定の遵守		第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3		第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)	第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)	第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)	第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)	第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)	第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)	第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)	第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第5章 加工施設の操作	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)	第6章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)	第7章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)	第8章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	第9章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)	第10章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)	第11章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)	第12章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)	第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)	第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)	第15章 定期評価	第102条～第120条	加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)	第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)	<p>○記載の適正化(2)</p>
章	保安規定	標準書(文書番号)																																																																																			
第1章 総則	第1条 目的																																																																																				
	第2条 適用範囲																																																																																				
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守																																																																																				
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3																																																																																				
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)																																																																																			
	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)																																																																																			
	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																			
	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)																																																																																			
	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)																																																																																			
	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)																																																																																		
		第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)																																																																																		
		第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																		
		第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)																																																																																		
		第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)																																																																																		
		第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)																																																																																		
第22条 安全衛生管理年間計画		安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)																																																																																			
第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)																																																																																			
	第24条 力量、教育・訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																			
第5章 加工施設の操作	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)																																																																																			
第6章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)																																																																																			
第7章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)																																																																																			
第8章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)																																																																																			
第9章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)																																																																																			
第10章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)																																																																																			
第11章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)																																																																																			
第12章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)																																																																																			
第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)																																																																																			
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14)																																																																																			
第15章 定期評価	第102条～第120条	加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)																																																																																			
	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)																																																																																			
第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)																																																																																			
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)																																																																																			

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由																																																												
別表第1-1-① 変更なし	<p>別表第1-1-① 教育・訓練項目 (第24条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1371 336 1531 483">保安教育項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1531 336 2056 405">放 射 線 業 務 従 事 者</th> <th data-bbox="2056 336 2273 483">放射線業務従事者以外の従業員等</th> <th data-bbox="2273 336 2499 483">教育時間</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1531 405 1947 483">操 作 員 等 (注1)</th> <th data-bbox="1947 405 2056 483">役 員</th> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1371 483 1531 636">関係法令及び保安規定に関すること(注2、注3)</td> <td colspan="2" data-bbox="1531 483 2056 552">原子炉等規制法, 関係法令及び許認可申請書</td> <td data-bbox="2056 483 2273 552"></td> <td data-bbox="2273 483 2499 552">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1531 552 2056 621">加工施設保安規定及び関係する下部規定</td> <td data-bbox="2056 552 2273 621"></td> <td data-bbox="2273 552 2499 621"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 636 1531 705">加工施設の構造,性能及び操作に関すること(注3)</td> <td colspan="2" data-bbox="1531 636 2056 705">加工施設の概要(構造,性能,安全設備等)</td> <td data-bbox="2056 636 2273 705"></td> <td data-bbox="2273 636 2499 705">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1531 705 1947 774">加工施設の操作及び管理における保安に関すること(注3)</td> <td data-bbox="1947 705 2056 774">対象外</td> <td data-bbox="2056 705 2273 774"></td> <td data-bbox="2273 705 2499 774">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 774 1531 844">放射線管理に関すること(注3)</td> <td colspan="2" data-bbox="1531 774 2056 844">放射線の性質,放射線の防護,被ばく管理等</td> <td data-bbox="2056 774 2273 844"></td> <td data-bbox="2273 774 2499 844">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1531 844 1947 913">放射線安全作業に関すること</td> <td data-bbox="1947 844 2056 913">対象外</td> <td data-bbox="2056 844 2273 913"></td> <td data-bbox="2273 844 2499 913">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 913 1531 982">核燃料物質等の取扱いに関すること</td> <td colspan="2" data-bbox="1531 913 2056 982">核燃料物質等の取扱い,貯蔵及び廃棄に関すること</td> <td data-bbox="2056 913 2273 982">対象外</td> <td data-bbox="2273 913 2499 982">1 時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1531 982 2056 1052">臨界安全に関すること</td> <td data-bbox="2056 982 2273 1052"></td> <td data-bbox="2273 982 2499 1052">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1371 1052 1531 1121">非常の場合に採るべき処置に関すること(注3,注4)</td> <td colspan="2" data-bbox="1531 1052 2056 1121">原子力防災に関すること</td> <td data-bbox="2056 1052 2273 1121"></td> <td data-bbox="2273 1052 2499 1121">0.5 時間以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1531 1121 2056 1190">防災訓練に関すること</td> <td data-bbox="2056 1121 2273 1190"></td> <td data-bbox="2273 1121 2499 1190"></td> </tr> </tbody> </table> <p>頻 度 : 新入者・転入者教育 … 入社・転入時の都度(役員及び従業員を対象とする。) 従事前保安教育 … 登録時の都度 定期保安教育 … 年1回</p> <p>(注1) 操作員等には,施設の操作に従事する操作員に加えて,管理監督する立場の者を含む。 また,臨時雇員及び請負会社従業員を含む。 (注2) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。 (注3) 六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関することを含む。 (注4) <u>設計想定事象等発生時の保全活動に関する事項を含む。</u></p>	保安教育項目	放 射 線 業 務 従 事 者		放射線業務従事者以外の従業員等	教育時間		操 作 員 等 (注1)	役 員			関係法令及び保安規定に関すること(注2、注3)	原子炉等規制法, 関係法令及び許認可申請書			1 時間以上		加工施設保安規定及び関係する下部規定				加工施設の構造,性能及び操作に関すること(注3)	加工施設の概要(構造,性能,安全設備等)			0.5 時間以上		加工施設の操作及び管理における保安に関すること(注3)	対象外		1 時間以上	放射線管理に関すること(注3)	放射線の性質,放射線の防護,被ばく管理等			0.5 時間以上		放射線安全作業に関すること	対象外		0.5 時間以上	核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い,貯蔵及び廃棄に関すること		対象外	1 時間以上		臨界安全に関すること			0.5 時間以上	非常の場合に採るべき処置に関すること(注3,注4)	原子力防災に関すること			0.5 時間以上		防災訓練に関すること				○記載の適正化(2)
保安教育項目	放 射 線 業 務 従 事 者		放射線業務従事者以外の従業員等	教育時間																																																										
	操 作 員 等 (注1)	役 員																																																												
関係法令及び保安規定に関すること(注2、注3)	原子炉等規制法, 関係法令及び許認可申請書			1 時間以上																																																										
	加工施設保安規定及び関係する下部規定																																																													
加工施設の構造,性能及び操作に関すること(注3)	加工施設の概要(構造,性能,安全設備等)			0.5 時間以上																																																										
	加工施設の操作及び管理における保安に関すること(注3)	対象外		1 時間以上																																																										
放射線管理に関すること(注3)	放射線の性質,放射線の防護,被ばく管理等			0.5 時間以上																																																										
	放射線安全作業に関すること	対象外		0.5 時間以上																																																										
核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い,貯蔵及び廃棄に関すること		対象外	1 時間以上																																																										
	臨界安全に関すること			0.5 時間以上																																																										
非常の場合に採るべき処置に関すること(注3,注4)	原子力防災に関すること			0.5 時間以上																																																										
	防災訓練に関すること																																																													

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第1-1-②から別表第1-2 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後	変 更 理 由
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33, 34条関係)					
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者		
化学処理施設関係					
(1) UF ₆ 蒸発・加水分解設備 (工場棟) ・蒸発器(UF ₆ シリンダ)	4基	・蒸発器の温度を121℃以下にする	転換課長		
(2) 固液分離設備 (工場棟) ・ 金属容器(溶液・スラリー)用台車	1台	・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	転換課長		
(3) 乾燥設備 (工場棟) ・ 乾燥機	2基	・ ウランの厚みを核的制限値以下にする	転換課長		
(4) 焙焼還元設備 (工場棟) ・ リサイクル粉投入ボックス ・ ロータリーキルン	2基 2基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ロータリーキルンの温度を500℃以上、 1000℃以下にする	転換課長		
(5) 混合設備(工場棟) ・ サンプリング台	1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする	転換課長		
(6) ウラン回収設備(第1系列)(工場棟) ・ 原料フードボックス ・ 溶解槽 ・ 遠心ろ過機 ・ 溶解液受槽 ・ 沈殿槽 ・ 遠心分離機 ・ 乾燥機 ・ 箱形乾燥機 ・ pH調整槽 ・ ろ過機 (廃液用) ・ 解砕機 ・ 仮焼炉 ・ 乾燥トレイ用台車	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基 2基 1基 1基 1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 複数の運転員により試薬投入量を確認する ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウランを600℃以上の仮焼温度で 0.5時間以上仮焼する	転換課長		
(7) ウラン回収設備(第2系列)(工場棟) ・ 投入ボックス ・ 沈殿槽 ・ 粉碎機 ・ スクラップ仮焼炉(仮焼部) ・ スクラップ仮焼炉(冷却部) ・ ヒュームフード(1) ・ ヒュームフード(2) ・ 箱型乾燥機 ・ 仮焼ポート用台車	2基 2基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 複数の運転員により試薬投入量を確認する ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間 以上仮焼する ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	転換課長		
「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。				変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	○記載の適正化(1)
(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽	1式 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長	(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈殿槽	1式 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長	
・遠心分離機	1基	・複数の運転員により試薬投入量を確認する ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する ・複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認する ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	・遠心分離機	1基	・複数の運転員により試薬投入量を確認する ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する ・複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認する ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
・液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
成形施設関係 (10) 圧縮成型設備(工場棟) ・繰返し粉投入ボックス ・明替えボックス ・ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置) ・ペレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置) ・試験用プレス ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・フードボックス(3) ・繰返し粉ホッパ台車	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	成形施設関係 (10) 圧縮成型設備(工場棟) ・繰返し粉投入ボックス ・明替えボックス ・ペレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置) ・ペレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置) ・試験用プレス ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・フードボックス(3) ・繰返し粉ホッパ台車	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(11) 焼結設備(工場棟) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉	2基 1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	(11) 焼結設備(工場棟) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉	2基 1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	
(12) 研削設備(工場棟) ・冷却水循環槽	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする	成形課長					

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	○記載の適正化(1)
(13) ベレット検査設備 (工場棟) ・ベレット外観検査装置 金属容器(ベレット)受 ・ベレット寸法密度検査装置 ・焼結体密度測定装置	7基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(12) ベレット検査設備 (工場棟) ・ベレット外観検査装置 金属容器(ベレット)受 ・ベレット寸法密度検査装置 ・ 焼結体密度検査装置	7基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(14) 粉末再生設備 (工場棟) ・洗浄ボックス (研削工程) ・研削屑乾燥機 ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・ベレット明替機 ・酸化炉(1) ・粉碎機(1) ・酸化炉(1) ・粉碎機(2) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・液受槽 (圧縮成型工程) ・ロータ用台車(1)	2基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 2基 1基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	(13) 粉末再生設備 (工場棟) ・洗浄ボックス (研削工程) ・研削屑乾燥機 ・フードボックス(4) ・フードボックス(5) ・ベレット明替機 ・酸化炉(1) ・粉碎機(1) ・酸化炉(1) ・粉碎機(2) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・ロータ用台車(1)	2基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 2基 1基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(15) 圧縮成型設備 (加工棟) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4)	1基 1基 1台 1台 1台 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	成形課長	(14) 圧縮成型設備 (加工棟) ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・電動リフタ(1) ・電動リフタ(2) ・電動リフタ(3) ・電動リフタ(4)	1基 1基 1台 1台 1台 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(16) 焼結設備 (加工棟) ・連続焼結炉	1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	(15) 焼結設備 (加工棟) ・連続焼結炉	1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	
(17) ベレット検査設備 (加工棟) ・ベレット外観検査装置 金属容器(ベレット)受 ・ベレット寸法密度測定台	1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランの厚みを核的制限値以下にする	成形課長	(16) ベレット検査設備 (加工棟) ・ベレット外観検査装置 金属容器(ベレット)受 ・ベレット寸法密度測定台	1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウランの厚みを核的制限値以下にする	成形課長	
「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。				「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。				

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(18) 粉末再生設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・洗浄ボックス</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・洗浄水循環槽</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・研削屑乾燥機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フードボックス(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・酸化炉</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・粉砕機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロータ用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">被覆施設関係</td> </tr> <tr> <td>(19) 燃料棒補修設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・UO₂明替ボックス</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 燃料棒組立設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(3)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 燃料棒組立設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">組立施設関係</td> </tr> <tr> <td>(22) 燃料集合体組立設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・マガジン架台部</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬台車</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">貯蔵施設関係</td> </tr> <tr> <td>(23) 原料貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ貯蔵架台</td> <td>1式</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・天井走行クレーン(転換5t)</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(18) 粉末再生設備 (加工棟)			成形課長	・洗浄ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・洗浄水循環槽	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・研削屑乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする				・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる		・フードボックス(3)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・酸化炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・ロータ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		被覆施設関係				(19) 燃料棒補修設備 (工場棟)			組立課長	・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		(20) 燃料棒組立設備 (工場棟)			組立課長	・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(21) 燃料棒組立設備 (加工棟)			組立課長	・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		組立施設関係				(22) 燃料集合体組立設備 (工場棟)			組立課長	・マガジン架台部	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・運搬台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		貯蔵施設関係				(23) 原料貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・シリンダ貯蔵架台	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・天井走行クレーン(転換5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(17) 粉末再生設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・洗浄ボックス</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・研削屑乾燥機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フードボックス(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・酸化炉</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・粉砕機</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロータ用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">被覆施設関係</td> </tr> <tr> <td>(18) 燃料棒補修設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・UO₂明替ボックス</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 燃料棒組立設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(3)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 燃料棒組立設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">組立施設関係</td> </tr> <tr> <td>(21) 燃料集合体組立設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・マガジン架台部</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬台車</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">貯蔵施設関係</td> </tr> <tr> <td>(22) 原料貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・シリンダ貯蔵架台</td> <td>1式</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シリンダ転倒装置</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・天井走行クレーン(転換5t)</td> <td>1基</td> <td>・UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(17) 粉末再生設備 (加工棟)			成形課長	・洗浄ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・研削屑乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする				・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる		・フードボックス(3)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・酸化炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・ロータ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		被覆施設関係				(18) 燃料棒補修設備 (工場棟)			組立課長	・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		(19) 燃料棒組立設備 (工場棟)			組立課長	・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(20) 燃料棒組立設備 (加工棟)			組立課長	・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		組立施設関係				(21) 燃料集合体組立設備 (工場棟)			組立課長	・マガジン架台部	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・運搬台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		貯蔵施設関係				(22) 原料貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・シリンダ貯蔵架台	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		・天井走行クレーン(転換5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)		<p>○記載の適正化(1)</p>
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																	
(18) 粉末再生設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																	
・洗浄ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・洗浄水循環槽	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・研削屑乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
		・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる																																																																																																																																																																																																																		
・フードボックス(3)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・酸化炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・ロータ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
被覆施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(19) 燃料棒補修設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
(20) 燃料棒組立設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
(21) 燃料棒組立設備 (加工棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
組立施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(22) 燃料集合体組立設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・マガジン架台部	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
・運搬台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
貯蔵施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(23) 原料貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																	
・シリンダ貯蔵架台	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
・天井走行クレーン(転換5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																	
(17) 粉末再生設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																	
・洗浄ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・研削屑乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
		・ウランを100℃以上の乾燥温度で4時間以上乾燥させる																																																																																																																																																																																																																		
・フードボックス(3)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・酸化炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
・ロータ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
被覆施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(18) 燃料棒補修設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																		
(19) 燃料棒組立設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
(20) 燃料棒組立設備 (加工棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
組立施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(21) 燃料集合体組立設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																	
・マガジン架台部	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
・運搬台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																		
貯蔵施設関係																																																																																																																																																																																																																				
(22) 原料貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																	
・シリンダ貯蔵架台	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
・シリンダ転倒装置	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
・天井走行クレーン(転換5t)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)																																																																																																																																																																																																																		
<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p> <p>(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p>				<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p> <p>(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p>																																																																																																																																																																																																																

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬台車</td> <td>7基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中間仕掛品一時貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) 粉末貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・粉末一時貯蔵棚</td> <td>4基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)</td> <td>16基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(2)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・大型粉末容器用台車</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(26) UO₂ベレット貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (ベレット)</td> <td>30個</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット一時貯蔵棚</td> <td>4基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット貯蔵棚</td> <td>1式</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (ベレット) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(2)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ベレットトレイ用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属缶用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット貯蔵棚用台車</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			転換課長	・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・運搬台車	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・金属容器 (粉末) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・SUS容器用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(25) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・粉末一時貯蔵棚	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)	16基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器 (粉末) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(26) UO ₂ ベレット貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・金属容器 (ベレット)	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする		・仕上りベレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・仕上りベレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・金属容器 (ベレット) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ベレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りベレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(23) 粉末貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬台車</td> <td>7基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中間仕掛品一時貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・粉末一時貯蔵棚</td> <td>4基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)</td> <td>16基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(2)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・大型粉末容器用台車</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(25) UO₂ベレット貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (ベレット)</td> <td>30個</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット一時貯蔵棚</td> <td>4基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット貯蔵棚</td> <td>1式</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (ベレット) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(2)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ベレットトレイ用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属缶用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りベレット貯蔵棚用台車</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(23) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			転換課長	・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・運搬台車	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・金属容器 (粉末) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・SUS容器用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・粉末一時貯蔵棚	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)	16基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器 (粉末) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(25) UO ₂ ベレット貯蔵設備 (工場棟)			成形課長	・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・金属容器 (ベレット)	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする		・仕上りベレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・仕上りベレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・金属容器 (ベレット) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ベレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りベレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		<p>○記載の適正化 (1)</p>
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																													
(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			転換課長																																																																																																																																																																																																																													
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・運搬台車	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (粉末) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
(25) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																													
・粉末一時貯蔵棚	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)	16基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (粉末) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
(26) UO ₂ ベレット貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																													
・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (ベレット)	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (ベレット) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ポート (焼結) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ポート (焼結) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ベレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																													
(23) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			転換課長																																																																																																																																																																																																																													
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・運搬台車	7基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (粉末) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
(24) 粉末貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																													
・粉末一時貯蔵棚	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)	16基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・SUS容器用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (粉末) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
(25) UO ₂ ベレット貯蔵設備 (工場棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																													
・圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・焼結ベレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (ベレット)	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																														
・金属容器 (ベレット) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ポート (焼結) 用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ポート (焼結) 用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・ベレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
・仕上りベレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																														
<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p>				<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p>																																																																																																																																																																																																																												

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由																																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(27) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒一時貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬車</td> <td>1台</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(28) 粉末貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・粉末一時貯蔵棚</td> <td>6基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フードボックス(4)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・原料粉末貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)</td> <td>4基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(3)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電動リフタ(5)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第3項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電動リフタ(6)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第3項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(29) UO₂ペレット貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・圧粉ペレット貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・焼結ペレット貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器(ペレット)用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(30) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料棒構内運搬車</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(27) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)			組立課長	・燃料棒一時貯蔵棚	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・運搬車	1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(28) 粉末貯蔵設備 (加工棟)			成形課長	・粉末一時貯蔵棚	6基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・フードボックス(4)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・原料粉末貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・SUS容器用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器 (粉末) 用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・電動リフタ(5)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う		・電動リフタ(6)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う		(29) UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟)			成形課長	・圧粉ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・焼結ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ポート (焼結) 用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ペレットトレイ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(30) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)			組立課長	・燃料棒貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・燃料棒構内運搬車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(28) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒一時貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・運搬車</td> <td>1台</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(27) 粉末貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・粉末一時貯蔵棚</td> <td>6基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フードボックス(4)</td> <td>1基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・原料粉末貯蔵棚</td> <td>2基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)</td> <td>4基</td> <td>・ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SUS容器用台車(1)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器 (粉末) 用台車(3)</td> <td>2台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電動リフタ(5)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第3項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電動リフタ(6)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第3項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(28) UO₂ペレット貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・圧粉ペレット貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・焼結ペレット貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポート (焼結) 用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・金属容器(ペレット)用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ペレットトレイ用台車(2)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(29) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)</td> <td></td> <td></td> <td>組立課長</td> </tr> <tr> <td>・燃料棒貯蔵棚</td> <td>1基</td> <td>・ウランの厚みを核的制限値以下にする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロッドチャンネル用台車(4)</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燃料棒構内運搬車</td> <td>1台</td> <td>・別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(28) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)			組立課長	・燃料棒一時貯蔵棚	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・運搬車	1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(27) 粉末貯蔵設備 (加工棟)			成形課長	・粉末一時貯蔵棚	6基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・フードボックス(4)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・原料粉末貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・SUS容器用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器 (粉末) 用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・電動リフタ(5)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う		・電動リフタ(6)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う		(28) UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟)			成形課長	・圧粉ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・焼結ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ポート (焼結) 用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ポート (焼結) 用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・ペレットトレイ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(29) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)			組立課長	・燃料棒貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・燃料棒構内運搬車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		<p>○記載の適正化(1)</p>
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																																							
(27) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																																							
・燃料棒一時貯蔵棚	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・運搬車	1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(28) 粉末貯蔵設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																																							
・粉末一時貯蔵棚	6基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・フードボックス(4)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・原料粉末貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・SUS容器用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・金属容器 (粉末) 用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・電動リフタ(5)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・電動リフタ(6)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(29) UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																																							
・圧粉ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・焼結ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ポート (焼結) 用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ポート (焼結) 用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ペレットトレイ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(30) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																																							
・燃料棒貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・燃料棒構内運搬車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																																																																																																																							
(28) 燃料棒貯蔵設備 (工場棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																																							
・燃料棒一時貯蔵棚	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・運搬車	1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(27) 粉末貯蔵設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																																							
・粉末一時貯蔵棚	6基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・フードボックス(4)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・原料粉末貯蔵棚	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・SUS容器用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・金属容器 (粉末) 用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・電動リフタ(5)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・電動リフタ(6)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(28) UO ₂ ペレット貯蔵設備 (加工棟)			成形課長																																																																																																																																																																																																																																							
・圧粉ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・焼結ペレット貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ポート (焼結) 用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ポート (焼結) 用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・ペレットトレイ用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
(29) 燃料棒貯蔵設備 (加工棟)			組立課長																																																																																																																																																																																																																																							
・燃料棒貯蔵棚	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする																																																																																																																																																																																																																																								
・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
・燃料棒構内運搬車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う																																																																																																																																																																																																																																								
<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p>				<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p>																																																																																																																																																																																																																																						

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	
(31) 原料貯蔵設備 (原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠 ・シリンダ貯蔵ビット ・シリンダ転倒装置 ・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1式 1式 1基 1基	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載制限を核的制限値以下にする ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	成形課長	(30) 原料貯蔵設備 (原料貯蔵所) ・粉末輸送容器貯蔵枠 ・シリンダ貯蔵ビット ・シリンダ転倒装置 (原料貯蔵所) ・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1式 1式 1基 1基	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	成形課長	○記載の適正化(1)
(32) 粉末貯蔵設備(除染室・分析室) ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(31) 粉末貯蔵設備(除染室・分析室) ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(33) 粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫) ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫) ・電動リフト	58基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	成形課長	(32) 粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫) ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫) ・電動リフト	58基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(34) 粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・粉末回収・ベレット取扱ボックス ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) ・クレーン(第3核燃料倉庫)	1基 1式 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載制限を核的制限値以下にする	成形課長	(33) 粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・粉末回収・ベレット取扱ボックス ・スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫) ・クレーン(第3核燃料倉庫)	1基 1式 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする	成形課長	
・内容器用台車 ・他社缶用台車 ・SUS容器用台車(2) ・粉末容器構内運搬車	6台 3台 3台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・内容器用台車 ・他社缶用台車 ・SUS容器用台車(2) ・粉末容器構内運搬車	6台 3台 3台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
(35) UO ₂ ベレット貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・金属缶用台車(2) ・ベレット構内運搬容器	1台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	(34) UO ₂ ベレット貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・金属缶用台車(2) ・ベレット構内運搬容器	1台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(36) 燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・ロッドチャンネル用台車(5) ・ロッドチャンネル用リフト	1台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	組立課長	(35) 燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫) ・ロッドチャンネル用台車(5) ・ロッドチャンネル用リフト	1台 1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	組立課長	

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。
(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。
(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	○記載の適正化(1)
(37) 洗浄残渣貯蔵設備 (シリンダ洗浄棟) ・ 洗浄残渣貯蔵棚 ・ 洗浄残渣コンベア ・ 洗浄残渣乾燥機 ・ SUS容器用台車(5) その他	3基 1基 1式 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	環境保全課長	(38) 洗浄残渣貯蔵設備 (シリンダ洗浄棟) ・ 洗浄残渣貯蔵棚 ・ 洗浄残渣コンベア ・ 洗浄残渣乾燥機 ・ SUS容器用台車(5) その他	3基 1基 1式 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	環境保全課長	
(38) 秤量設備(工場棟) ・ 保安秤量器 (成型工場1)～(成型工場10) ・ 保安秤量器 (ウラン管理4) ・ 保安秤量器 (ウラン管理1)	10台 1台 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	成形課長	(37) 秤量設備(工場棟) ・ 保安秤量器 (成型工場1)～(成型工場10) ・ 保安秤量器 (ウラン管理4) ・ 保安秤量器 (ウラン管理1)	10台 1台 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	成形課長	
(39) 秤量設備(除染室・分析室) ・ 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(38) 秤量設備(除染室・分析室) ・ 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(40) 秤量設備(加工棟) ・ 保安秤量器 (加工棟1)～(加工棟9)	9台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(39) 秤量設備(加工棟) ・ 保安秤量器 (加工棟1)～(加工棟9)	9台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(41) 秤量設備(原料貯蔵所) ・ UF ₆ シリンダ秤量器 ・ 保安秤量器 (ウラン管理5)	1台 1台	・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1)	成形課長	(40) 秤量設備(原料貯蔵所) ・ UF ₆ シリンダ秤量器 ・ 保安秤量器 (ウラン管理5)	1台 1台	・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ 粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	成形課長	
(42) 秤量設備(第3核燃料倉庫) ・ 保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(41) 秤量設備(第3核燃料倉庫) ・ 保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(43) 秤量設備(除染室・分析室 分析室) ・ 保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	(42) 秤量設備(除染室・分析室 分析室) ・ 保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	
(44) 分析設備(除染室・分析室 分析室, 工場棟分光分析室) ・ 同位体分析設備 ・ 不純物分析設備 ・ 物性測定設備 ・ 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1式 1式 1式 1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	(43) 分析設備(除染室・分析室 分析室, 工場棟分光分析室) ・ 同位体分析設備 ・ 不純物分析設備 ・ 物性測定設備 ・ 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1式 1式 1式 1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	
<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p> <p>(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p>				<p>「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p> <p>(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p>				

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(45) 放射性気体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td>設備技術課長</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(46) 放射性液体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(1) (転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(4) (加工棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(5) (転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>(47) 非常用電源設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>設備技術課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・非常用電源ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(48) 放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(45) 放射性気体廃棄物廃棄設備			設備技術課長	・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する		(46) 放射性液体廃棄物廃棄設備				・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長	・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長	・廃液処理設備(5) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	(47) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長			・非常用電源ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。		(48) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備 及 び 機 器 名 称</th> <th>員 数</th> <th>管 理 内 容</th> <th>運 転 管 理 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td>設備技術課長</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(1) (転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(4) (加工棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(5) (転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>(46) 非常用電源設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>設備技術課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(47) 放射線管理設備</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>				設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者	(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備			設備技術課長	・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する		・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する		(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備				・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長	・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長	・廃液処理設備(5) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	(46) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長			・非常用ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。		(47) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長	○記載の適正化(1)
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																													
(45) 放射性気体廃棄物廃棄設備			設備技術課長																																																																																																																																													
・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
(46) 放射性液体廃棄物廃棄設備																																																																																																																																																
・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(5) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
(47) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長																																																																																																																																													
		・非常用電源ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。																																																																																																																																														
(48) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長																																																																																																																																													
設 備 及 び 機 器 名 称	員 数	管 理 内 容	運 転 管 理 責 任 者																																																																																																																																													
(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備			設備技術課長																																																																																																																																													
・気体廃棄設備(1) (工場棟転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(2) (工場棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(3) (加工棟成型工場)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(4) (第3核燃料倉庫)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(5) (第1廃棄物処理所)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
・気体廃棄設備(6) (第2廃棄物処理所、 シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する																																																																																																																																														
(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備																																																																																																																																																
・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(5) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																																																																																																													
(46) 非常用電源設備	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長																																																																																																																																													
		・非常用ディーゼル発電機の7日間継続 運転が可能な燃料を常に確保する。																																																																																																																																														
(47) 放射線管理設備	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長																																																																																																																																													

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)						補 正 後	変 更 理 由		
別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値(濃縮度5%以下)(第35条関係) 1. 加工設備,貯蔵設備等に係る核的制限値(台車,構内運搬車及び電動リフトを除く)(濃縮度5%以下)						変更なし			
施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質の状 態			核 的 制 限 値	
化 学 工 場 理 施 棟 設		UF ₆ 蒸発・加水分解設備	蒸発器	4基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス			(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	
			コールドトラップ	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス			減速度 H/U=0.088以下	
			コールドトラップ(小)	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス			減速度 H/U=0.088以下	
		乾燥設備	乾燥機	2基	ADUケーキ ADU粉末			ADUの厚み 12.3cm 以下	
		焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 17.5kg-U以下	
									UO ₂ バックアップフィルタ
		混合設備	大型混合装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
									サンブラ
				バックアップフィルタ(サンブラ)	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
				回転混合機(金属容器(粉末)混合)	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
				サンプリング台	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下
		濃縮度混合設備	粉砕機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末輸送装置②	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末充填ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末抜き出しボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			濃縮度混合工程用クレーン	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			(大型粉末容器) 質 量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末輸送装置①ホッパ部①	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			バグフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
	混合装置		1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
		粉末梱包機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
以下 変更なし						別表第2 粉末輸送装置①ホッパ部②からヒュームフード(2) 変更なし			

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)		補 正 後					変 更 理 由
施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質 の 状 態	核 的 制 限 値	○記載の適正化(1)
	工場 棟	ウラン回収 設備 (第2系列)	箱型乾燥機	1基	ADUケーキ UO ₂ ケーキ ADU粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下	
化学 処理 施設	除 染 室 ・ 分 析 室	ウラン回収 設備 (第3系列)	回転混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末回収ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下	
成 形 工 場 施 棟 設	工 場 棟	圧縮成型 設備	繰返し粉搬送装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			繰返し粉中間ホッパ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 (合 計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			繰返し粉小分けボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		
			繰返し粉投入ホッパ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		
			バックアップフィルタ (粉末輸送)	3基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			繰返し粉投入ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下	
			明替えボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下	
			大型混合装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			大型粉末容器抜出 ボックス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			大型粉末容器用 クレーン	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質 量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			原料粉末ホッパ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粉末混合機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粗成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			スラグコンベア	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			バックアップフィルタ (粉末集塵装置)	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			造 粒 機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			造粒粉末 小分けボックス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			造粒粉末ホッパ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			潤滑剤混合機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			本成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ベレット	質 量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			ベレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置)	1基	UO ₂ 圧粉ベレット	質 量 14.8kg-U以下	
			ベレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置)	1基	UO ₂ 圧粉ベレット	質 量 14.8kg-U以下	
			試験用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ベレット	質 量 14.8kg-U以下	
	フードボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ベレット UO ₂ ベレット	質 量 14.8kg-U以下 (ベレット) 質 量 17.5kg-U以下 (粉末)			
	フードボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質 量 17.5kg-U以下			

変更なし

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)		補 正 後						変 更 理 由							
変更なし	施設	建屋	設 備	機 器	員数	核燃料物質 の 状 態	核 的 制 限 値	○記載の適正化(1) 研削設備 冷却水循環 槽を削除							
									圧縮成型設備	フードボックス(3)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ペレット UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 質量 17.5kg-U以下 (粉末)		
									焼結設備	バッチ式小型焼結炉	1基	UO ₂ 圧粉ペレット UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下		
									ペレット 検査設備	ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	ペレット寸法密度検査装置	7基	UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下	
											ペレット寸法密度検査装置	1基	UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下	
											焼結体密度検査装置	1基	UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下	
									粉末再生 設備	洗浄ボックス (研削工程)	研削屑乾燥機	2基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下	
											研削屑乾燥機	2基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末	質量 17.5kg-U以下	
									成 場 棟	工	フードボックス(4)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット UO ₂ 圧粉ペレット	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 17.5kg-U以下 (粉末)	
											フードボックス(5)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット UO ₂ 圧粉ペレット	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 17.5kg-U以下 (粉末)	
											ペレット明替機	1基	UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下	
											酸化炉(1)	2基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
									形 棟	工	粉砕機(1)	1基			
											酸化炉(2)	2基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
											粉砕機(2)	1基			
											洗浄ボックス (圧縮成型工程)	1基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下	
									設 加 工 棟	工	圧縮成型 設備	粉末篩分機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
												一次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
											フードボックス(1)	フードボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下
												フードボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下
											二次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
											濃度調整混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
											粗成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
											粗成型用 プレスフィーダ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
スラグコンベア	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下												
バックアップフィルタ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下												
造粒機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下												
本成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ペレット	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下												

別表第2 ペレット外観検査装置金属容器(ペレット)受から仕上りペレット貯蔵棚 変更なし

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)		補 正 後					変 更 理 由	
変更なし	施設 工場棟	燃料棒貯蔵設備	燃料棒一時貯蔵棚	2基	燃料棒	収納部厚み 10.7cm 以下	○記載の適正化(1) 天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)の核的制限値から積載制限を削除	
			運搬車	1台	燃料棒	収納部厚み 10.7cm 以下		
	原料貯蔵所	原料貯蔵設備	粉末輸送容器貯蔵枠	1式	U0 ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	(粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器を2段以下		
			シリンダ貯蔵ピット	1式	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下		
			シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1基	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下		
			天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	UF ₆ 固体 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088 以下 (粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下		
	貯蔵棟	粉末貯蔵設備	粉末一時貯蔵棚	6基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			フードボックス(4)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下		
			原料粉末貯蔵棚	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
		加工棟	UO ₂ ペレット貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下
				圧粉ペレット貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット		収納部厚み 10.7cm以下
				焼結ペレット貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット		収納部厚み 10.7cm以下
				燃料棒貯蔵設備	1基	燃料棒		収納部厚み 10.7cm以下
	施設 除染室	粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)	58基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)8.0kg-U 以下/容器 (下から2 段目、5 段目) 質量(複数ユニット)16.0kg-U 以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%) 以下(下から1 段目)		
			スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注1)		
	第3核燃料倉庫	粉末貯蔵設備	粉末容器ハンドリング装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 (注2)		
			クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	(粉末輸送容器、内容器、他社缶) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器1以下、他社缶3以下(注3)		

(注1) ウランを収納した容器(SUS容器、他社缶、金属缶)の取扱いは1容器のみとする。

(注2) バランサー(1)でのSUS容器の取扱い、バランサー(2)での他社缶の取扱いはそれぞれ1容器のみとする。

(注3) NPC型輸送容器、TNF-XI型輸送容器及び内容器は1容器のみ、他社缶は3容器以下の取扱いとする。

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)		補 正 後						変 更 理 由	
変更なし	貯蔵施設	シリン	設備	洗浄残渣貯蔵棚	3基	UF ₄ 粉末 SDU粉末 UF ₄ ケーキ SDUケーキ	質量(複数ユニット) 6.43kg-U 以下/容器	○記載の適正化(1)	
				洗浄残渣乾燥機	1式	UF ₄ 粉末 SDU粉末 UF ₄ ケーキ SDUケーキ	質量 17.5kg-U以下		
				洗浄残渣コンベア	1基	UF ₄ ケーキ SDUケーキ	質量(合計) 17.5kg-U以下(注4)		
		化学処理棟	ウラン回収設備 (第4系列)	シリンダ洗浄装置	1式	UF ₄ 等粉末 UF ₄ 等スラリ			
				洗浄液受槽(1)	1基	UF ₄ スラリ			
				洗浄残渣沈殿槽	2基	UF ₄ スラリ SDUスラリ			
				遠心分離機	1基	UF ₄ スラリ SDUスラリ UF ₄ ケーキ SDU ケーキ			
			液受槽	1基	UF ₄ スラリ SDUスラリ				
	その他加工設備の付属施設	工場棟	秤量設備	保安秤量器 (成型工場1) ~ (成型工場10)	10台	粉末 ペレット	(ペレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下		
				保安秤量器 (ウラン管理4)	1台	粉末 ペレット	(ペレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下		
				保安秤量器 (ウラン管理1)	1台	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下		
				保安秤量器 (ウラン管理2)	1台	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			除染室・分析室	保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	粉末 ペレット	(ペレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下		
			加工棟	保安秤量器 (加工棟1) ~ (加工棟9)	9台	粉末 (UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、 UO ₂ スラッジ)、 ペレット (UO ₂ ペレット)	(ペレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下		
			原料貯蔵所	UF ₆ シリンダ秤量器	1台	UF ₆ 固体	減速度 H/U=0.088 以下		
		保安秤量器 (ウラン管理5)		1台	UF ₆ 固体 粉末 ペレット	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088 以下 (粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下			
<p>(注4) シリンダ洗浄棟洗浄室, 沈殿槽室全体での取扱い質量の合計は17.5kg-U以下とする。</p> <p>保安秤量器(ウラン管理6) (ウラン管理7) から保安秤量器(分析1)(分析2) 変更なし</p>									
<p>UF₆シリンダ秤量器の核的制限値から積載制限を削除</p>									

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)								補 正 後	変 更 理 由
2. 台車, 構内運搬車に係る制限 (濃縮度5%以下)									
建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値		
工場棟 除染室・分析室 第2核燃料倉庫	金属容器(溶液・スラリー)用台車	1台	金属容器(溶液・スラリー)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUスラリー	不 要	第3図 (1)	積載数 1以下	変更なし	
	金属容器(粉末)用台車(1)	1台	金属容器(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (1) (2)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下		
	SUS容器用台車(3)	2台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (1) (2)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 4以下(縦積み)		
	SUS容器用台車(4)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不 要	第3図 (1)	積載数 1以下		
	仮焼ボート用台車	1台	仮焼ボートラック	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末	不 要	第3図 (1)	質 量 17.5kg-U 以下		
	乾燥トレイ用台車	2台	乾燥トレイ	ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不 要	第3図 (1)	質 量 17.5kg-U 以下		
	大型粉末容器用台車	1台	大型粉末容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	必 要 (注1)	第3図 (1) (2)	(大型粉末容器) 質量1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下		
	金属缶用台車(1)	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (1) (2)	収納部厚み 10.7cm 以下		
	金属容器(粉末)用台車(2)	2台	金属容器(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (2)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下		
	金属容器(ペレット)用台車(1)	1台	金属容器(ペレット)	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (2)	質 量 14.8kg-U以下/容器 積載数 1以下		
<p>台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室, 加工棟の粉末貯蔵室(1), 粉末貯蔵室(2), ペレット貯蔵室, 第3核燃料倉庫の貯蔵室(1), 貯蔵室(2), 第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。</p> <p>(注1) ウランを移動する場合は, スペースを張り出すこと。</p>									
以下 変更なし								別表第2第2項 ロータ用台車(1)から運搬台車 変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)		補 正 後						変 更 理 由	
変更なし	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値	○記載の適正化(1)
	加 工 棟	SUS容器用台車(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 3以下(縦積み)	
		金属容器(粉末)用台車(3)	2台	金属容器(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
		金属容器(ペレット)用台車(2)	1台	金属容器(ペレット)	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (4)	質 量 14.8kg-U 以下/容器 積載数 1以下	
		ポート(焼結)用台車(3)	1台	9インチポート	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (4)	収納部厚み 10.7cm以下	
		ポート(焼結)用台車(4)	1台	9インチポート	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (4)	収納部厚み 10.7cm以下	
		ペレットトレイ用台車(2)	1台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (4)		
		ロータ用台車(2)	1台	ロータ	UO ₂ スラッジ	不 要	第3図 (4)	積載数 1以下	
		ペレットトレイ用台車(4)	1台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (4)	収納部厚み 10.7cm 以下	
		仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必 要 (注4)	第3図 (4)	積載数 1以下	
		仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必 要 (注4)	第3図 (4)	積載数 1以下	
		ロッドチャンネル用台車(4)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不 要	第3図 (4)	収納部厚み 10.7cm 以下	
		燃料棒構内運搬車	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不 要	第3図 (7)		
	第3核燃料倉庫	SUS容器用台車(2)	3台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 3以下(縦積み)	
		金属缶用台車(2)	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (5)	収納部厚み 10.7cm 以下	

台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注4) ウランを移動する場合は、着脱式のスペーサーを台車に装着すること。ただし、仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)(4)については加工棟のペレット貯蔵室内で取り扱う場合は除く。

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由																																																				
<p>変更なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">建屋</th> <th style="width: 15%;">台車名</th> <th style="width: 5%;">台数</th> <th style="width: 10%;">積載物</th> <th style="width: 10%;">核燃料物質の状態</th> <th style="width: 5%;">台車間近接防止措置</th> <th style="width: 5%;">台車使用エリア</th> <th style="width: 40%;">核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3核燃料倉庫</td> <td>他社缶用台車</td> <td>3台</td> <td>他社缶 <u>(注5)</u></td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (5)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 質量17.5kg-U以下/容器 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>内容器用台車</td> <td>6台</td> <td>内容器 <u>(注6)</u></td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末 UO₂ペレット</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (5)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下</td> </tr> <tr> <td>ロッドチャンネル用台車(5)</td> <td>1台</td> <td>ロッドチャンネル</td> <td>燃料棒</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (5)</td> <td>収納部厚み 10.7cm 以下</td> </tr> <tr> <td>粉末容器構内運搬車</td> <td>1台</td> <td>SUS容器</td> <td>UO₂粉末 U₃O₈粉末</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (7)</td> <td>減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下</td> </tr> <tr> <td>ペレット構内運搬容器</td> <td>1台</td> <td>金属缶</td> <td>UO₂ペレット</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (7)</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>シリンダ洗浄棟</td> <td>SUS 容器用台車(5)</td> <td>1台</td> <td>SUS 容器</td> <td>UF₄粉末 SDU粉末 UF₄ケーキ SDU ケーキ</td> <td>不 要</td> <td>第3図 (6)</td> <td>積載数 <u>2以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"><u>(注5)</u> 他社において使用前検査、または使用前確認に合格した物とする。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"><u>(注6)</u> NPC型輸送容器の構成品として容器承認を受けた物とする。</p>	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値	第3核燃料倉庫	他社缶用台車	3台	他社缶 <u>(注5)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 質量17.5kg-U以下/容器 積載数 1以下	内容器用台車	6台	内容器 <u>(注6)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	ロッドチャンネル用台車(5)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不 要	第3図 (5)	収納部厚み 10.7cm 以下	粉末容器構内運搬車	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (7)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下	ペレット構内運搬容器	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (7)	/	シリンダ洗浄棟	SUS 容器用台車(5)	1台	SUS 容器	UF ₄ 粉末 SDU粉末 UF ₄ ケーキ SDU ケーキ	不 要	第3図 (6)	積載数 <u>2以下</u>	<p>○記載の適正化(1)</p>
建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値																																															
第3核燃料倉庫	他社缶用台車	3台	他社缶 <u>(注5)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 質量17.5kg-U以下/容器 積載数 1以下																																															
	内容器用台車	6台	内容器 <u>(注6)</u>	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下																																															
	ロッドチャンネル用台車(5)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不 要	第3図 (5)	収納部厚み 10.7cm 以下																																															
	粉末容器構内運搬車	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不 要	第3図 (7)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下																																															
	ペレット構内運搬容器	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不 要	第3図 (7)	/																																															
シリンダ洗浄棟	SUS 容器用台車(5)	1台	SUS 容器	UF ₄ 粉末 SDU粉末 UF ₄ ケーキ SDU ケーキ	不 要	第3図 (6)	積載数 <u>2以下</u>																																															

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第2第3項から別表第7 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)			補 正 後	変 更 理 由
別表第8 線量当量等の測定方法 (第54条関係)			変更なし	
測 定 項 目		測 定 方 法		
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定		
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定		
表 面 密 度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定		
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定		
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定		
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定装置による測定		
	排 気 口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定		
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定		
	排 水 口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定		
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計 (TLD) による測定		
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定		
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定		

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後	変 更 理 由
別表第9 放射線測定器類 (第55条関係)				変更なし	
測 定 器 名	数 量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者		
・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	安全管理課長		
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年			
・中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年			
・ダストモニタ	6台	1回/年			
・移動型ダストモニタ	4台	1回/年			
・ハンドフットモニタ	8台	1回/年			
・放射能測定装置 (α, β線用)	13台	1回/年			
・エリアモニタ	8台	1回/年			
・熱蛍光線量計 (TLD) 測定装置	1台	1回/年			
・モニタリングポスト	1台	1回/年			
・エアサンプラ	2台	使用時			
・個人用エアサンプラ	2台	使用時			
・熱蛍光線量計 (TLD) 素子	1式	使用時			
・ガラスバッジ	1式	4回/年*2			
・エアスニファ	採取口 129	使用時			
*1: 点検/校正には交換も含む。					
*2: 女子 (妊娠不能と診断された者を除く。) は1回/月とする。					

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第10から別表第11 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由																																	
<p>別表第12 核燃料物質の受入仕様値 (第70条関係)</p> <p>1. 再生濃縮ウランの受入仕様値 (濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="281 457 1172 1012"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核 種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Ru-106</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Sb-125</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>Np-237</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (α)</td> <td>1×10^{-1} Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>Pu (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 再生濃縮ウラン以外の核燃料物質の受入仕様値 (濃縮度5%以下)</p> <table border="1" data-bbox="281 1213 1172 1465"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核 種</th> <th>含有量 (上限値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U-232</td> <td>0.1 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44×10^5 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>Tc-99</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核 種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	10 ppb (Uベース)	U (α)	3.3×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU	Ru-106	10 Bq/gU	Sb-125	2 Bq/gU	超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU	Pu (α)	1×10^{-1} Bq/gU	Pu (β)	3 Bq/gU	放射性物質区分	核 種	含有量 (上限値)	ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (Uベース)	U (α)	1.44×10^5 Bq/gU	核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (Uベース)	<p>変更なし</p>	
放射性物質区分	核 種	含有量 (上限値)																																	
ウラン同位体	U-232	10 ppb (Uベース)																																	
	U (α)	3.3×10^5 Bq/gU																																	
核分裂生成物	Tc-99	10 Bq/gU																																	
	Ru-106	10 Bq/gU																																	
	Sb-125	2 Bq/gU																																	
超ウラン元素	Np-237	1×10^{-1} Bq/gU																																	
	Pu (α)	1×10^{-1} Bq/gU																																	
	Pu (β)	3 Bq/gU																																	
放射性物質区分	核 種	含有量 (上限値)																																	
ウラン同位体	U-232	0.1 ppb (Uベース)																																	
	U (α)	1.44×10^5 Bq/gU																																	
核分裂生成物	Tc-99	10 ppb (Uベース)																																	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後		変 更 理 由
別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第72条関係)						
施 設		核燃料物質 の 種 類	最 大 貯 蔵 能 力		変更なし	
工 場 棟	原 料 倉 庫	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U		
	転 換 加 工 室		ウラン粉末	43ton-U(注1)		
	ペレット加工室			7ton-U(注1)		
	ペレット加工室		ウランペレット	7ton-U(注1)		
	ペレット貯蔵室			40ton-U(注1)		
	燃料棒補修室		燃 料 棒	1ton-U(注1)		
	燃料棒検査室			46ton-U(注1)		
	燃料集合体組立室		燃料集合体	59ton-U		
	燃料集合体貯蔵室			180ton-U(注1)		
加 工 棟	粉末貯蔵室(1)	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	3.8ton-U		
	粉末貯蔵室(2)			9.2ton-U		
	ペレット加工室			2ton-U		
	ペレット加工室		ウランペレット	2ton-U		
	ペレット貯蔵室			15ton-U		
	燃料棒溶接室		燃 料 棒	1ton-U		
原 料 貯 蔵 所		濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	521ton-U(注2,7)		
			ウラン粉末及び ウランペレット	43.8ton-U		
除染室・分析室	作 業 室 (2)		ウラン粉末	2ton-U(注4)		
第2核燃料倉庫			ウラン粉末	84ton-U(注4,5)		
第3核燃料倉庫	貯 蔵 室 (1)		ウラン粉末	163ton-U(注1,3)		
			ウランペレット	20ton-U(注6)		
	貯 蔵 室 (2)		燃 料 棒	3ton-U(注6)		

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)				補 正 後				変 更 理 由	
施 設		核燃料物質 の 種 類	最 大 貯 蔵 能 力		施 設		核燃料物質 の 種 類	最 大 貯 蔵 能 力	○記載の適正化(1)
シリンダ洗浄棟	貯 蔵 室 (3)	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	6ton-U(注5)	シリンダ洗浄棟	貯 蔵 室 (3)	ウラン粉末	6ton-U(注5)	
容器管理棟	保 管 室		燃料集合体	43ton-U(注1)	容器管理棟	保 管 室	燃料集合体	43ton-U(注1)	
劣化・天然ウラン倉庫		天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末及び ウランペレット	40ton-U	劣化・天然ウラン倉庫		天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末及び ウランペレット	40ton-U
(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。 (注2) 再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。 (注3) 再生濃縮ウランのスクラップ10ton-U以下を含む。 (注4) (注4)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。 (注5) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。 (注6) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。 (注7) 原料貯蔵所にウラン粉末を貯蔵する場合は、六ふっ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。				(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。 (注2) 再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。 (注3) 再生濃縮ウランのスクラップ10ton-U以下を含む。 (注4) (注4)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。 (注5) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。 (注6) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。 (注7) 原料貯蔵所にウラン粉末及びウランペレットを貯蔵する場合は、六ふっ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。					

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)							補 正 後							変 更 理 由
別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間 (第72条関係)							別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間 (第72条関係)							○記載の適正化 (1)
施 設	形 態	濃縮, 天然, 劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		施 設	形 態	濃縮, 天然, 劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン				
		ビルドアップ 期 間	貯蔵期間	ビルドアップ 期 間	貯蔵期間			ビルドアップ 期 間	貯蔵期間	ビルドアップ 期 間	貯蔵期間			
工 場 棟	原 料 倉 庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	原 料 倉 庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)		
	転 換 加 工 室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	転 換 加 工 室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	ベレット加工室													
	ベレット加工室	ウランベレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ベレット加工室	ウランベレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	ベレット貯蔵室													
	燃料棒補修室	燃 料 棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	燃料棒補修室	燃 料 棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	燃料棒検査室													
	燃料集合体組立室	燃料集合体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	燃料集合体組立室	燃料集合体	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)		
燃料集合体貯蔵室	2年以下				2ヶ月/年以下	燃料集合体貯蔵室	2年以下				2ヶ月/年以下			
加 工 棟	粉末貯蔵室 (1)	ウラン粉末	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	粉末貯蔵室 (1)	ウラン粉末	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)		
	粉末貯蔵室 (2)													
	ベレット加工室	ウランベレット	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	ベレット加工室	ウランベレット	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)		
	ベレット加工室													
	ベレット貯蔵室													
	燃料棒溶接室						燃 料 棒						制限なし	常時
原 料 貯 蔵 所		六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	常時	原 料 貯 蔵 所		六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	常時	
		ウラン粉末	1年以下(注1)	常時	-(注4)	-(注4)			ウラン粉末及び ウランベレット	1年以下(注1)	常時	-(注4)	-(注4)	
除染室・分析室	作 業 室 (2)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	除染室・分析室	作 業 室 (2)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	
第2核燃料倉庫		ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし(注2)	常時(注2)	第2核燃料倉庫		ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし(注2)	常時(注2)	
第3核燃料倉庫	貯 蔵 室 (1)	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下 制限なし(注3)	2ヶ月/年以下 常時(注3)	第3核燃料倉庫	貯 蔵 室 (1)	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下 制限なし(注3)	2ヶ月/年以下 常時(注3)	
	貯 蔵 室 (2)	ウランベレット 燃 料 棒	制限なし	常時	制限なし	常時		貯 蔵 室 (2)	ウランベレット 燃 料 棒	制限なし	常時	制限なし	常時	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)			補 正 後				変 更 理 由
施 設		形 態	濃縮, 天然, 劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		
			ビルドアップ 期 間	貯蔵期間	ビルドアップ 期 間	貯蔵期間	
シリンダ洗浄棟	貯 蔵 室 (3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	変更なし
容器管理棟	保 管 室	燃料集合体	制限なし	常時	3年以下	6ヶ月/年以下	
劣化・天然ウラン倉庫		ウラン粉末及び ウランペレット	制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	
<p>ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p>濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない濃縮ウラン10%を含む。</p> <p>再生濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない再生濃縮ウランのスクラップ10%を含む。</p> <p>(注1) 貯蔵する輸送容器を46基以下(1段積み)とする場合はビルドアップ期間は制限なし</p> <p>(注2) 第2核燃料倉庫に貯蔵する再生濃縮ウラン0.2ton-U以下</p> <p>(注3) 第3核燃料倉庫貯蔵室(1)に貯蔵する再生濃縮ウラン10ton-U以下</p> <p>(注4) 「-」は、当該貯蔵施設で再生濃縮ウランを貯蔵しないことを示す。</p>							

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第14から別表第15 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由												
<p>別表第16 変更なし</p>	<p>別表第16 保安に関する記録 (第19条, 75条の2, 124条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録 変更なし</p> <p>2. 操作管理に用いる記録</p> <table border="1" data-bbox="1397 564 2546 907"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定, 解除の状況</td> <td>設定, 解除の都度</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>加工事業の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録 変更なし</p>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間	(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間	<p>○記載の適正化 (4)</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間												
(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間												
(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間												
(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間												

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第17 変更なし	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由																				
<p>別表第18 立入制限中に立入制限区域にて実施可能な業務 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="213 352 1273 600"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換作業</td> <td>蒸発・加水分解に係る作業</td> </tr> <tr> <td>設備異常時の措置</td> <td>設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業</td> </tr> <tr> <td>巡視・点検</td> <td>保安管理上必要な巡視・点検</td> </tr> <tr> <td>放射線管理業務</td> <td>エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	業務内容	転換作業	蒸発・加水分解に係る作業	設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業	巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検	放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換	<p>別表第18 立入制限中に立入制限区域にて実施可能な業務 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1394 352 2525 615"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換作業</td> <td>蒸発・加水分解に係る作業</td> </tr> <tr> <td>設備異常時の措置</td> <td>設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業</td> </tr> <tr> <td>巡視・点検</td> <td>保安管理上必要な巡視・点検</td> </tr> <tr> <td>放射線管理業務</td> <td>エアスニッフェのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	業務内容	転換作業	蒸発・加水分解に係る作業	設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業	巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検	放射線管理業務	エアスニッフェ のろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換	<p>○記載の適正化 (1)</p>
作業項目	業務内容																					
転換作業	蒸発・加水分解に係る作業																					
設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業																					
巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検																					
放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換																					
作業項目	業務内容																					
転換作業	蒸発・加水分解に係る作業																					
設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業																					
巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検																					
放射線管理業務	エアスニッフェ のろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換																					

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
別表第19 変更なし	変更なし	

補正対照表

補正前 (令和3年9月9日付け申請)						補正後						変更理由
別表第20 防災資機材一覧 (第82, 91, 100, 118条関係)						別表第20 防災資機材一覧 (第82, 91, 100, 118条関係)						○記載の適正化(1)
種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容		種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容		
六ふっ化ウラン漏えい対応	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個 (予備2個含む)	A, H, E	1回/月	外観、負数、機能	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個 (予備2個含む)	A, H, E	1回/月	外観、負数、機能	
		HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A, B(*1)	1回/月	外観、負数	HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A, B(*1)	1回/月	外観、負数	
		ゴーグル	必要人数分	A, B(*1)	1回/月	外観、負数	ゴーグル	必要人数分	A, B(*1)	1回/月	外観、負数	
		化学防護服(耐HF仕様)	6個 (予備2個含む)	A, H, E	1回/月	外観、負数	化学防護服(耐HF仕様)	6個 (予備2個含む)	A, H, E	1回/月	外観、負数	
		簡易化学防護服	12組 (予備2組含む)	A, B	1回/月	外観、負数	簡易化学防護服	12組 (予備2組含む)	A, B	1回/月	外観、負数	
	通信連絡用器材	無線機	1台	G	1回/年	機能	無線機	1台	G	1回/年	機能	
		一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能	
		化学防護服用携帯電話	4台	B	1回/月	外観、負数、充電	化学防護服用携帯電話	4台	G	1回/月	外観、負数、充電	
		化学防護服用イヤホン	2個	B	1回/月	外観、負数	化学防護服用イヤホン	2個	G	1回/月	外観、負数	
		車輪付担架	2台 (予備1台含む)	B	1回/月	外観、負数	車輪付担架	2台 (予備1台含む)	G	1回/月	外観、負数	
	その他器材	携行HF検知器	8台 (予備1台含む)	C, D, B	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	携行HF検知器	8台 (予備1台含む)	C, D, G	1回/月 1回/年	外観、負数 機能	
		HFガス採取器(測定用)	1式	C, D, H	1回/月	外観、負数	HFガス採取器(測定用)	1式	C, D, H	1回/月	外観、負数	
		目張り用消耗品一式	1式	A, B, H	1回/月	外観、負数	目張り用消耗品一式 (テープ、シート)	1式	A, B, H	1回/月	外観、負数	
		圧潰工具	2台	H	1回/月	外観、負数	目張りシート(シャッタ)	1式	G, I	1回/月	外観、負数	
		ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	圧潰工具	2台	H	1回/月	外観、負数	
		脚立	3台	A, B	1回/月	外観、負数	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、負数、機能	
		エタノール溶液	1本	J	1回/年	負数・期限	脚立	3台	A, B	1回/月	外観、負数	
		ペノキシル点眼液	1箱	J	1回/年	負数・期限	エタノール溶液	2本	A, B	1回/年	負数・期限	
		カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	負数・期限	ペノキシル点眼液	1箱	A, B	1回/年	負数・期限	
		カルチコール注射液	1箱	J	1回/年	負数・期限	カルチコール注射液	1箱	A, B	1回/年	負数・期限	
火災対応	消火用資機材	可搬消防ポンプ(吹管含む)	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	可搬消防ポンプ(吹管含む)	2台	J	1回/月 1回/6月	外観、負数 機能	
		消防用ホース、ホースノズル(管鎗)	5本	A, B	1回/月	外観、負数	消防用ホース、ホースノズル(管鎗)	5本	A, B	1回/月	外観、負数	
		消防服	15着	A, B	1回/月	外観、負数	消防服	15着	A, B	1回/月	外観、負数	
		粉末消火器	10型: 13本, 20型: 1本	A, B(*2)	1回/月	外観、負数	粉末消火器	10型: 13本, 20型: 1本	A, B(*2)	1回/月	外観、負数	
		泡消火剤	17本(20リットル)	A, B	1回/月	外観、負数	泡消火剤	17本(20リットル)	A, B	1回/月	外観、負数	
		泡消火剤専用ノズル(管鎗)	2本	A, B	1回/月	外観、負数	泡消火剤専用ノズル(管鎗)	2本	A, B	1回/月	外観、負数	
		大型消火器	100型: 1本, 50型: 8本	J	1回/月	外観、負数	大型消火器	100型: 1本, 50型: 8本	J	1回/月	外観、負数	
		屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能	屋外消火栓設備	1式	J	1回/6月	機能	
		防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能	防火水槽	4ヶ所	J	1回/6月	機能	
		酸素濃度計	1台	A	1回/年	機能	酸素濃度計	1台	G	1回/年	機能	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後						変 更 理 由	
以下 変更なし	種類						○記載の適正化(1)	
			配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容		
	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能		
		ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能		
		携帯電話	30台	J	訓練の都度	機能		
		消防署専用回線	2回線	E	1回/月	外観、機能		
		緊急呼出装置(エマージェンシーコール)	1台	F	訓練の都度	機能		
		無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能		
		衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認		
		放送設備	3台	C,D,F	1回/年	機能		
		モニタリングポスト	1台	J	1回/年	機能		
	放射線計測器	固定式測定器(排気塔モニタ)	6台	(各排気塔)	1回/年	機能		
		ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能		
		中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能		
		空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能		
		表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能		
		可搬式ガス測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年		機能
			測定器	2台	C,D	1回/年		機能
		可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年		機能
			測定器	2台	C,D	1回/年		機能
		個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能		
	放射防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、負数		
		フィルタ付き防護マスク	半面	30個	A,B(*1)	1回/年		外観、負数
			全面	10個	A,B	1回/年		外観、負数
	その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、負数		
		投光器	4台	A,B	1回/月	外観、負数		
		懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、負数		
		ヨウ素剤	1,000錠	A,B	1回/月	負数・期限		
		梯子	4台	A,B	1回/月	外観、負数		
		除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、負数		
集塵機		2式	A,B	1回/月	外観、負数、機能			
固着剤		2式	A,B	1回/月	外観、負数			
散布装置		2式	A,B	1回/月	外観、負数、機能			
担架		2台	A,B	1回/月	外観、負数			
防災テント		1式	J	1回/月	外観、負数			
被ばく者の輸送に使用可能な車両		1台	J	1回/月	外観、負数、機能			
(*1) 従事者の常時携行品は除く。 管理責任者：安全管理課長								
(*2) 加工施設内に設置しているものは除く。								
<保管場所凡例>								
A	防災資機材保管場所							
B	予備防災資機材保管場所							
C	防災ルーム							
D	代替防災ルーム							
E	放射線管理棟更衣室							
F	警備所							
G	転換工場							
H	成型工場一時退避場所							
I	除染・分析室							
J	その他(敷地内等)							

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>(第11章関連)</p>	<p>変更なし</p>	<p>*()数字は、補正申請書の変更の詳細の項番号</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 火災及び爆発</p> <p>管理総括者は、火災防護活動（初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動）のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、以下に示す火災防護計画を策定し、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>1.1 内部火災</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>管理総括者は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上（夜間・休日当番者及び警備員）、事業所から3km圏内に居住する防災組織員を待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源等の資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備し保管管理する。</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>① 管理総括者は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定する。</p> <p>1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p> <p>イ) 工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>ロ) 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄物を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p>	<p style="text-align: center;">設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 火災及び爆発</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>管理総括者は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上（夜間・休日当番者及び警備員）、事業所から3km圏内に居住する防災組織員を待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源等の資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備し保管管理する。</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p><u>管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響の軽減等、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む標準（火災防護計画）を策定する。</u></p> <p>① 内部火災</p> <p>1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p> <p>イ) 工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>ロ) 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄物を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p>	<p>○記載の適正化（3）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>ハ) 火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。</p> <p>ニ) 火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</p> <p>2) 火災防護対策を行う体制として、火災防護組織、火災防護推進体制等に関すること。</p> <p>3) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p> <p>4) 火災発生時の体制の整備として、消火活動のための体制の整備、防災組織要員の確保、防災組織要員への通報連絡体制、防災組織要員への教育、初期消火活動訓練、消火活動に必要な資機材の準備等に関すること。</p> <p>5) 火災の感知として、火災感知設備等に関すること。</p> <p>6) 火災の影響を軽減する為に必要な措置として、火災発生時の措置、初期消火活動、消火活動等に関すること。</p> <p><u>② 管理総括者は、火災及び爆発発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>1) 火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施する。</p> <p>2) 社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行う。</p> <p>3) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p> <p>4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行う。なお、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</p> <p>5) 消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。</p> <p>6) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを決め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p>ハ) 火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。</p> <p>ニ) 火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</p> <p>2) 火災防護対策を行う体制として、火災防護組織、火災防護推進体制等に関すること。</p> <p>3) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p> <p>4) 火災発生時の体制の整備として、消火活動のための体制の整備、防災組織要員の確保、防災組織要員への通報連絡体制、防災組織要員への教育、初期消火活動訓練、消火活動に必要な資機材の準備等に関すること。</p> <p>5) 火災の感知として、火災感知設備等に関すること。</p> <p>6) 火災の影響を軽減する為に必要な措置として、火災発生時の措置、初期消火活動、消火活動等に関すること。</p> <p><u>7) 火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施すること。</u></p> <p><u>8) 社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行うこと。</u></p> <p><u>9) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じた呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用すること。また、煙の中で消火活動を行う場合の呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服の着用に関すること。</u></p> <p><u>10) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行うこと。また、事故対応のため負圧に影響のある排気系統を停止する場合は、それ以外の排気系統により建物の負圧を可能な限り維持すること。</u></p> <p><u>11) 消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行うこと。</u></p> <p><u>12) 屋外消火栓による消火活動、救助活動等が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを決め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しないこと。</u></p>	<p>○記載の適正化（3）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、ガスヒータ、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認する。</p> <p>8) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止する。</p> <p>9) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。</p> <p>イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。</p> <p>ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p> <p>10) UF₆を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しない。</p> <p>1.2 外部火災</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>1.1項(1)に準ずる。</p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>1.1項(2)に準ずる。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>1.1項(3)に準ずる。</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、外部火災による災害等を防止するための、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p>① 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両については、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守する。また、運搬する容量の制限を行う。</p> <p>② 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理を行う。</p> <p>2. 自然災害等</p> <p>管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、加工施設内において自然災害等（「降下火砕物及び積雪、地震、竜巻」をいう。以下、本項において同じ。）が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するため、保安規定別表第20に示す資機材の整備も含め以下の活動を実施することを標準書に定める。</p>	<p>13) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、ガスヒータ、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気すること。また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことを確認を行うこと。</p> <p>14) 成形課長は、バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止すること。</p> <p>15) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理に関すること。</p> <p>イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。</p> <p>ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</p> <p>16) UF₆を取り扱う設備・機器の近傍には、可能な限り火災源となり得るものを設置しないこと。</p> <p>② 外部火災</p> <p>1) 構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両について、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守すること。また、運搬する容量の制限に関すること。</p> <p>2) 敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理に関すること。</p> <p>2. 自然災害等</p>	<p>○記載の適正化(3)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>2.1 降下火砕物及び積雪</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。なお、防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項（体制の整備）に示す。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、自然災害等の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害に必要な資機材を準備する。</u></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、<u>降下火砕物及び積雪による災害発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>① 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</p> <p>② 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</p> <p>③ 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</p> <p>④ 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p>2.2 地震</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>担当部長は、<u>地震発生時における必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>担当部長は、<u>該当する要員に対して、地震による災害等の対応に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的実施する。</u></p>	<p>(1) 体制の整備</p> <p>管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、加工施設内において自然災害等（「降下火砕物及び積雪、地震、竜巻」をいう。以下、本項において同じ。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>なお、竜巻予測情報に基づく措置の体制については、迅速に措置を講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う必要があることから、竜巻の発生が想定される段階の必要な竜巻対策要員を配置する。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、自然災害等の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、<u>自然災害等発生時に必要な資機材を準備する。</u></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、<u>自然災害等による災害等を防止するため、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>① 降下火砕物及び積雪</p> <p>1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合の、降下火砕物の除去作業における防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮した措置に関する<u>こと</u>。</p> <p>2) 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する<u>こと</u>。</p> <p>3) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p>4) 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p>② 地震</p>	<p>○記載の適正化（3）</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>(3) 資機材の整備 <u>担当部長は、地震による災害等に必要な資機材を準備する。</u></p> <p>(4) 標準書の整備 <u>管理総括者は、地震により起こり得る災害等発生時のリスクの低減、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>① 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</p> <p>② 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合は、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。</p> <p>2.3 竜巻</p> <p>(1) 体制の整備 <u>竜巻予測情報に基づく措置は、迅速に講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う必要があることから、担当部長は、竜巻の発生が想定される段階の必要な竜巻対策要員を配置する。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施 <u>担当部長は、該当する要員に対し、竜巻の発生が想定される段階で実施すべき措置に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的実施する。</u></p> <p>(3) 資機材の整備及び事前措置 <u>担当部長は、竜巻による災害等に必要な資機材を準備する。</u> <u>担当課長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。</u></p> <p>(4) 標準書の整備 <u>管理総括者は、竜巻の襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の必要な機能を維持するための以下の活動を含む措置等の対応手順を標準書に定める。</u></p> <p>① 竜巻襲来が想定される段階での対応</p> <p>1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する。</p> <p>ハ) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する。</p>	<p>1) 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p>2) 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合<u>の</u>、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置に<u>関すること</u>。</p> <p>③ 竜巻 <u>(竜巻襲来が想定される段階での対応)</u></p> <p><u>[注意喚起*) 時の対応]</u></p> <p><u>*) 茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</u></p> <p>1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示する<u>こと</u>。</p> <p>2) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示する<u>こと</u>。</p> <p>3) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認する<u>こと</u>。</p>	<p>○記載の適正化(3)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>二) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する。</p> <p>ホ) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する。</p> <p>2) 警戒事態</p> <p>加工施設から 30 kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30 分以内を目途に以下を実施する。</p> <p>イ) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する。</p> <p>ロ) 担当課長は、以下の対応を実施させる。</p> <p>a) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。</p> <p>b) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。 <p>c) 第3 廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</p> <p>d) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。 ・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 <p>e) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 	<p>4) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動できるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示する<u>こと</u>。</p> <p>5) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼する<u>こと</u>。</p> <p><u>[警戒事態*)時の対応]</u></p> <p><u>*)</u> 加工施設から 30 kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30 分以内を目途に以下を実施する。</p> <p>1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示する<u>こと</u>。</p> <p>2) 担当課長の対応に関する<u>こと</u>。</p> <p>イ) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。<u>なお、飛来物となり得るプレハブ物置に対しては、あらかじめ固縛措置を講じておく。</u></p> <p>ロ) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。 ・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。 <p>ハ) 第3 廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</p> <p>ニ) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。 ・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 <p>ホ) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。 	<p>○記載の適正化(3)</p>

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はマガジン架台部はボルトで固定する。</p> <p>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p> <p>f) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p>ハ) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する。</p> <p>3. 内部溢水</p> <p><u>管理総括者は、内部溢水が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のため、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><u>担当部長は、内部溢水発生時における必要な要員を配置する。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p><u>担当部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時の対応に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的実施する。</u></p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p><u>担当部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を準備する。</u></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p><u>管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>① 溢水防護区画の設定に関すること。</p> <p>② 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。</p> <p>③ 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置(自動又は手動)に関すること。</p> <p>④ 溢水防止のための堰に関すること。(脱着式堰に関すること。)</p> <p>⑤ 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間には、<u>ては、</u>マガジン架台部はボルトで固定する。</p> <p>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</p> <p><u>へ</u>) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</p> <p>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</p> <p><u>3)</u> 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼する<u>こと</u>。</p> <p>3. 内部溢水</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><u>管理総括者は、内部溢水が発生するおそれがある場合又は発生した場合における、加工施設の必要な機能の維持活動を行う要員及び防災組織(保安規定第80条の非常時対策組織に該当)に必要な要員を配置する。防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項(体制の整備)に示す。</u></p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p><u>管理総括者は、該当する要員に対して、内部溢水発生時の対応に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的実施する。</u></p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p><u>管理総括者は、内部溢水発生時に必要な資機材を準備する。</u></p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p><u>管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p><u>1)</u> 溢水防護区画の設定に関すること。</p> <p><u>2)</u> 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。</p> <p><u>3)</u> 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置(自動又は手動)に関すること。</p> <p><u>4)</u> 溢水防止のための堰に関すること。(脱着式堰に関すること。)</p> <p><u>5)</u> 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</p>	<p>○記載の適正化(3)</p>

補正対照表

補正前 (令和3年9月9日付け申請)	補正後	変更理由
	変更なし	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る体制等の整備 (第12章関連)</p>	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。 ・ 対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。 ・ 核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。 ・ 対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。 ・ 対策グループ統括は、対策グループを統括する。 ・ 現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。 ・ 環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。 ・ 施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。 ・ 調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。 ・ 情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。 ・ 広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。 	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。 <p>(2) 防災組織要員の確保</p> <p>実施組織各班の要員は（図－１）に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を（図－２）に示す。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*¹及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*²）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> *1) 平成12年に締結された「原子力事業所安全協力協定」に基づく協力体制で、現在は東海村、那珂市、大洗町、銚田市及びひたちなか市に所在する18の原子力事業所で構成され、相互に協力して各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図ると共に、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が協力することを目的とする。緊急事態に対する協力内容としては、放射線管理／防護及び消火活動等に係る要員・資機材の提供がある。 *2) 原子力災害対策特別措置法を受けウラン加工事業者間で締結された協力協定で、緊急事態が発生した場合、対応要員・資機材の提供に協力する。 <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p> <p>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。 ・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓 	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。 <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材、及び火災に対処するために必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</p> <p>なお、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる以下の事項を含む標準書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故対処において、安全を最優先で対応する方針。 現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。 事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。 大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。 UF₆の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。 火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。 加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。 UF₆の漏えい時、原料倉庫内のUF₆漏えい検知設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。 UF₆の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF₆、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するた 	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>めの判断基準。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故に至るおそれがある事故発生時に HF を含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を操作員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。 <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に対処するため、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、体制及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関する事及び放射性物質の放出を低減するための対策に関する事を標準書に定める。</p> <p>2.1 大規模な火災に対する対策</p> <p>大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。 ・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状の UF₆ 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 <p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用い 	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>た防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。 <p>図表一覧 変更なし</p> <p>図-1、図-2 変更なし</p> <p>表-1、表-2 変更なし</p>	<p>変更なし</p>	

補 正 対 照 表

補 正 前 (令和3年9月9日付け申請)	補 正 後	変 更 理 由
<p>添付3 長期施設管理方針 (第67条の2関連)</p>	<p>変更なし</p>	

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年11月

三菱原子燃料株式会社

枠囲みの範囲については、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条から第3条 省略</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安品質マネジメントシステム</p> <p style="text-align: center;">第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲</p> <p>第4条から第4条の3 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等</p> <p>第5条から第5条の2 省略</p> <p>(保安品質マニュアル)</p> <p>第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>第5条の4から第5条の5 省略</p> <p style="text-align: center;">第3節 経営責任者等の責任</p> <p>第6条から第6条の12 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 資源の管理</p> <p>第7条から第7条の2 省略</p> <p style="text-align: center;">第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象に係る初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動（以下「火災防護活動」という。）及び火山活動（降灰）・その他</p>	<p>変更なし</p> <p>(保安品質マニュアル)</p> <p>第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を策定し、維持させる。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>変更なし</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象等（火災及び爆発等の設計想定事象、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）、大規模な自</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づ</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動（以下「自然災害等発生時の保全活動」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。）及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>（1）個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>（2）機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>（3）機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>（4）使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>（5）個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>（個別業務等要求事項として明確にすべき事項）</p> <p>第8条の2 管理総括者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として「保安文書管理標準」に定める。</p> <p>（1）組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>（2）関係法令</p> <p>（3）上記第1号及び第2号のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p> <p>第8条の3から第8条の4 省略</p> <p>（設計・開発計画）</p> <p>第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発（専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・</p>	<p>然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置及び定期評価に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3. 管理総括者は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>（1）個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>（2）機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>（3）機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>（4）使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>（5）個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>（個別業務等要求事項として明確にすべき事項）</p> <p>第8条の2 管理総括者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として「保安文書管理標準」に定める。</p> <p>（1）組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>（2）関係法令</p> <p>（3）上記第1号及び第2号のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p> <p>変更なし</p> <p>（設計・開発計画）</p> <p>第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発（専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・</p>	<p>〈変更〉</p> <p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>(2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。</p> <p>1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3) 上記第2号における設計には、第62条に定める工事管理及び第63条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p> <p>2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>第9条の2から第11条の6 省略</p> <p>第6節 評価及び改善</p> <p>第12条から第15条の3 省略</p>	<p>開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(1) 担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>(2) 担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。</p> <p>1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3) 上記第2号における設計には、第62条に定める工事管理及び第63条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1) 安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p> <p>2) 安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p> <p><u>3) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置した設計とする。</u></p> <p>2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組 織</p> <p>第16条 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 職 務</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。</p> <p>(2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 生産管理部長は、加工施設の付属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。</p> <p>ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の処理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。</p> <p>(2) 管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 生産管理部長は、加工施設の付属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(5) 輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ) 放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）に関する業務、保全区域及び周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理区域外への搬出及び使用前事業者検査に関する業務。</p> <p>ロ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめ（マネジメントレビュー会議の事務を含む）に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐のために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ) 核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7) 製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の処理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。</p>	

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(9) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。 イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。 ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。 ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。 ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(12) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14) 転換課長は、転換加工作業、ウラン回収作業、大型粉末容器（台車付）置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(15) 成形課長は、成型加工作業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成型工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(16) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成型工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(17) 環境保全課長は、シリンダ洗浄棟のウラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、<u>火災防護活動</u>、<u>自然災害等発生時の保全活動</u>、<u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動</u>、<u>六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</u>、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、定期評価、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>3. 第86条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第80条に定める非常時対策組織に移行する。</p>	<p>(8) 設備技術課長は、加工施設の付属施設（放射性気体廃棄物廃棄設備を含む）の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(9) 輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入（安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く）及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(10) 安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめ、使用前事業者検査に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11) 安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。 イ) 保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。 ロ) 内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。 ハ) 核燃料取扱主任者の補佐業務。 ニ) 物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(12) 品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(13) 安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬（周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く）、保全区域及び周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14) 転換課長は、転換加工作業、ウラン回収作業、大型粉末容器置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(15) 成形課長は、成型加工作業、核燃料物質の貯蔵（転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く）及び加工棟成型工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(16) 組立課長は、被覆作業、燃料集合体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成型工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(17) 環境保全課長は、シリンダ洗浄棟のウラン回収作業、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理（転換課長、成形課長の所管する業務を除く）、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(18) 各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、<u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u>、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、定期事業者検査に関する業務を含む施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理、定期評価、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p> <p>3. 第86条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第80条に定める非常時対策組織に移行する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3節 核燃料取扱主任者</p> <p>第18条から第20条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 安全衛生委員会</p> <p>(安全衛生委員会)</p> <p>第21条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するために安全衛生委員会を置く。</p> <p>2. 安全衛生委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 主要設備の設置、変更及び補修に関する事項</p> <p>(2) 許認可に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の改定に関する事項</p> <p>(4) 保安品質保証計画書及び標準書に関する事</p> <p>(5) 安全衛生管理年間計画に関する事</p> <p>(6) 操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事</p> <p>(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</p> <p>(8) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問に応じて審議し答申する。安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問がない場合も委員の求めに応じて審議し、その結果を管理総括者に勧告する。</p> <p>また、委員会の議事においては、原子力安全に関して核燃料取扱主任者の意見を常に求め、特段意見がない場合も含め、事務局がそれを議事録に残す。核燃料取扱主任者の指摘事項については、フォローアップの記録も残す。</p> <p>4. 安全衛生委員会は、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成する。</p> <p>5. 各部課長は、第2項に掲げる事項について安全・品質保証課長に諮問の手続を依頼する。安全・品質保証課長は、核燃料取扱主任者の意見を聞き、核燃料取扱主任者が諮問が必要と判断した場合、管理総括者に安全衛生委員会に諮問するよう依頼する。管理総括者は、安全・品質保証課長の諮問の依頼を受け、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>(安全衛生管理年間計画)</p> <p>第22条 管理総括者は、毎年度、安全衛生管理年間計画を定める。</p> <p>2. 安全衛生管理年間計画は、毎年度実施予定の定常業務（日常的に行う業務は除く）の実施について定めたものであり、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(1) 保安教育の実施に関する事</p> <p>(2) 安全衛生委員会の実施に関する事</p> <p>(3) <u>火災防護活動</u>、<u>自然災害等発生時の保全活動</u>、<u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動のための活動訓練を含む非常時の措置に係る訓練並び</u></p>	<p>変更なし</p> <p>(安全衛生委員会)</p> <p>第21条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するために安全衛生委員会を置く。</p> <p>2. 安全衛生委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 主要設備の設置、変更及び補修に関する事項</p> <p>(2) 許認可に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の変更に関する事項</p> <p>(4) 保安品質保証計画書及び標準書に関する事</p> <p>(5) 安全衛生管理年間計画に関する事</p> <p>(6) 操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事</p> <p>(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価</p> <p>(8) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問に応じて審議し答申する。安全衛生委員会は、前項に掲げる事項について管理総括者の諮問がない場合も委員の求めに応じて審議し、その結果を管理総括者に勧告する。</p> <p>また、委員会の議事においては、原子力安全に関して核燃料取扱主任者の意見を常に求め、特段意見がない場合も含め、事務局がそれを議事録に残す。核燃料取扱主任者の指摘事項については、フォローアップの記録も残す。</p> <p>4. 安全衛生委員会は、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成する。</p> <p>5. 各部課長は、第2項に掲げる事項について安全・品質保証課長に諮問の手続を依頼する。安全・品質保証課長は、核燃料取扱主任者の意見を聞き、核燃料取扱主任者が諮問が必要と判断した場合、管理総括者に安全衛生委員会に諮問するよう依頼する。管理総括者は、安全・品質保証課長の諮問の依頼を受け、安全衛生委員会に諮問する。</p> <p>(安全衛生管理年間計画)</p> <p>第22条 管理総括者は、毎年度、安全衛生管理年間計画を定める。</p> <p>2. 安全衛生管理年間計画は、毎年度実施予定の定常業務（日常的に行う業務は除く）の実施について定めたものであり、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(1) 保安教育の実施に関する事</p> <p>(2) 安全衛生委員会の実施に関する事</p> <p>(3) 設計想定事象、<u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動のための活動訓練を含む非常時の措置に係る訓練並びに非常時対策組織の訓練（以下</u></p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づ</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>に非常時対策組織の訓練（以下「非常時訓練」という。）の実施に関する事 (4) 定期事業者検査の実施に関する事 (5) PIT, PIVの実施計画に関する事</p> <p>第23条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4章 教育・訓練</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第24条 管理総括者は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるための教育・訓練に関する標準書を要員確保上の処置も含めて定める。</p> <p>2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、<u>火災防護活動</u>、<u>自然災害等発生時の保全活動</u>、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p> <p>イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関する事 ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関する事 ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関する事 ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関する事</p> <p>(2) 管理総括者は、(1)の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1)の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。</p> <p>(5) 安全管理課長は、第49条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、(3)及び(4)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>3. 担当部課長は、加工施設の操作員の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当課長は、第1項の標準書に基づきあらかじめ定めた、<u>火災防護活動</u>、<u>自然災害等発生時の保全活動</u>、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する事項を含</p>	<p>「非常時訓練」という。）の実施に関する事 (4) 定期事業者検査の実施に関する事 (5) PIT, PIVの実施計画に関する事</p> <p>変更なし</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第24条 管理総括者は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるための教育・訓練に関する標準書を要員確保上の処置も含めて定める。</p> <p>2. 各部課長等は、全社での教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、教育・訓練計画を定めること。なお、教育・訓練項目は別表第1-1-①のとおりとすること。また、教育・訓練項目には、<u>設計想定事象</u>発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項及び六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関する以下の事項を含めること。</p> <p>イ) 六ふっ化ウラン漏えい事故対策に関する事 ロ) 六ふっ化ウランの危険性に関する事 ハ) 六ふっ化ウランばく露防止に関する事 ニ) 六ふっ化ウラン漏えい時の退避に関する事</p> <p>(2) 管理総括者は、(1)の教育・訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受けること。</p> <p>(3) 安全管理課長は、(1)の教育・訓練計画に基づき教育・訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(4) 安全管理課長は、請負会社従業員について、(1)の教育・訓練計画に基づき原則として自社において教育・訓練を実施すること。ただし、請負会社が自ら教育・訓練を実施する場合は、教育・訓練の項目を提示すると共に、その結果を報告させること。</p> <p>(5) 安全管理課長は、第49条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付による教育を実施すること。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、(3)及び(4)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>3. 担当部課長は、加工施設の操作員の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当課長は、第1項の標準書に基づきあらかじめ定めた、<u>設計想定事象</u>、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する事項を含む加工施設の操作で習得すべき</p>	<p>＜変更＞</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>む加工施設の操作で習得すべき事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施すること。</p> <p>(2) 担当部長は、(1)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>4. 管理総括者は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、第2項の教育・訓練の他に、第87条の2の緊急作業従事者に対して、別表第1-1-②に定める緊急作業についての教育・訓練を安全管理課長に実施させること。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、前号の教育・訓練の実施結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>5. 管理総括者は、第2項(6)、第3項(2)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて標準書を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。</p> <p>(非常時訓練)</p> <p>第25条 管理総括者は、第78条、第89条、<u>第95条</u>、第98条及び第102条に定める標準書に基づき、従業員等に対する非常時訓練に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、非常時訓練の計画(以下「訓練計画」という。)を定める。また、非常時訓練には、六ふっ化ウランの漏えいに対処するための以下の訓練を含み、六ふっ化ウラン漏えいを想定した訓練を年1回実施する。</p> <p>(1) 初動対応としての六ふっ化ウラン漏えいの検知、事故発生の周知、迅速及び確実な退避、並びに逃げ遅れが発生した場合の迅速な救助</p> <p>(2) 拡大防止措置としての六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め、及び事故収束、並びに建屋外への漏えいの監視</p> <p>3. 管理総括者は、前項の訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。</p> <p>4. 安全管理課長は、第2項の訓練計画に基づき、非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>5. 安全・品質保証部長は、前項の訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>6. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の訓練のための標準書、並びに第78条、第89条、<u>第95条</u>、第98条及び第102条に定める非常時の措置に係る標準書を改め、次年度の訓練計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第26条から第27条 省略</p>	<p>事項とその評価方法に従って、毎年度、自部門の要員に対する教育・訓練を実施すること。</p> <p>(2) 担当部長は、(1)の教育・訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>4. 管理総括者は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 管理総括者は、第2項の教育・訓練の他に、第87条の2の緊急作業従事者に対して、別表第1-1-②に定める緊急作業についての教育・訓練を安全管理課長に実施させること。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、前号の教育・訓練の実施結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告すること。</p> <p>5. 管理総括者は、第2項(6)、第3項(2)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて標準書を改め、次年度の教育・訓練計画に反映する。</p> <p>(非常時訓練)</p> <p>第25条 管理総括者は、第78条、第89条、第98条及び第102条に定める標準書に基づき、従業員等に対する非常時訓練に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の標準書に基づき、毎年度、非常時訓練の計画(以下「訓練計画」という。)を定める。また、非常時訓練には、六ふっ化ウランの漏えいに対処するための以下の訓練を含み、六ふっ化ウラン漏えいを想定した訓練を年1回実施する。</p> <p>(1) 初動対応としての六ふっ化ウラン漏えいの検知、事故発生の周知、迅速及び確実な退避、並びに逃げ遅れが発生した場合の迅速な救助</p> <p>(2) 拡大防止措置としての六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め、及び事故収束、並びに建屋外への漏えいの監視</p> <p>3. 管理総括者は、前項の訓練計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の確認及び安全衛生委員会の審議を受ける。</p> <p>4. 安全管理課長は、第2項の訓練計画に基づき、非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>5. 安全・品質保証部長は、前項の訓練の結果を評価し、実施結果及び改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>6. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の訓練のための標準書、並びに第78条、第89条、第98条及び第102条に定める非常時の措置に係る標準書を改め、次年度の訓練計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第2節 通 則</p> <p>第28条から第32条 省略</p> <p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>第33条から第34条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 操作上の留意事項</p> <p>（臨界安全管理）</p> <p>第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量、寸法等が、別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準を従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>（1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に<u>担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者</u>により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（2）核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、<u>担当放射線業務従事者以外の放射線業務従事者</u>により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p> <p>（3）別表第2第2項に示す台車及び別表第2第3項に示す電動リフターを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>（4）作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。</p> <p>（漏えい管理）</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の漏えいがないように<u>努める。</u></p> <p><u>2. 各課長は、加工施設が運転されているときは、第1種管理区域の給排気設備を常時運転し、核燃料物質を大気圧以下の部屋で取扱う。</u></p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（臨界安全管理）</p> <p>第35条 各課長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取扱う核燃料物質の質量若しくは寸法を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせた別表第2に掲げる核的制限値を超えないように下記に掲げる基準を従業員等に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>（1）核的制限値として核燃料物質の質量制限値が設けられている工程では、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表第2の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを管理すること。なお、別表第2のうち秤量が必要な作業に関しては、作業実施前後に<u>当該業務の別の操作員</u>により、核的制限値が遵守されていることを確認すること。</p> <p>（2）核的制限値として核燃料物質の寸法等の制限値が適用されている工程では、事前に装荷される核燃料物質が別表第2の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。なお、寸法等の制限値が適用されている工程のうち、別表第1-3に記載されている機器については、<u>当該業務の別の操作員</u>により、核的制限値が遵守されていることを記録により確認すること。</p> <p>（3）別表第2第2項に示す台車、<u>構内運搬車</u>及び別表第2第3項に示す電動リフタを使用する場合は、同表に示す所定の使用エリアで使用すること。</p> <p>（4）作業場所においては、臨界安全上の制限値として質量、核燃料物質の寸法等の表示がなされていること。</p> <p>（漏えい管理）</p> <p>第36条 各課長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質の飛散又は漏えいがないように<u>管理する。</u></p> <p><u>2. 設備技術課長は、加工施設が運転されているときは、気体廃棄設備の運転により第1種管理区域を負圧に維持し、管理する。さらにウランの飛散するおそれのある部屋は、事故時におい</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>第37条 省略</p> <p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>第38条から第39条 省略</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第40条から第41条 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第42条 管理区域は、第2図(2)～(9)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかでない場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p> <p>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p><u>ても当該区域の室内の圧力を外気に対して 19.6Pa 以上の負圧に維持するよう可能な限り管理する。</u></p> <p><u>3. 各課長は、核燃料物質を取扱う部屋が負圧であること、また、核燃料物質を取扱うフードボックス等については、内部を排気することにより開口部の風速を 0.5m/秒以上とするか、機器内部の負圧が室内に対して 9.8Pa 以上であることを確認してから核燃料物質を取扱う。</u></p> <p>変更なし</p> <p>（管理区域）</p> <p>第42条 <u>管理総括者は、法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定する。</u>管理区域は、第2図(2)～(8)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかでない場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p> <p>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>（管理区域の区域区分）</p> <p>第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(9)のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)</p> <p>2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p> <p>第44条 省略</p> <p>（飲食及び喫煙の禁止）</p> <p>第45条 管理総括者は、管理区域内での飲食、喫煙を禁止する措置を講じる。<u>ただし、第2種管理区域において第2図(2)に示す定められた場所での飲水泉による飲水はこの限りでない。</u></p> <p>第46条 省略</p> <p>（第1種管理区域への出入管理）</p> <p>第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。</p> <p>2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>（保全区域）</p> <p>第47条の2 保全区域は、第2図(10)に示す区域とする。</p> <p>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。</p> <p>第48条から第48条の2 省略</p>	<p>（管理区域の区域区分）</p> <p>第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(8)のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)</p> <p>2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p> <p>変更なし</p> <p>（飲食及び喫煙の禁止）</p> <p>第45条 管理総括者は、管理区域内での飲食、喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>変更なし</p> <p>（第1種管理区域への出入管理）</p> <p>第47条 安全管理課長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じると共に、立入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、<u>ハンドフットモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、加工棟からの退出にあたっては、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタ等を使用する。</u></p> <p><u>(3) 前号のハンドフットモニタ等の検査において、警報設定値を超え警報が吹鳴した際には、速やかに安全管理課長へ連絡し、除染措置等を行う。</u></p> <p>2. 安全管理課長は、第1種管理区域を退出する者について身体及び身体に着用している物の表面密度が別表第4に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>（保全区域）</p> <p>第47条の2 保全区域は、第2図(9)に示す区域とする。</p> <p>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>第49条から第51条 省略</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>第53条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>4. 安全管理課長は、<u>周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。</u></p> <p>第55条 省略</p>	<p>変更なし</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第52条 各課長は、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を必要に応じ立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 安全管理課長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じ、担当課長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各課長は、管理区域内に立入る者に対し、必要に応じて放射線等の防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p><u>4. 各課長は、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業を行う場合には、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸用保護具を着用させ、安全管理課長はダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u></p> <p>変更なし</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第54条 安全管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表第7及び別表第8に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。<u>なお、一部再循環給気を行う排気系統については、作業環境中の空気中のウラン濃度に異常が発生した場合は、設備技術課長は再循環給気を中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u></p> <p>3. 安全管理課長は、管理区域における空気中の放射性物質の濃度、外部放射線に係る線量当量率及び表面密度の測定結果を、加工施設内の第1種管理区域の出入り口付近に表示する。</p> <p>4. 安全管理課長は、<u>第2図（10）に示すMNF周辺監視区域西側境界付近に設置されるモニタリングポスト（MNF局）及び隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「NDC」という。）が所有するNDC周辺監視区域東側境界付近に設置されるモニタリングポスト（NDC局）により空間放射線量率を測定し、常時監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合は、可搬設備にて対応する。</u></p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 物品及び核燃料物質等の移動の管理</p> <p>第56条から第57条 省略</p> <p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2. 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</p> <p>第59条 省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理計画</p> <p>第60条から第60条の12 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 設計及び工事管理</p> <p>第61条 省略</p> <p>（工事管理）</p> <p>第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>（2）加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>（3）管理上重要な初期データの採取</p> <p>（4）工事工程の管理</p> <p>（5）運転開始までの作業対象設備の管理</p> <p>（6）第6章に基づく放射線管理</p> <p>（7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>変更なし</p> <p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第58条 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、「加工規則第7条の6」に定める運搬に関する措置を講じ、管理区域外の運搬では運搬先の確認を行うと共に標識を取り付ける等の措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2. 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</p> <p><u>3. 担当課長は、六ふっ化ウランが充填されたUF₆シリンダを構内運搬する場合は、外運搬規則に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包した上で運搬する。</u></p> <p>変更なし</p> <p>（工事管理）</p> <p>第62条 設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、<u>労働安全衛生法等の関連法令及び</u>次の事項を考慮した工事管理を行う。</p> <p>（1）周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>（2）加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>（3）管理上重要な初期データの採取</p> <p>（4）工事工程の管理</p> <p>（5）運転開始までの作業対象設備の管理</p> <p>（6）第6章に基づく放射線管理</p> <p>（7）第9章に基づく放射性廃棄物管理</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第3節 事業者検査の実施</p> <p>第63条から第65条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 計器及び放射線測定器の校正</p> <p>第66条 省略</p> <p style="text-align: center;">第5節 計画停電時の措置</p> <p>第67条 省略</p> <p style="text-align: center;">第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画</p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画)</p> <p>第67条の2 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">第6節 加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p> <p>(加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第67条の2 担当課長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考とし、10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針（加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画）を策定する。また、担当課長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p> <p>2. 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第8章 核燃料物質の管理</p> <p>第68条から第69条 省略</p> <p>（核燃料物質の受入，払出し）</p> <p>第70条 輸送課長は，一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は，外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられていることを受入前に確認する。</p> <p>2. 輸送課長は，一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は，第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに，核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること，その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>（1）国内に払出す場合においては，相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>（2）海外に払出す場合においては，輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>（3）核燃料物質が返却される場合においては，返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 安全管理課長は，核燃料物質を受入れる場合は，別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し，輸送課長に連絡する。</p> <p>第71条 省略</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第72条 各課長は，核燃料物質を貯蔵しようとするときは，次の事項を遵守する。</p> <p>（1）所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>（2）別表第13-1に示す最大貯蔵数量を超えないこと。また，別表第13-2又は別表第13-3に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p> <p>（3）貯蔵にあたっては，その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>イ）工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室（第4図（1））</p> <p>ロ）原料貯蔵所（第4図（2））</p> <p>ハ）容器管理棟 保管室（第4図（3））</p> <p>（4）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2. 各課長は，貯蔵等の設備内の配置にあたっては，再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。</p> <p>3. 各課長は，再生濃縮ウランを貯蔵する場合は，その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p>	<p>変更なし</p> <p>（核燃料物質の受入，払出し）</p> <p>第70条 輸送課長は，一般公道を經由して周辺監視区域外から核燃料物質を受入れる場合は，外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置が講じられていることを受入前に確認する。</p> <p>2. 輸送課長は，一般公道を經由して周辺監視区域外へ核燃料物質を払出す場合は，第59条に従い所定の容器に収納する等の必要な措置を講じるとともに，核燃料物質を払出す相手方の責任の範囲が明確であること，その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切に行われることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>（1）国内に払出す場合においては，相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>（2）海外に払出す場合においては，輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>（3）核燃料物質が返却される場合においては，返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 安全管理課長は，核燃料物質を受入れる場合は，<u>材料証明書により</u>別表第12に定める受入仕様値に適合することを確認し，輸送課長に連絡する。</p> <p>変更なし</p> <p>（核燃料物質の貯蔵）</p> <p>第72条 各課長は，核燃料物質を貯蔵しようとするときは，次の事項を遵守する。</p> <p>（1）所定の容器に入れて貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>（2）別表第13-1に示す<u>最大貯蔵能力</u>を超えないこと。また，別表第13-2に示すビルドアップ期間及び貯蔵期間を超えないこと。</p> <p>（3）<u>化学処理施設，成形施設，被覆施設及び組立施設において工程内に一時的に貯蔵するウランは，主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力に比べ少ないので，主要な貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u></p> <p>（4）貯蔵にあたっては，その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p> <p>イ）工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室（第4図（1））</p> <p>ロ）原料貯蔵所（第4図（2））</p> <p>ハ）容器管理棟 保管室（第4図（3））</p> <p>（5）貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>2. 各課長は，貯蔵等の設備内の配置にあたっては，再生濃縮ウラン等の相対的に線量が高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。</p> <p>3. 各課長は，再生濃縮ウランを貯蔵する場合は，その貯蔵位置を次のとおり限定する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>(1) 工場棟 原料倉庫（第4図（4））</p> <p>(2) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器（台車付）に係る粉末貯蔵設備（第4図（5））</p> <p>(3) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚（第4図（6））</p> <p>(4) 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台（第4図（7））</p> <p>(5) 加工棟 粉末貯蔵室(1)（第4図（8））</p> <p>(6) 加工棟 粉末貯蔵室(2)（第4図（9））</p> <p>(7) 第2核燃料倉庫（第4図（10））</p> <p>(8) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)（第4図（11））</p> <p>(9) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)（第4図（12））</p> <p>4. 管理総括者は、第1項（2）に示す別表第13-2と別表第13-3の適用の切り替えに当たり、それぞれの切り替え前の貯蔵設備の管理の状態が切り替え後の管理の状態へ直ちに移行できる状態にあることを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、第1項（2）に示す別表第13-1（注15）及び別表第13-3を適用する時は、第1項（3）イ第4図（1）による燃料集合体を貯蔵しないエリアの設定のための鍵の管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第73条から第75条 省略</p> <p>（放射性固体廃棄物）</p> <p>第75条の2 環境保全課長は、固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。</p> <p>(2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。</p> <p>なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。</p> <p>(4) 廃棄物を保管廃棄する場合、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p>(5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。</p>	<p>(1) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備（第4図（4））</p> <p>(2) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚（第4図（5））</p> <p>(3) 工場棟 組立工場 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台（第4図（6））</p> <p>(4) 第2核燃料倉庫（第4図（7））</p> <p>(5) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1)（第4図（8））</p> <p>(6) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2)（第4図（9））</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（放射性固体廃棄物）</p> <p>第75条の2 環境保全課長は、固体状の廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を廃棄するときは所定の容器に入れ、次の各号に定める事項に従い保管廃棄設備に保管する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物及び不燃性廃棄物に分類すること。</p> <p>(2) 廃棄物は必要に応じて切断、圧縮、焼却すること。また、廃棄物は必要に応じて汚染の広がりを防止する措置及び必要に応じて防火対策を講じ、金属製容器に入れ保管すること。</p> <p>なお、処理前の使用済み高性能フィルタは、汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに、金属板で被う等の措置を講じること。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、大型機械等であって金属製容器に入らないものは汚染の広がりを防止する措置を講じるとともに必要に応じて防火対策を講じること。</p> <p>(4) 廃棄物を保管廃棄する場合、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表第16で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。</p> <p>(5) 放射性固体廃棄物の保管量を17,050本（200Lドラム缶相当）以下に制限する。</p> <p>(6) 廃棄物を保管廃棄するにあたっては、保管廃棄物の最外周の表面における線量当量率が2μSv/h以下となるよう配置すること。</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>2. 環境保全課長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4. 環境保全課長は、三菱マテリアル㈱那珂エネルギー開発研究所（以下「MMTL」という。）又はニュークリア・デベロップメント㈱（以下「NDC」という。）から受入れた廃棄物は発生元事業所毎に減容処理した後に発生元に払出しする。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の廃棄物を受入れる場合は、別表第17に定める基準に適合することを確認する。</p> <p>6. 環境保全課長は、第4項の廃棄物を減容処理する場合は、別表第17に定める基準を遵守する。</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物）</p> <p>第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>（1）設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>（2）使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>（3）第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「廃液処理設備(4)の貯留タンク（チェック用）」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>なお、<u>廃液処理設備(6)のチェックタンクについては、設工認に従って工事が完了し、新規基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、貯留する廃液の総量が10,000リットルを超えないように運転管理する。</u></p>	<p>2. 環境保全課長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>3. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>4. 環境保全課長は、三菱マテリアル㈱那珂エネルギー開発研究所（以下「MMTL」という。）又は<u>NDC</u>から受入れた廃棄物は発生元事業所毎に減容処理した後に発生元に払出しする。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の廃棄物を受入れる場合は、別表第17に定める基準に適合することを確認する。</p> <p>6. 環境保全課長は、第4項の廃棄物を減容処理する場合は、別表第17に定める基準を遵守する。</p> <p><u>7. 環境保全課長は、共用する使用施設で発生する放射性固体廃棄物についても、加工施設と同様に扱う。</u></p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物）</p> <p>第75条の3 安全管理課長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出<u>し、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用</u>する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>（1）設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>（2）使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>（3）第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第76条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク（「廃液処理設備(3)の集水槽（チェック用）及び廃液貯槽（チェック用）」、「<u>廃液処理設備(5)のチェックタンク</u>」、「廃液処理設備(6)のチェックタンク」をいう。）における廃水中の放射性物質濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽（チェック用）の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。<u>なお、排水貯留池(1),(2)には同時に排水の受入はせず、片方は排水放出終了から次の排水受入開始まで空を維持する。また、担当部門の操作員は、廃液処理設備の槽類に設置される液面高検知警報が発報した際は、速やかに送液元を停止する。</u></p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統である<u>廃液処理設備(6)のチェックタンク</u>には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p> <p>4. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより廃水又は排水中の放射性物質濃度を測定し、担当課長に通知する。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の測定により廃水又は排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに担当課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。</p> <p>6. 担当課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>7. 担当課長は、前項において廃水又は排水中の放射性物質の濃度が別表第14に定める管理目標値をこえた場合は適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>8. 安全管理課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拵がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</p> <p>10. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに設備技術課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. 設備技術課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧</p>	<p>3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。また、手洗い水等の系統であるチェックタンク<u>等</u>には、有意な核燃料物質が混入されないよう、具体的な方策を定めた第73条の標準書を遵守させる。</p> <p>4. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより廃水又は排水中の放射性物質濃度を測定し、担当課長に通知する。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の測定により廃水又は排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに担当課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。</p> <p>6. 担当課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>7. 担当課長は、前項において廃水又は排水中の放射性物質の濃度が別表第14に定める管理目標値をこえた場合は適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>8. 安全管理課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拵がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</p> <p>10. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第77条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより<u>連続的に</u>監視すると共に、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 安全管理課長は、別表第15に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに設備技術課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. 設備技術課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第14に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>告する。</p> <p>7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>第78条から第79条 省略</p> <p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第80条 管理総括者は、<u>火災及び爆発、自然災害等及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊(実施組織)及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</u></p> <p>2. 非常時対策組織に対策本部をおき、対策本部長には管理総括者があたる。ただし、管理総括者が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>第81条 省略</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>第83条 省略</p> <p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発</p>	<p>告する。</p> <p>7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>変更なし</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第80条 管理総括者は、<u>設計想定事象</u>及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊を含む非常事態が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるよう、現場対策を実施する現場活動隊(実施組織)及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する非常時対策組織として第7図に示すとおり防災組織をあらかじめ定めておく。また、非常時対策組織について、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確に定め、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>2. 非常時対策組織に対策本部をおき、対策本部長には管理総括者があたる。ただし、管理総括者が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>変更なし</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第82条 管理総括者は、非常時対策組織に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線計測器、<u>除染用具、懐中電灯、ポータブル発電機及び</u>投光器等を、別表第20に示すとおりあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p><u>2. 非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるのに必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。</u></p> <p>変更なし</p> <p>(通報及び退避)</p> <p>第84条 各課長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発</p>	<p>○記載の適正化(加工規則、保安規定基準規則に基づく変更)</p> <p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <p>○記載の適正化</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>第85条 省略</p> <p style="text-align: center;">第4節 非常時における活動</p> <p>第86条から第87条の3 省略</p> <p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>第88条 省略</p> <p style="text-align: center;">第11章 火災防護活動</p> <p style="text-align: center;">第1節 火災防護活動に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(火災防護活動に係る計画及び実施)</p> <p>第89条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<u>火災防護計画として第91条から第94条に記載する事項を定めた火災防護活動に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す火災防護活動（初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動）に関する事項を含む。</u></p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、<u>第91条から第94条の業務を実施する。</u></p> <p>(火災防護活動に係る評価及び改善)</p> <p>第90条 担当部長は、<u>火災防護活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</u></p> <p>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第89条に定める標準書を改める。</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、<u>初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</u></p> <p>(1) 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備所に専用回線を設置する。</p>	<p>展するおそれがあると判断したときは、直ちに管理総括者に報告すると共に、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係箇所に通報する。</p> <p><u>2. 相対するエリアモニタが警報設定値以上の外部放射線を同時に検知した場合は、入構者を退避させるとともに防災組織活動を実施する。</u></p> <p>変更なし</p> <p style="text-align: center;">第11章 <u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する</u>計画、実施、評価及び改善</p> <p>(<u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する</u>計画及び実施)</p> <p>第89条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、<u>第91条に記載する事項を定めた設計想定事象（火災及び爆発、竜巻などの自然災害、内部溢水をいう。）に係る加工施設の保全に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」に規定する事項を含む。</u></p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第91条の業務を実施する。</p> <p>(<u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する</u>評価及び改善)</p> <p>第90条 担当部長は、<u>設計想定事象発生時の保全活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</u></p> <p>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第89条に定める標準書を改める。</p> <p style="text-align: center;">第2節 <u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する</u>体制の整備</p> <p>(<u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する</u>体制の整備)</p> <p>第91条 管理総括者は、<u>設計想定事象発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>次の措置を講じる。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧する。</p> <p>(2) 初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外からすみやかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(3) 可搬消防ポンプ1台、泡消火薬剤、電源及び初期消火活動に必要なその他資機材を備えつける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</p> <p>2. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>(通報連絡)</p> <p>第92条 事業所内にて火災を発見した者は、第89条に定める標準書に基づき、必要な通報連絡を行う。</p> <p>(消火又は延焼の防止等)</p> <p>第93条 第91条第1項第2号に定める初期消火活動のため参集の連絡を受けた要員は、すみやかに事業所に参集し初期消火活動を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 火災防護活動のための体制の整備</u></p> <p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>(1) 必要な体制の整備</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の整備</p> <p>2. 各課長は、第89条に定めた標準書に基づき、設計想定事象発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、設計想定事象の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>第92条から第93条 削除につき欠番とする。</p> <p>第94条 削除につき欠番とする。</p>	<p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除）</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第12章 自然災害等発生時の保全活動</p> <p style="text-align: center;">第1節 自然災害等発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施)</p> <p>第95条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第97条に記載する事項について、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す自然災害等発生時の保全活動に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第97条の業務を実施する。</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る評価及び改善)</p> <p>第96条 担当部長は、自然災害等発生時の保全活動の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。</p> <p>2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第95条に定める標準書を改める。</p> <p style="text-align: center;">第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備</p> <p>(自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>(3) 必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第95条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動</p> <p style="text-align: center;">第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善</p>	<p>第12章 削除 (以下、章番号繰り上げ)</p> <p>第95条から第96条 削除につき欠番とする。</p> <p>第97条 削除につき欠番とする。</p> <p>第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化 (加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除)</p> <p>○記載の適正化 (加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除)</p> <p>○記載の適正化 (加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除)</p> <p>○記載の適正化 (加工規則、保安規定基準規則に基づく変更による削除)</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>第98条から第99条 省略</p> <p>第2節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備*)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第14章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p>* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備*)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第13章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4) 前各号に定める措置のほか、必要な体制を整備する。</p> <p>* 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時は、直ちに管理総括者に報告するとともに、核燃料取扱主任者、担当部長、安全・品質保証部長及び関係課長に通報する。また、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置</p> <p>（六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置）</p> <p>第101条 長期間（1年以上）に亘り停止状態にある六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転再開に向けた措置として、以下を行う。</p> <p>（1）社長は、長期停止後の運転再開における安全の確保を含む保安品質方針を策定するとともに、管理総括者に保安品質目標を設定させる。また、管理総括者、核燃料取扱主任者並びに各部長を出席させたマネジメントレビュー会議を開催し、運転再開に向けた、六ふっ化ウランを正圧で取扱うことに対する安全の確保に係る取り組み状況をレビューすることにより、保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を行う。</p> <p>（2）管理総括者は、保安品質方針に従って、六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した改善措置を含め、長期停止後の運転再開における安全確保の活動を確実に実施するために、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を定める。このため、担当部長に保安品質目標による活動として、以下の1）及び2）の事項を盛り込んだ計画を作成させ、安全衛生委員会の審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を策定する。策定した長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画の実施状況については、担当部長から受ける保安品質目標の活動状況報告により確認する。その上で、要改善事項については確実に改善させ、設備が健全であること及び必要な力量を持った操作員が確保されていることを確認し、製造部長に対して運転再開の指示を行う。</p> <p>1）計画に関する要件</p> <p>イ）長期停止後運転再開計画</p> <p>① 立入制限区域へ立入る者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域へ立入る者に対し、安全管理課長による立入許可のための教育を受けさせる。</p> <p>② 転換工程に従事する操作員の教育・訓練（製造部長）</p> <p>操作員に関しては、長期停止に伴う力量の一時的な低下及び新規取り組み事項の習熟を考慮し、操作員の力量レベルに応じた教育内容及び教育期間を明確にし、操作に係る技量教育を含め、操作全般の再教育・訓練を行う。再教育・訓練の計画には、長期停止期間中に変更又は追加された六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関すること及び六ふっ化ウラン漏えい時の異常時対応を含める。</p> <p>③ 他の工程に従事する者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域へ立入る者に対して、実施すべき事項の教育（複数人</p>	<p style="text-align: center;">第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の長期停止後の運転再開に向けた措置）</p> <p>第101条 長期間（1年以上）に亘り停止状態にある六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転再開に向けた措置として、以下を行う。</p> <p>（1）社長は、長期停止後の運転再開における安全の確保を含む保安品質方針を策定するとともに、管理総括者に保安品質目標を設定させる。また、管理総括者、核燃料取扱主任者並びに各部長を出席させたマネジメントレビュー会議を開催し、運転再開に向けた、六ふっ化ウランを正圧で取扱うことに対する安全の確保に係る取り組み状況をレビューすることにより、保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を行う。</p> <p>（2）管理総括者は、保安品質方針に従って、六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した改善措置を含め、長期停止後の運転再開における安全確保の活動を確実に実施するために、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を定める。このため、担当部長に保安品質目標による活動として、以下の1）及び2）の事項を盛り込んだ計画を作成させ、安全衛生委員会の審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けた上で、長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画を策定する。策定した長期停止後運転再開計画及び保安教育訓練計画の実施状況については、担当部長から受ける保安品質目標の活動状況報告により確認する。その上で、要改善事項については確実に改善させ、設備が健全であること及び必要な力量を持った操作員が確保されていることを確認し、製造部長に対して運転再開の指示を行う。</p> <p>1）計画に関する要件</p> <p>イ）長期停止後運転再開計画</p> <p>① 立入制限区域へ立入る者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域へ立入る者に対し、安全管理課長による立入許可のための教育を受けさせる。</p> <p>② 転換工程に従事する操作員の教育・訓練（製造部長）</p> <p>操作員に関しては、長期停止に伴う力量の一時的な低下及び新規取り組み事項の習熟を考慮し、操作員の力量レベルに応じた教育内容及び教育期間を明確にし、操作に係る技量教育を含め、操作全般の再教育・訓練を行う。再教育・訓練の計画には、長期停止期間中に変更又は追加された六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関すること及び六ふっ化ウラン漏えい時の異常時対応を含める。</p> <p>③ 他の工程に従事する者への教育（製造部長、生産管理部長及び安全・品質保証部長）</p> <p>担当課長は、立入制限区域及び立入管理区域へ立入る者に対して、実施すべき事</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>作業，必要な防護具の携行及び着用）を行う（なお，転換工程に従事する操作員の教育・訓練にも当該内容を含む。）。</p> <p>④ 六ふっ化ウランを正圧で取扱う設備の総点検（製造部長及び生産管理部長） 設備に関しては，長期間の停止に伴う劣化等の影響を考慮し，閉じ込め，臨界防止の機能が健全であることを総点検する。総点検に当たっては，設備の管理状態，経年変化調査結果及び故障モードを考慮し，安全機能の健全性を確認する上で必要な点検項目を抽出する。抽出した点検項目について，設備の状態（劣化，腐食等）及び機器の動作を確認し，機器単体の機能が健全であること並びに系統からの漏えい防止及びインターロック作動等のシステム全体での安全機能を確認する。</p> <p>ロ）保安教育訓練計画（安全・品質保証部長）</p> <p>① 保安教育 第24条第2項（1）のイ）からニ）に定める六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関し，従業員等が理解しておくべき事項</p> <p>② 非常時対策組織要員への教育・訓練 第25条第2項（1）及び（2）に定める六ふっ化ウラン漏えい事故に対処するための訓練において，転換課の操作員を含めた非常時対策組織要員が役割に応じ，力量として備えておくべき初動対応及び拡大防止措置に関する事項</p> <p>2）実施スケジュール イ）1）の要件を反映した長期停止後運転再開計画の立案及び実施スケジュール ロ）保安品質目標に従った計画立案の進捗状況及び実施状況の報告時期</p> <p>（3）製造部長，生産管理部長及び安全・品質保証部長は，管理総括者の指示により，自部門の保安品質目標を作成（管理総括者が策定）する。また，保安品質目標に従って担当課長に保安活動を実施させ，実施状況を都度，管理総括者へ報告する。製造部長は管理総括者の指示を受けて，転換課長に運転再開を指示する。</p> <p>（4）転換課長，成形課長，環境保全課長，設備技術課長，安全・品質保証課長及び安全管理課長は，策定された自部門の保安品質目標に従って，保安活動を実施し，実施状況を都度，担当部長に報告する。転換課長は，製造部長の指示を受けて，運転を再開する。</p> <p>第2節 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る 計画，実施，評価及び改善</p> <p>第102条から第103条 省略</p> <p>第3節 六ふっ化ウラン漏えい時の作業員への影響を防止するための措置 (六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置) 第104条 転換課長は，作業員への直接ばく露を防止するために，六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に防護カバーを設置するとともに，防護カバー内側を立入禁止区域に設定し，その旨を転換課の操作員に掲示させる。</p>	<p>項の教育（複数人作業，必要な防護具の携行及び着用）を行う（なお，転換工程に従事する操作員の教育・訓練にも当該内容を含む。）。</p> <p>④ 六ふっ化ウランを正圧で取扱う設備の総点検（製造部長及び生産管理部長） 設備に関しては，長期間の停止に伴う劣化等の影響を考慮し，閉じ込め，臨界防止の機能が健全であることを総点検する。総点検に当たっては，設備の管理状態，経年変化調査結果及び故障モードを考慮し，安全機能の健全性を確認する上で必要な点検項目を抽出する。抽出した点検項目について，設備の状態（劣化，腐食等）及び機器の動作を確認し，機器単体の機能が健全であること並びに系統からの漏えい防止及びインターロック作動等のシステム全体での安全機能を確認する。</p> <p>ロ）保安教育訓練計画（安全・品質保証部長）</p> <p>① 保安教育 第24条第2項（1）のイ）からニ）に定める六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関し，従業員等が理解しておくべき事項</p> <p>② 非常時対策組織要員への教育・訓練 第25条第2項（1）及び（2）に定める六ふっ化ウラン漏えい事故に対処するための訓練において，転換課の操作員を含めた非常時対策組織要員が役割に応じ，力量として備えておくべき初動対応及び拡大防止措置に関する事項</p> <p>2）実施スケジュール イ）1）の要件を反映した長期停止後運転再開計画の立案及び実施スケジュール ロ）保安品質目標に従った計画立案の進捗状況及び実施状況の報告時期</p> <p>（3）製造部長，生産管理部長及び安全・品質保証部長は，管理総括者の指示により，自部門の保安品質目標を作成（管理総括者が策定）する。また，保安品質目標に従って担当課長に保安活動を実施させ，実施状況を都度，管理総括者へ報告する。製造部長は管理総括者の指示を受けて，転換課長に運転再開を指示する。</p> <p>（4）転換課長，成形課長，環境保全課長，設備技術課長，安全・品質保証課長及び安全管理課長は，策定された自部門の保安品質目標に従って，保安活動を実施し，実施状況を都度，担当部長に報告する。転換課長は，製造部長の指示を受けて，運転を再開する。</p> <p>変更なし</p> <p>(六ふっ化ウランの直噴及び退避時のばく露を防止する措置) 第104条 転換課長は，作業員への直接ばく露を防止するために，六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は防護カバー内側を立入禁止区域に設定し，その旨を転換課の操作員に掲示させる。</p>	<p>設工認内容の反映)</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映)</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>2. 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に設置する防護カバーの要件は以下とする。</p> <p>（1）防護カバーは、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備を覆うように設置する。防護カバーは、運転操作及び六ふっ化ウラン漏えい時の事故対応において支障のない構造及び配置とする。</p> <p>（2）転換加工室側の防護カバーは、六ふっ化ウランの拡散を遅らせ、退避時のばく露を防止するために、開口部のない構造とする。</p> <p>（3）原料倉庫側の防護カバーについては、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備のフードボックスの局所排気に伴う給気のための開口部を天井部分に設ける。</p> <p>（4）防護カバーは、六ふっ化ウラン漏えいに耐え、かつ火災の発生を考慮し難燃性の材料を用い、地震時においても周辺設備に影響を与えないものとする。</p> <p>3. 担当課長は、前項（3）に伴う措置として、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に原料倉庫へ立入る者に対し、HF用防護具の常時着用を義務付ける。</p> <p>4. 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に原料倉庫へ立入る者は、HF用防護具を常時着用する。</p>	<p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時着用を義務付ける。また、立入管理区域へ立入る者に対し、HF用防護具の常時携行を義務付ける。</p> <p>3. 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入制限区域へ立入る者は、HF用防護具を常時着用する。また、立入管理区域へ立入る者は、HF用防護具を常時携行する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>
<p>第105条 省略</p>	<p>変更なし</p>	
<p>（六ふっ化ウラン漏えい事故発生の周知）</p> <p>第106条 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送（迅速かつ確実に実施できるものとする。）により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行わせると同時に、社内へ事故発生を周知させる。</p> <p>2. 中央制御室内の転換課の操作員は、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行うと同時に、社内へ事故発生を周知する。</p>	<p>（六ふっ化ウラン漏えい事故発生の周知）</p> <p>第106条 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、HF漏えい検知警報設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送（迅速かつ確実に実施できるものとする。）により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行わせると同時に、社内へ事故発生を周知させる。</p> <p>2. 中央制御室内の転換課の操作員は、HF漏えい検知警報設備の発報もしくは目視により六ふっ化ウラン漏えいを確認した場合、直ちに構内一斉放送により、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域の立入者に退避指示を行うと同時に、社内へ事故発生を周知する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>
<p>（立入制限区域の設定と立入者限定）</p> <p>第107条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に作業者を迅速かつ確実に避難させるため、通常時において以下の措置を行う。</p> <p>（1）六ふっ化ウラン漏えい時において被ばく又は化学的影響を受けうる作業者の絶対数を抑制するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の配置を考慮して、転換工場のうちの原料倉庫、転換加工室、付帯設備室、廃棄物処理室、チェックタンク室、工作室及び計器室、並びに第2核燃料倉庫、作業室（2）、除染室（2）を立入制限区域とする。</p> <p>（2）六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、立入制限区域内で実施可能な業務を、転換作業及び安全維持のために必要な別表第18に定める作業に限定する。</p>	<p>（立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定）</p> <p>第107条 管理総括者は、六ふっ化ウラン漏えい時に作業者を迅速かつ確実に避難させるため、通常時において以下の措置を行う。</p> <p>（1）六ふっ化ウラン漏えい時において被ばく又は化学的影響を受けうる作業者の絶対数を抑制するために、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の配置を考慮して、転換工場のうちの原料倉庫を立入制限区域、転換加工室、付帯設備室、廃棄物処理室、チェックタンク室、工作室及び計器室、並びに第2核燃料倉庫、作業室（2）、除染室（2）を立入管理区域とする。</p> <p>（2）六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、立入制限区域内で実施可能な業務を、転換作業及び安全維持のために必要な別表第18に定める作業に限定する。また、六ふっ化</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>(3) 行政当局の要請による立入等、(2) で定めた業務以外の立入が必要となった場合、都度立入の必要性和立入者数を勘案し、立入者の安全対策が講じられていることを確認の上、承認する。</p> <p>2. 安全管理課長は、立入制限区域への立入に関して以下の措置を行う。</p> <p>(1) 立入制限中に別表第18に定めた業務を行う者に対し、別表第19に定める教育を実施した後に、立入制限区域内での作業の許可を与える。</p> <p>(2) 立入許可者を、転換課長に連絡する。</p> <p>3. 転換課長は、立入制限区域の境界となる扉に、立入制限区域であることを明示する。</p> <p>(立入制限区域の入域管理)</p> <p>第108条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転に伴い実施する立入制限の入域管理として、以下の措置を行う。</p> <p>(1) 転換課の操作責任者に、立入制限中は、立入制限区域の出入口にその旨を明示させるとともに、施錠させる。</p> <p>(2) 転換課の操作責任者に、立入制限中に作業者が立入制限区域内へ入域する際、立入を許可された本人であることを確認させる。また、<u>立入管理台帳に立入者名、作業内容、立入時刻を立入者に記録させ、立入者を把握させる。</u></p> <p>(立入制限区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避)</p> <p>第109条 転換課長は、<u>第113条第6項に定める運転計画を、担当課長に周知する。</u></p> <p>2. <u>担当課長は、立入制限中の立入者に対し以下の措置を行う。</u></p> <p>(1) 作業中においても六ふっ化ウランの漏えいを速やかに認知することも含め、相互確認及び事故発生時に協力して退避できるよう、立入制限区域内における複数人作業を遵守させる。</p> <p>(2) 立入者にHF用防護具を必ず携行させ、退避指示があった場合には、<u>迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。</u>なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の<u>退避ルート</u>により屋外へ退避させる。</p> <p>3. <u>立入者は、立入制限区域内における複数人作業を遵守する。また、HF用防護具を必ず携行し、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。</u>なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の<u>退避ルート</u>により屋外へ退避する。</p>	<p><u>ウランを正圧で扱う設備の運転中に立入管理区域内で作業を行うもの又は立入る者は、別表第19の教育を受け安全管理課長に許可された者に限る。</u></p> <p>(3) 行政当局の要請による立入等、(2) で定めた業務以外の立入が必要となった場合、都度立入の必要性和立入者数を勘案し、立入者の安全対策が講じられていることを確認の上、承認する。</p> <p><u>(4) 事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路を設ける。</u></p> <p>2. 安全管理課長は、立入制限区域及び立入管理区域への立入に関して以下の措置を行う。</p> <p>(1) 立入制限中に別表第18に定めた業務を行う者に対し、別表第19に定める教育を実施した後に、立入制限区域内での作業の許可を与える。<u>また、立入制限中に立入管理区域で業務を行う者に対し、別表第19に定める教育が実施されたことを確認し、立入管理区域内での作業の許可を与える。</u></p> <p>(2) 立入許可者を、転換課長に連絡する。</p> <p>3. 転換課長は、立入制限区域及び立入管理区域の境界となる扉に、立入制限区域及び立入管理区域であることを明示する。</p> <p>(立入制限区域及び立入管理区域の入域管理)</p> <p>第108条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転に伴い実施する立入制限区域及び立入管理区域の入域管理として、以下の措置を行う。</p> <p>(1) 転換課の操作責任者に、立入制限中は、立入制限区域及び立入管理区域の出入口にその旨を明示させるとともに、施錠させる。</p> <p>(2) 転換課の操作責任者に、立入制限中に作業者が立入制限区域内及び立入管理区域内へ入域する際、立入を許可された本人であること、<u>立入時刻等を立入管理台帳又は入退管理システムを通じて確認させる。</u></p> <p>(立入制限区域及び立入管理区域内での単独作業禁止、防護具携行及び退避)</p> <p>第109条 <u>担当課長は、立入制限中の立入者に対し以下の措置を行う。</u></p> <p>(1) 作業中においても六ふっ化ウランの漏えいを速やかに認知することも含め、相互確認及び事故発生時に協力して退避できるよう、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守させる。</p> <p>(2) <u>立入制限区域の立入者にHF用防護具を着用させ、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。また、立入管理区域内立入者にHF用防護具を必ず携行させ、退避指示があった場合には、迅速に防護具を着用させ、所定の一時退避場所へ速やかに退避させる。</u>なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の<u>安全避難通路</u>により<u>非常扉から</u>屋外へ退避させる。</p> <p>2. <u>立入者は、立入制限区域及び立入管理区域内における複数人作業を遵守する。また、立入制限区域の立入者はHF用防護具を必ず着用し、退避指示があった場合には、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。また、立入管理区域の立入者はHF用防護具を必ず携行し、退避指示</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>4. 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携行 HF 検知器を着用させた上、速やかに転換工場内の全ての設備を停止させ、退避させる。</p> <p>5. 中央制御室内の転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携行 HF 検知器を着用した上、転換課の操作責任者の指示により、速やかに転換工場内の全ての設備を停止し、退避する。</p> <p>6. 安全管理課長は、退避時に自力歩行が困難な負傷者が発生する場合を考慮し、負傷者を搬送するための車輪付担架を配備する。</p> <p>7. 立入制限区域以外の工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者は、構内一斉放送による退避指示を受け、速やかに建屋外の所定の退避場所へ退避する。<u>退避経路</u>において支障がある場合は、最寄りの非常扉から建屋外へ退避する。</p> <p>第110条 省略</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認）</p> <p>第111条 転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいによる退避指示を受け、立入制限区域から逃げ遅れた者がいないことを確認するため、立入管理台帳をもとに点呼を行い、非常時対策組織へ点呼結果を連絡する。</p> <p>2. 非常時対策組織は、転換課の操作員からの点呼結果、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域からの退避者の点呼結果に基づき、立入者に要救助者がいないことを確認する。</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動）</p> <p>第112条 転換課の操作責任者は、要救助者が確認された場合、転換課の操作員に、化学防護服（耐HF仕様）、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施させる。また、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施させる。</p> <p>2. 転換課の操作員は、要救助者が確認された場合、化学防護服（耐HF仕様）、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施する。転換課の操作員は、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施する。なお、要救助者の所在場所を、立入管理台帳に記載の作業内容及び要救助者の共同作業員からの聞き取りにより特定する。</p>	<p><u>があった場合には、迅速に防護具を着用し、所定の一時退避場所へ速やかに退避する。</u>なお、一時退避場所への退避に支障がある場合は、他の<u>安全避難通路</u>により<u>非常扉から</u>屋外へ退避する。</p> <p>3. 転換課長は、中央制御室内の転換課の操作員に、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携行 HF 検知器を着用させた上、速やかに転換工場内の全ての設備を停止させ、退避させる。</p> <p>4. 中央制御室内の転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいがあった場合には、HF 用防護具、携行 HF 検知器を着用した上、転換課の操作責任者の指示により、速やかに転換工場内の全ての設備を停止し、退避する。</p> <p>5. 安全管理課長は、退避時に自力歩行が困難な負傷者が発生する場合を考慮し、負傷者を搬送するための車輪付担架を配備する。</p> <p>6. 立入制限区域<u>及び立入管理区域</u>以外の工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域への立入者は、構内一斉放送による退避指示を受け、速やかに建屋外の所定の退避場所へ退避する。<u>安全避難通路</u>において支障がある場合は、最寄りの非常扉から建屋外へ退避する。</p> <p>変更なし</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい時の要救助者の確認）</p> <p>第111条 転換課の操作員は、六ふっ化ウラン漏えいによる退避指示を受け、立入制限区域<u>及び立入管理区域</u>から逃げ遅れた者がいないことを確認するため、立入管理台帳<u>又は入退域管理システム</u>をもとに点呼を行い、非常時対策組織へ点呼結果を連絡する。</p> <p>2. 非常時対策組織は、転換課の操作員からの点呼結果、工場棟及び隣接する付属建物並びに放射線管理棟の第1種管理区域からの退避者の点呼結果に基づき、立入者に要救助者がいないことを確認する。</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい時の救助活動）</p> <p>第112条 転換課の操作責任者は、<u>立入制限区域内に</u>要救助者が確認された場合、転換課の操作員に、化学防護服（耐HF仕様）、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施させる。また、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施させる。</p> <p><u>また、立入管理区域内に要救助者が確認された際には、転換加工室にHFの影響がないことを確認の上で、一時退避場所に退避した転換課員以外の従事者にもHF防護具及び携行HF検知器を着用させ、救助活動を実施させる。</u></p> <p>2. 転換課の操作員は、<u>立入制限区域内に</u>要救助者が確認された場合、化学防護服（耐HF仕様）、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び携行HF検知器を着用の上、2人組で救助活動を実施する。転換課の操作員は、化学的影響を受けないよう携行HF検知器で化学防護服内のHF濃度を確認の上、救助活動を実施する。なお、要救助者の所在場所を、立入管理台帳<u>又は入退域管理システム上</u>の作業内容及び要救助者の共同作業員からの聞き取りにより特定する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p> <p>（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）</p> <p>第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 設備技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>6. 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備を2系統同時に運転しないように運転計画を作成し、核燃料取扱主任者の確認及び管理総括者の承認を受ける。</p> <p>第114条 から第115条 省略</p> <p>第5節 六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた体制等の整備</p> <p>第116条 省略</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置）</p> <p>第117条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、4名以上を立入制限区域内に、うち1名を中央制御室に常時配置する。</p> <p>2. 安全管理課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。</p>	<p>第4節 一般公衆への影響防止作業及び事故収束作業、並びに作業者の防護措置</p> <p>（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）</p> <p>第113条 転換課長は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、中央制御室内の転換課の操作員に、HF用防護具、携行HF検知器を着用させた上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止させ、退避させる。</p> <p>2. 転換課の操作責任者は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、転換工場の気体廃棄設備の停止を指示する。中央制御室内の転換課の操作員は、作業環境に漏えいした六ふっ化ウランが気体廃棄設備により転換工場の建屋外へ放出される可能性がある場合、HF用防護具、携行HF検知器を着用した上で、転換工場の気体廃棄設備を速やかに停止し、退避する。</p> <p>3. 非常時対策組織は、六ふっ化ウラン漏えい事故発生後、速やかに必要な扉とシャッターの目張りを行う。目張り作業は、簡易化学防護服とHF用防護具を着用し、HF濃度を監視しながら行う。目張り作業終了後は、六ふっ化ウランの屋外への漏えいに備え、予め可搬消防ポンプによる原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又はHFが検出された場合には、目張りを中止し原料倉庫周囲への散水を行う。</p> <p>4. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に近く、転換工場から直接建屋外につながる箇所に、通常時よりあらかじめ目張り措置を行う。</p> <p>5. 設備技術課長は、HFによるウランの捕集効率低下を防止するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備に係る局所排気系及び室内排気系のろ過装置に、耐HF性高性能エアフィルタを使用する。</p> <p>6. 転換課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故における六ふっ化ウラン漏えい量を抑制するため、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中はスクラバ（1段目）を常時運転する。</p> <p>変更なし</p> <p>（六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置）</p> <p>第117条 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、責任者1名、操作員5名以上を配置する。その際、4名以上を立入制限区域及び立入管理区域内に、うち1名を中央制御室に常時配置する。</p> <p>2. 安全管理課長は、六ふっ化ウラン漏えい事故時に中央制御室と非常時対策組織との連絡が密に行えるように、中央制御室に無線機を設置する。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>3. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p> <p>第118条 省略</p> <p>第6節 地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置</p> <p>（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置）</p> <p>第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。<u>また、当該設備の停止措置の補助的な手段として、地震計と連動して震度5相当以上の揺れを感知した場合に自動停止する措置を講じる。</u></p> <p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、<u>速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</u></p> <p>3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、<u>速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。</u></p> <p>4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備及び転換工場のその他設備を停止させる。</p> <p>5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備及び転換工場のその他設備を停止する。</p> <p>第7節 最新の知見を安全性向上に資する取り組み</p> <p>第120条 省略</p> <p>第15章 定期評価</p> <p>第121条から第122条 省略</p>	<p>3. 安全管理課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中は、放射線管理担当者1名を事業所に常駐させる。</p> <p>変更なし</p> <p>（地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置）</p> <p>第119条 管理総括者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域<u>及び立入管理区域</u>からの退避に係る措置及び当該設備の停止措置を定める。</p> <p>2. 担当課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、立入制限区域の立入者に、一時退避場所に退避させる。<u>また、立入管理区域の立入者に、速やかに携行しているHF用防護具を着用させ、一時退避場所に退避させる。</u></p> <p>3. 立入制限区域の立入者は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、一時退避場所に退避する。<u>また、立入管理区域の立入者は、速やかに携行しているHF用防護具を着用し、一時退避場所に退避する。</u></p> <p>4. 転換課長は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、中央制御室の転換課の操作員に、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が<u>自動停止したことを確認させ、自動停止していない場合は、手動にて停止させるとともに</u>転換工場のその他<u>関連</u>設備を停止させる。</p> <p>5. 中央制御室の転換課の操作員は、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備の運転中に、震度5以上の地震が予測された場合又は発生した場合、六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が<u>自動停止したことを確認し、自動停止していない場合は、手動にて停止するとともに</u>転換工場のその他<u>関連</u>設備を停止する。</p> <p>変更なし</p> <p>第14章 定期評価</p> <p>変更なし</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、<u>保守管理</u>、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、<u>火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動</u>、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。</p> <p>なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p> <p style="text-align: center;">第16章 記録及び報告</p> <p>第124条 から第125条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p><u>本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。</u></p> <p><u>ただし、廃液処理設備（6）については事業者検査に合格した日の翌日から、眼の水晶体の線量限度（別表第5）については令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2. 添付</p> <p>添付1 <u>火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備</u></p> <p>添付2 <u>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</u></p> <p>添付3 長期施設管理方針</p> <p>3. 改 訂 履 歴</p>	<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第123条 各課長は、品質保証活動、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、事故・故障対応・非常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、事故・故障の水平展開に関する保安活動の実施状況の評価及び最新の技術的知見の反映状況の評価を10年を越えない期間毎に実施する。</p> <p>なお、技術的知見の反映状況とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p> <p style="text-align: center;">第15章 記録及び報告</p> <p>変更なし</p> <p>付 則</p> <p>1. 施行期日</p> <p>本規定は、原子力規制委員会の認可を受け、かつ使用前検査、使用前確認がすべて完了し、新規基準適合の合格証が交付後10日以内に施行する。</p> <p>2. 添付</p> <p>添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>添付3 長期施設管理方針</p> <p>3. 改 訂 履 歴</p>	<p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
第1図 保安全管理組織図 省略	変更なし	

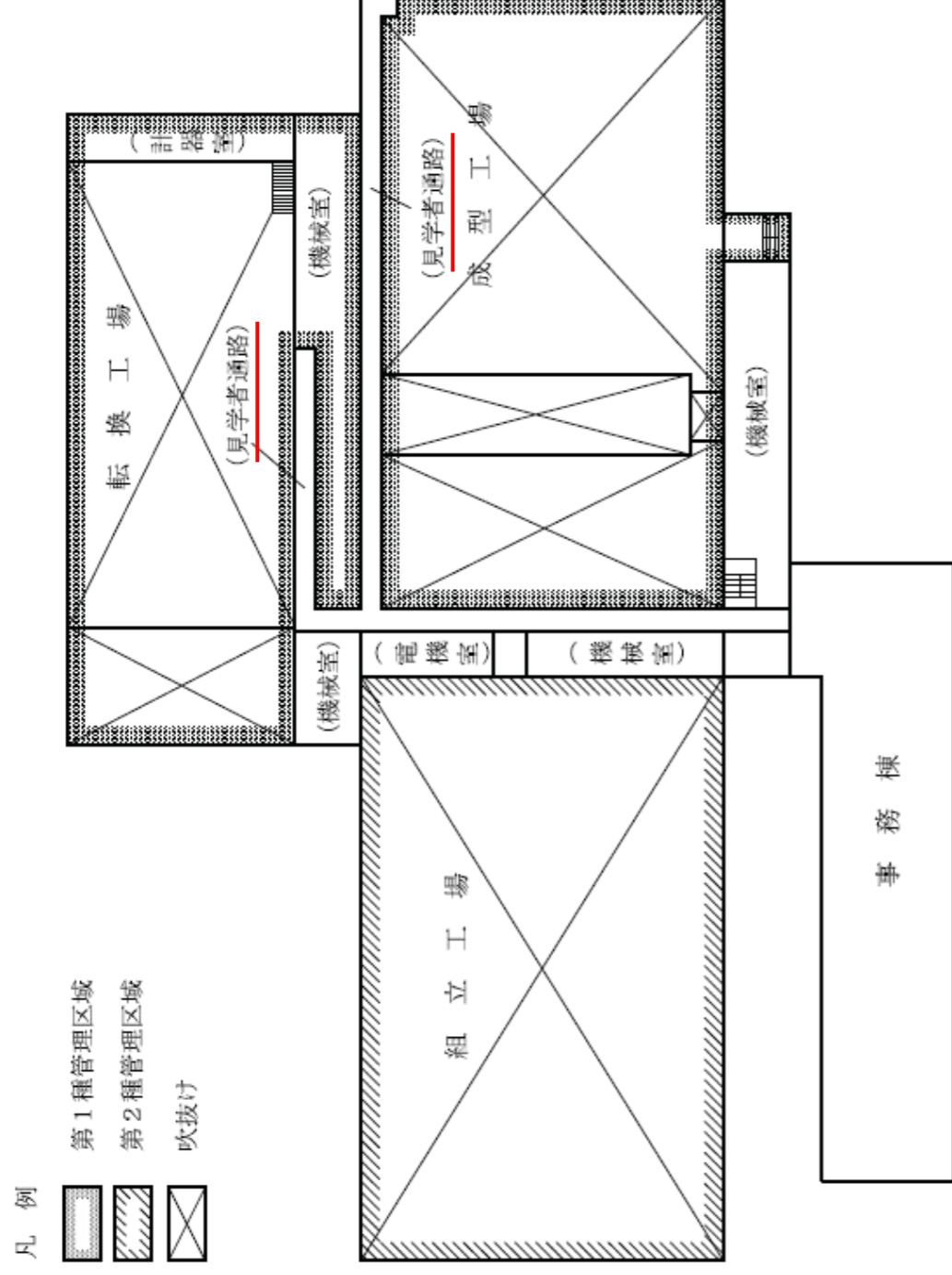
新旧対照表

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
		<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃水処理所撤去 ・第1、第2廃棄物倉庫、汚染機材保管倉庫撤去 ・発電機室新設 ・第1廃棄物処理所に前室設置 ・放射線管理棟に前室設置 ・加工棟に前室追加(従来から設置されているが、記載がなかったため) ・その他施設名称等の適正化

新 旧 対 照 表

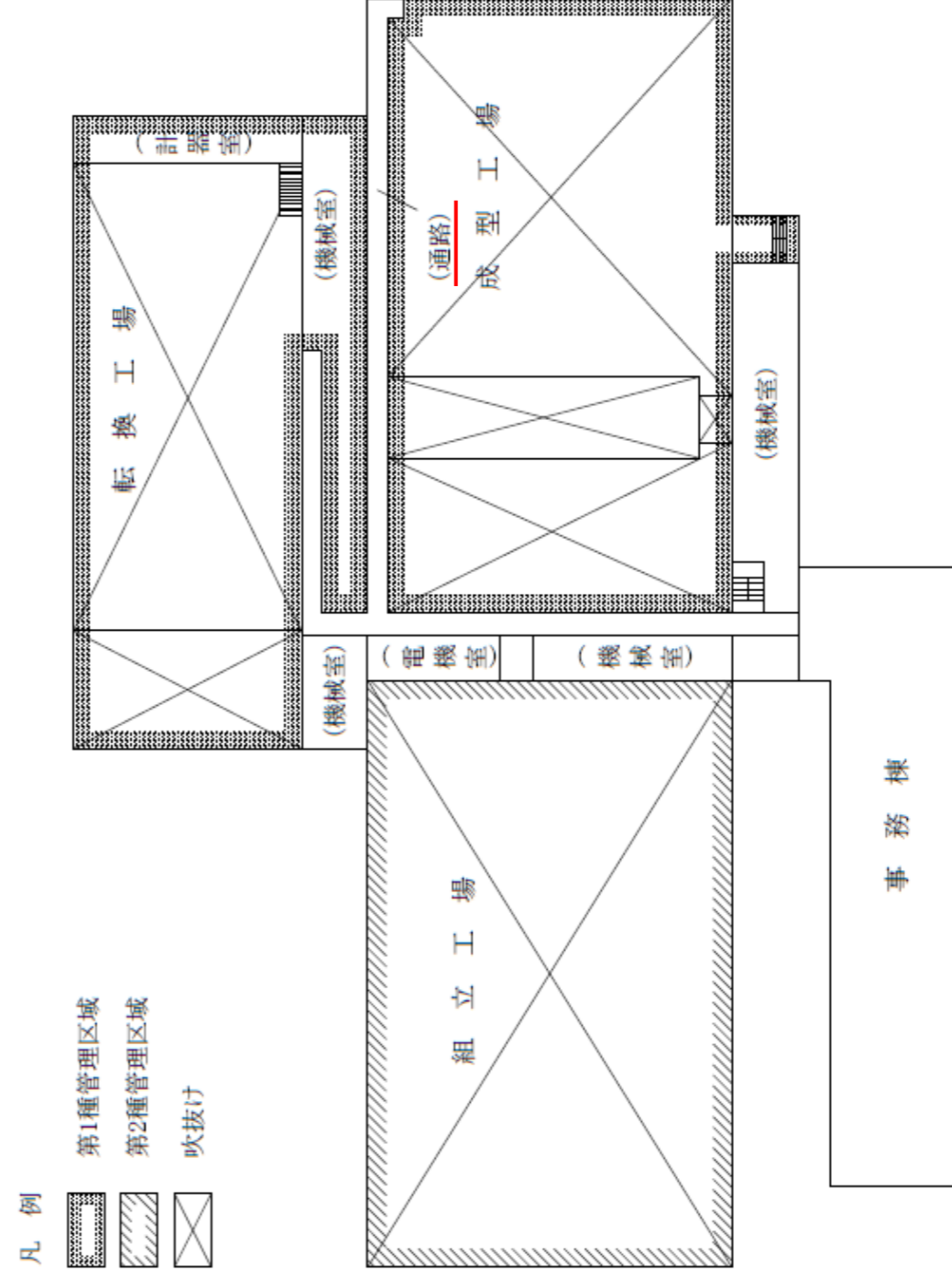
変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
		<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物一時貯蔵所に前室設置(第2種管理区域) ・原料倉庫前室を第2種管理区域化 ・第1、第2廃棄物倉庫及び汚染機材保管倉庫撤去 ・組立工場飲水泉移設に伴い削除 ・間仕切り等の適正化 ・部屋名称を適正化 ・空シリンダを保管する場合はフェンス境界から距離を置くことを記載 ・シリンダ置場を空シリンダ置場に適正化

変更前（令和3年3月16日付け認可）



第2図(3) 管理区域の区分図(工場棟2階)

変更後




第2図(3) 管理区域の区分図(工場棟2階)






変更理由

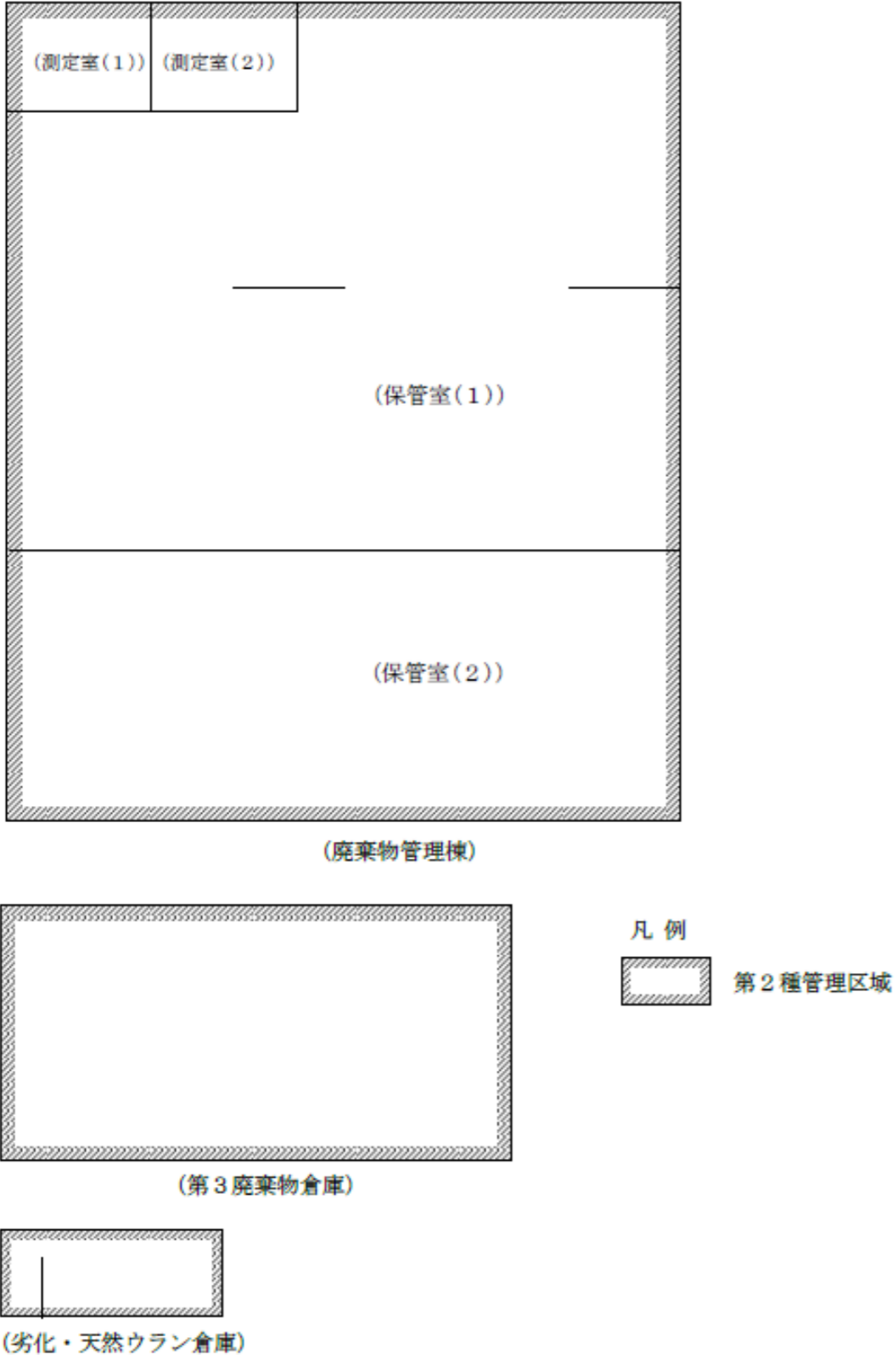
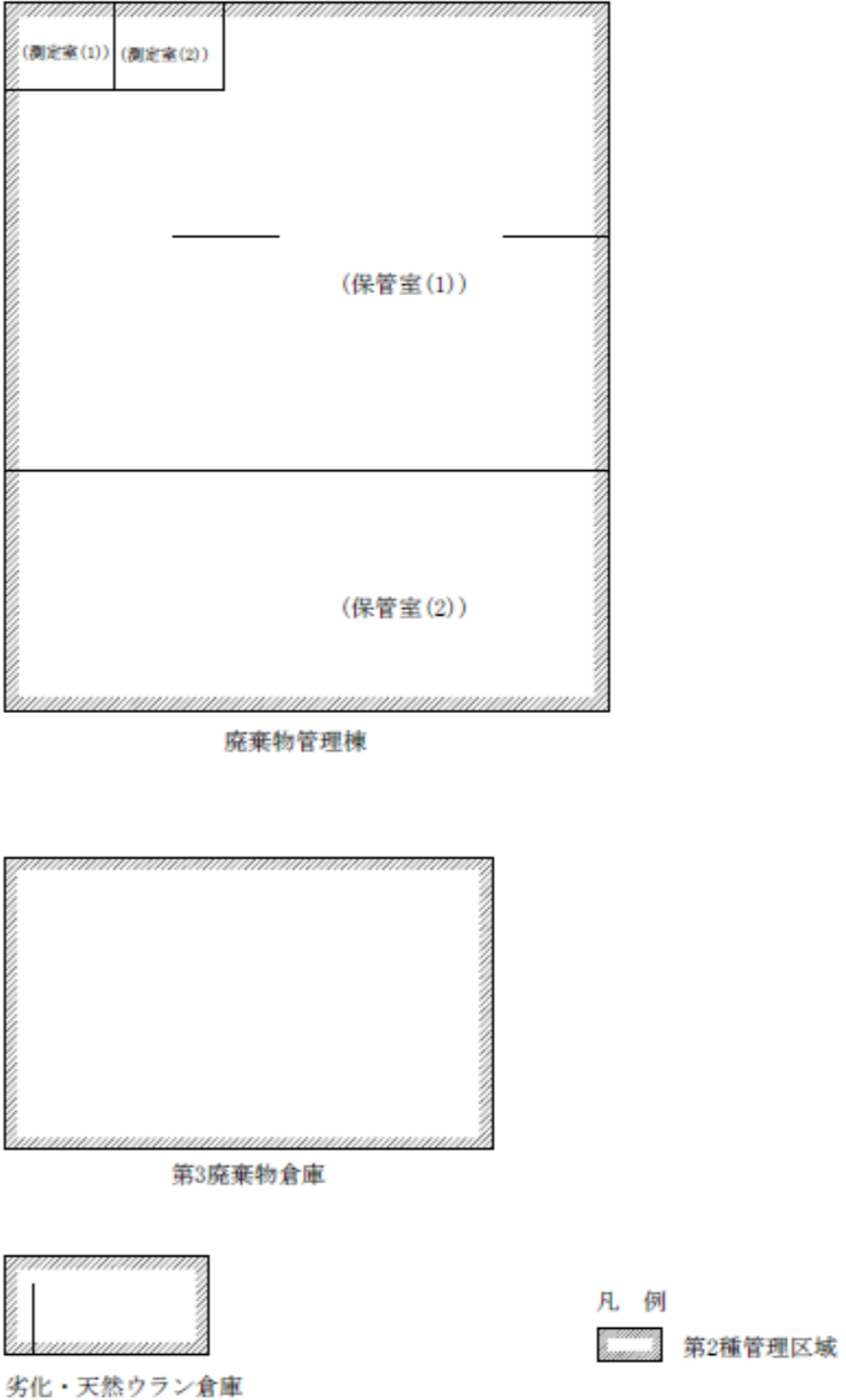
○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）


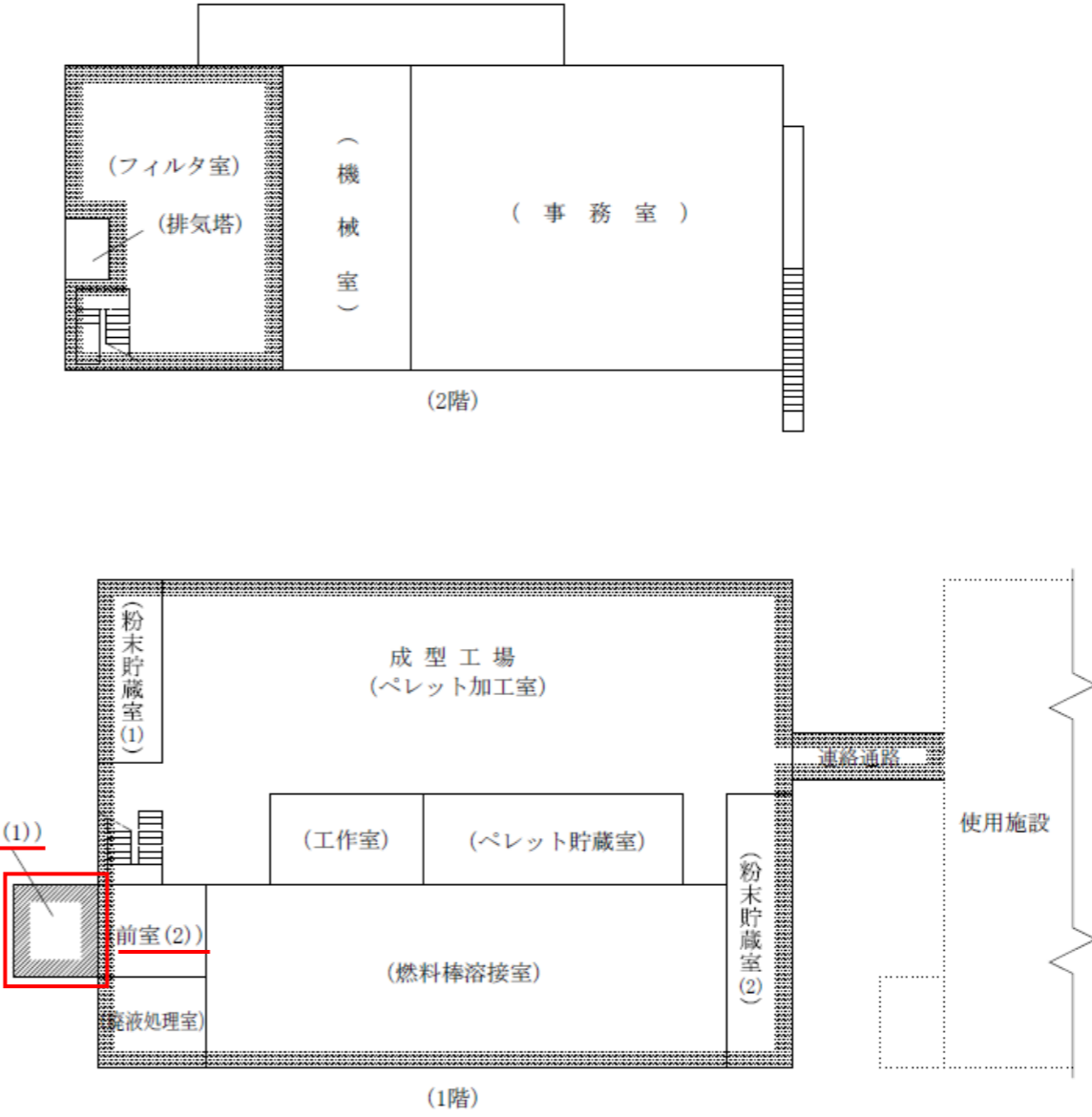
変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
第2図(4) 管理区域の区分図（工場棟3階） 省略	変更なし	

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<div data-bbox="311 520 1196 898" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="638 1123 949 1249" data-label="Text"> <p>凡 例  第1種管理区域</p> </div> <div data-bbox="430 1417 1083 1459" data-label="Caption"> <p>第2図（5） 管理区域の区分図（廃水処理所）</p> </div>	<p>削除（以降、図番号繰り上げ）</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）</p>

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
<p>(シリンダ洗浄棟) (第2廃棄物処理所) (第1廃棄物処理所) 2階部屋配置図</p> <p>(シリンダ洗浄棟) (第2廃棄物処理所) (第1廃棄物処理所) 1階部屋配置図</p> <p>(シリンダ洗浄棟) 地階配置図</p> <p>凡例 第1種管理区域</p> <p>第2図(6) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>シリンダ洗浄棟 第2廃棄物処理所 第1廃棄物処理所 2階部屋配置図</p> <p>シリンダ洗浄棟 第2廃棄物処理所 第1廃棄物処理所 1階部屋配置図</p> <p>シリンダ洗浄棟 地階配置図</p> <p>凡例 第1種管理区域 第2種管理区域 吹抜け</p> <p>第2図(5) 管理区域の区分図(シリンダ洗浄棟、第1及び第2廃棄物処理所)</p>	<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1廃棄物処理所に前室設置(第2種管理区域) ・シリンダ洗浄棟前室を第2種管理区域化 ・凡例を適正化 ・部屋名称の適正化 ・間仕切り等の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
<div data-bbox="385 231 1157 567" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="712 577 845 609" data-label="Caption">原料貯蔵所</div> <div data-bbox="371 672 697 1375" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="489 1375 578 1417" data-label="Caption">(2階)</div> <div data-bbox="845 672 1172 1375" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="979 1375 1068 1417" data-label="Caption">(1階)</div> <div data-bbox="682 1417 875 1459" data-label="Caption">第3核燃料倉庫</div> <div data-bbox="727 1491 831 1543" data-label="Text">凡例</div> <div data-bbox="727 1554 1023 1690" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none">  第1種管理区域  第2種管理区域 </div> <div data-bbox="385 1879 1172 1921" data-label="Caption">第2図(7) 管理区域の区分図(原料貯蔵所、第3核燃料倉庫)</div>	<div data-bbox="1498 252 2240 577" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1810 577 1944 619" data-label="Caption">(原料貯蔵所)</div> <div data-bbox="1498 777 2181 1081" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1795 1092 1884 1134" data-label="Caption">(2階)</div> <div data-bbox="1498 1165 2181 1480" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1795 1480 1884 1522" data-label="Caption">(1階)</div> <div data-bbox="1795 1554 1973 1606" data-label="Caption">第3核燃料倉庫</div> <div data-bbox="2211 1543 2315 1585" data-label="Text">凡例</div> <div data-bbox="2211 1606 2493 1795" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none">  第1種管理区域  第2種管理区域  吹抜け </div> <div data-bbox="1498 1848 2389 1900" data-label="Caption">第2図(6) 管理区域の区分図(原料貯蔵所、第3核燃料倉庫)</div>	<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3核燃料倉庫1階前室を第2種管理区域化 ・凡例の適正化

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
 <p data-bbox="231 1848 1299 1885"><u>第2図(8) 管理区域の区分図(劣化・天然ウラン倉庫, 第3廃棄物倉庫及び廃棄物管理棟)</u></p>	 <p data-bbox="1519 1843 2415 1936"><u>第2図(7) 管理区域の区分図(廃棄物管理棟, 第3廃棄物倉庫及び劣化・天然ウラン倉庫)</u></p>	<p data-bbox="2561 294 2754 325">○記載の適正化</p>

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
 <p>(2階)</p> <p>(1階)</p> <p>凡例 第1種管理区域</p> <p><u>第2図(9)</u> 管理区域の区分図(加工棟)</p>	 <p>(2階)</p> <p>(1階)</p> <p>凡例 第1種管理区域 第2種管理区域</p> <p><u>第2図(8)</u> 管理区域の区分図(加工棟)</p>	<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非管理区域であった前室の前部屋を「前室(1)」として第2種管理区域にするとともに、従来の前室を「前室(2)」に変更 ・上記に伴い凡例を適正化

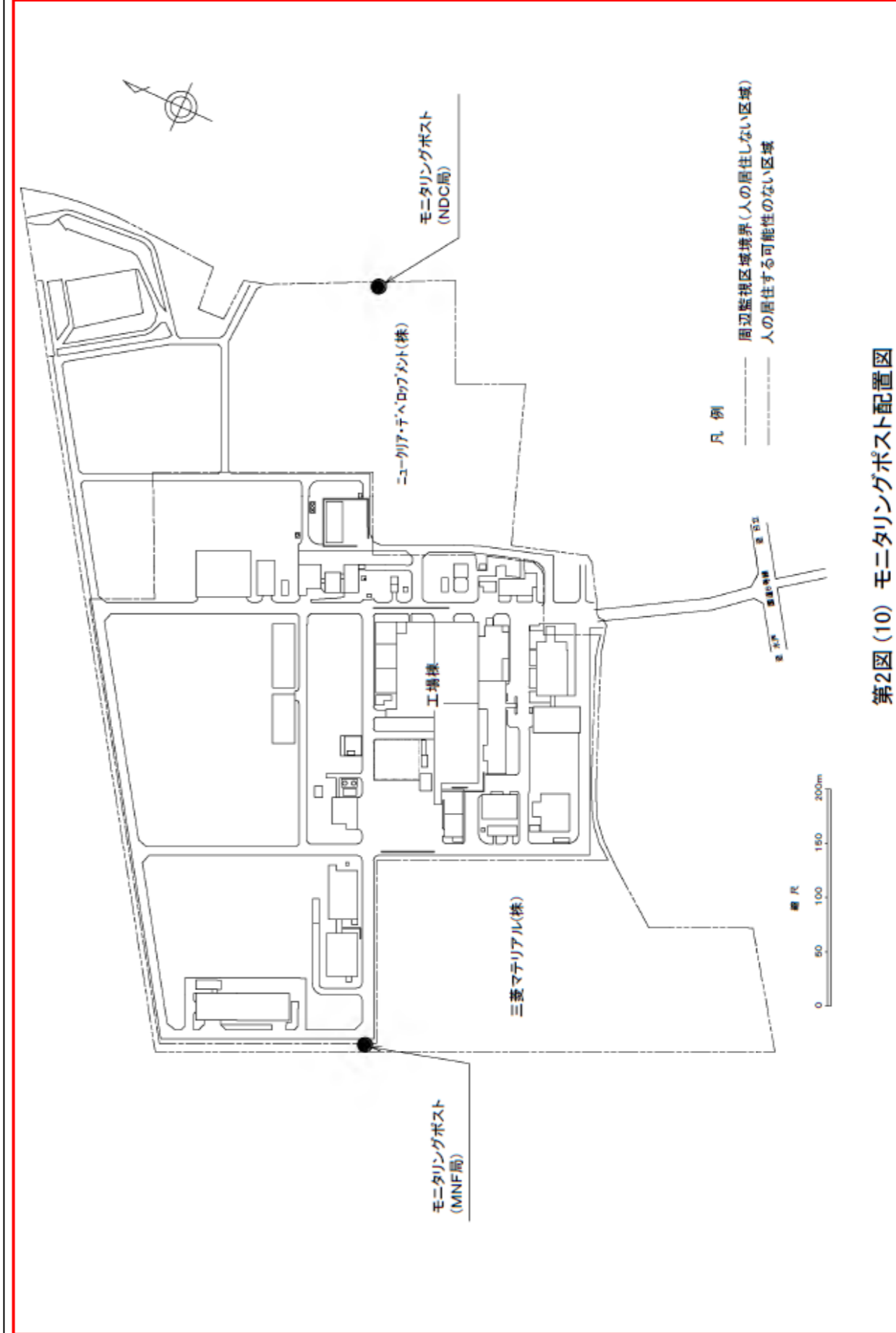
新旧対照表

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由												
<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)</td> </tr> <tr> <td>- - -</td> <td>人の居住する可能性のない区域</td> </tr> <tr> <td>▨</td> <td>保安区域</td> </tr> </table> <p>第2図 (10) 保安区域</p>	—	周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)	- - -	人の居住する可能性のない区域	▨	保安区域	<p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>—</td> <td>周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)</td> </tr> <tr> <td>- - -</td> <td>人の居住する可能性のない区域</td> </tr> <tr> <td>▨</td> <td>保安区域</td> </tr> </table> <p>第2図 (9) 保安区域</p>	—	周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)	- - -	人の居住する可能性のない区域	▨	保安区域	<p>○記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機室新設に伴い、保安区域を動力棟から発電機室に変更 ・自動火災報知設備を警備所から放射線管理棟 (安全管理室) へ移設に伴い、警備所を保安区域から除外
—	周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)													
- - -	人の居住する可能性のない区域													
▨	保安区域													
—	周辺監視区域境界 (人の居住しない区域)													
- - -	人の居住する可能性のない区域													
▨	保安区域													

変更前（令和3年3月16日付け認可）

なし

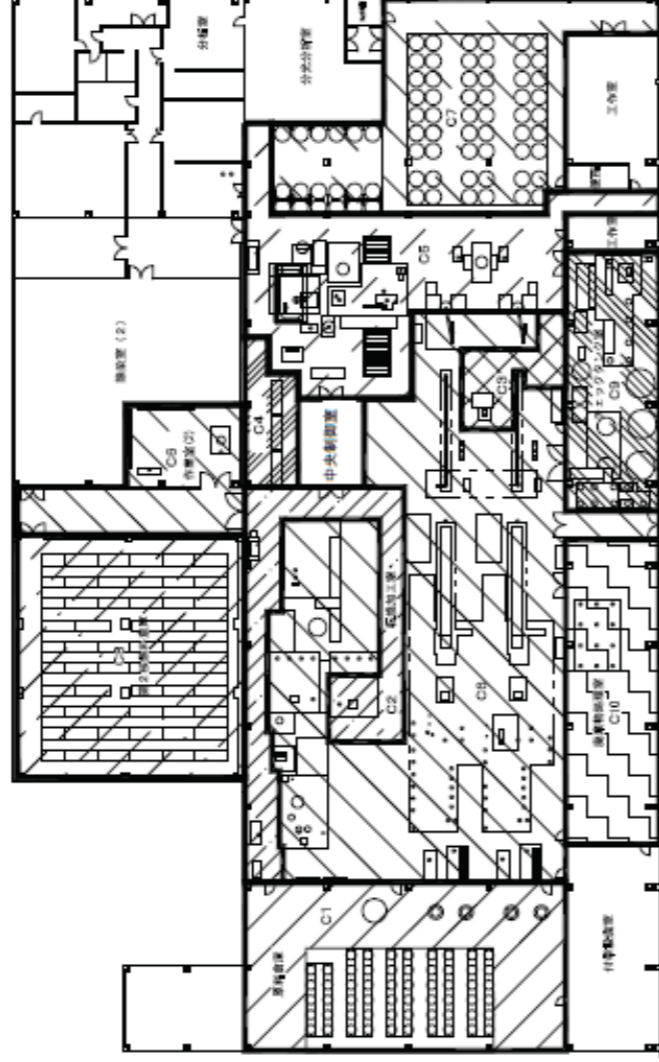
変更後



変更理由

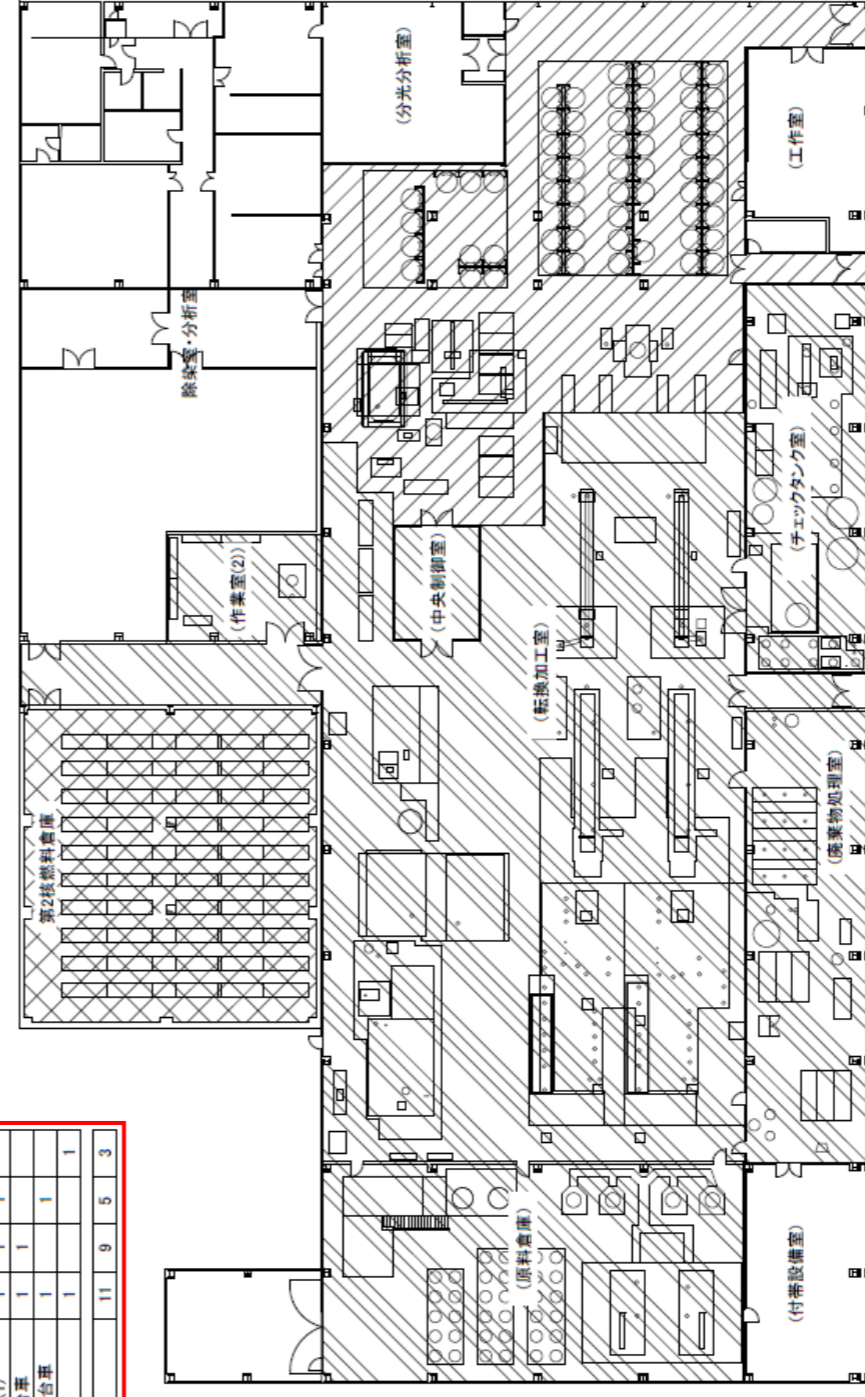
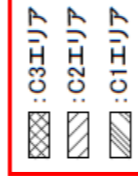
- 新規追加（事業許可、設工認内容の反映）
- ・モニタリングポストの設置場所を明確化。

台車の名称	エリア区分									
	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9	C10
水リボン(深凍・スライ)用台車	1台	1台	1台	1台	1台	1台				
水リボン(粉末)用台車(1)	1台	1台	1台	1台	1台	1台			1台	
水リボン・SUS容器用台車(1)	2台	2台	2台	2台	2台	2台			1台	
水リボン・SUS容器用台車(2)	1台	1台	1台	1台	1台	1台			1台	1台
乾燥トレイ用台車	2台	2台	2台	2台	2台	2台				
金属トレイ用台車(1)	1台	1台	1台	1台	1台	1台				
仮停ポート用台車	1台								1台	
大型粉末容器用台車	1台								1台	
第2核燃料倉庫用電動リフト	11台	4台	8台	7台	4台	6台	1台	2台	3台	1台
合計										



第3図(1) 転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図

機器名	C1	C2	C3
金属容器(深凍・スライ)用台車	1	1	
金属容器(粉末)用台車(1)	1	1	1
SUS容器用台車(3)	2	2	2
SUS容器用台車(4)	1	1	1
乾燥トレイ用台車	2	2	
金属トレイ用台車(1)	1	1	1
仮停ポート用台車	1	1	
大型粉末容器用台車	1		1
電動リフト	1	1	1
合計	11	9	5
			3



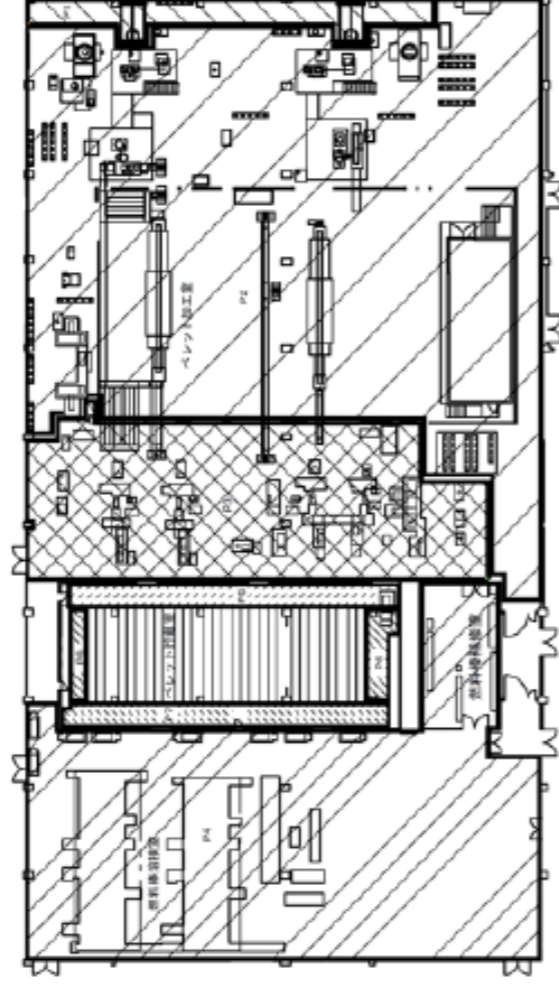
第3図(1) 転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図

- 記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)
- ・台車及び電動リフト使用エリアの適正化
- ・台車名称の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)

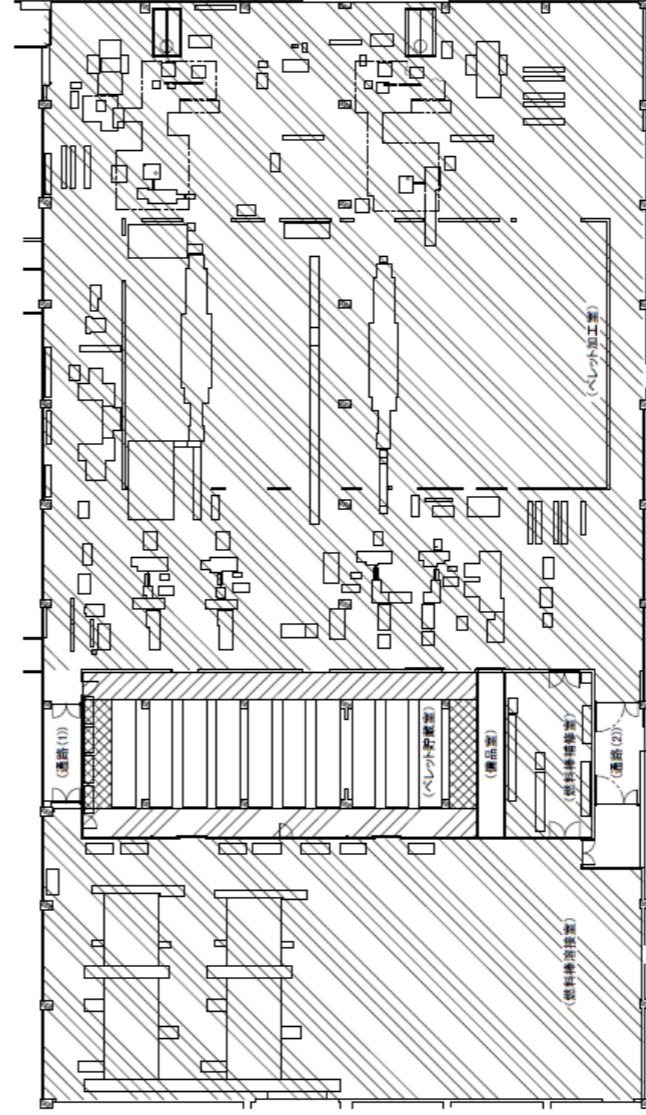
台車の名称	エリア区分						
	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7
ホリゾン (粉末) 用台車(1)	1台	1台					
ホリゾン (粉末) SUS容器用台車(1)	2台	2台					
塵埃用台車(1)	1台	1台				1台	1台
ホリゾン (粉末) 用台車(2)	2台	2台					
ベレットホリゾン用台車(1)	1台	1台					
ロータリー用台車(1)	1台	1台					
ポート (焼結) 用台車(1)	1台	1台					
ポート (焼結) 用台車(2)	2台	2台					
ベレットトレイ用台車(1)	1台	1台					
ベレットトレイ用台車(2)	2台	2台					
ベレットトレイ用台車(3)	2台	1台					
ロッタリー用台車(1)	1台	1台					
大型粉末容器用台車	1台						
塵埃用台車 (ホッパー) (注)	2台	1台					
ポート運搬台車 (自走式)	2台	2台					
仕上りベレット貯蔵用台車(1)	1台	1台					
仕上りベレット貯蔵用台車(2)	1台	1台					
合 計	22台	14台	15台	4台	3台	1台	2台

(注) 2台の内1台は、排塵装置にて使用できないようにする。

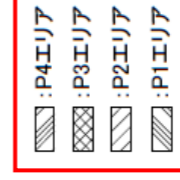


第3図(2) 成型工場 台車使用エリア図

変更後



機器名	台数	P1	P2	P3	P4
金属容器(粉末)用台車(1)	1	1	-	-	-
SUS容器用台車(3)	2	2	-	-	-
金属用台車(1)	1	1	1	1	1
金属容器(粉末)用台車(2)	2	2	-	-	-
金属容器(ベレット)用台車(1)	1	1	-	-	-
ロータリー用台車(1)	1	1	-	-	-
ポート(焼結)用台車(1)	1	1	-	-	-
ポート(焼結)用台車(2)	2	2	-	-	-
ベレットトレイ用台車(1)	1	1	1	-	-
ベレットトレイ用台車(3)	2	2	-	-	-
ロッタリー用台車(1)	1	1	-	-	-
大型粉末容器用台車	1	1	-	-	-
搬送し粉ホッパー台車	2	2	-	-	-
仕上りベレット貯蔵用台車(1)	1	1	1	-	-
仕上りベレット貯蔵用台車(2)	1	1	-	-	-
合計	22	22	3	1	2



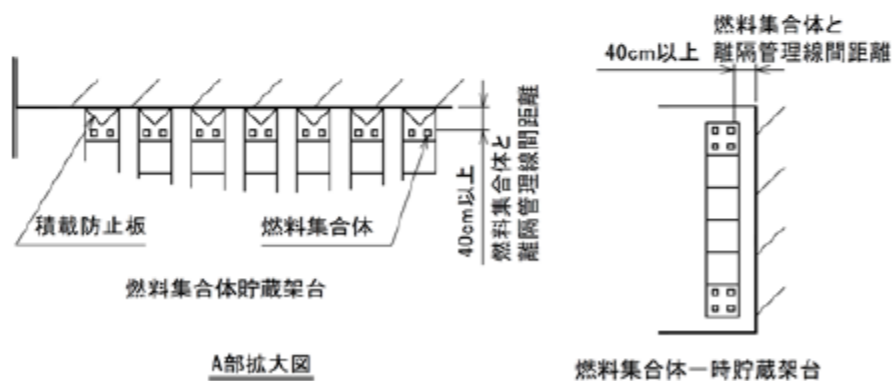
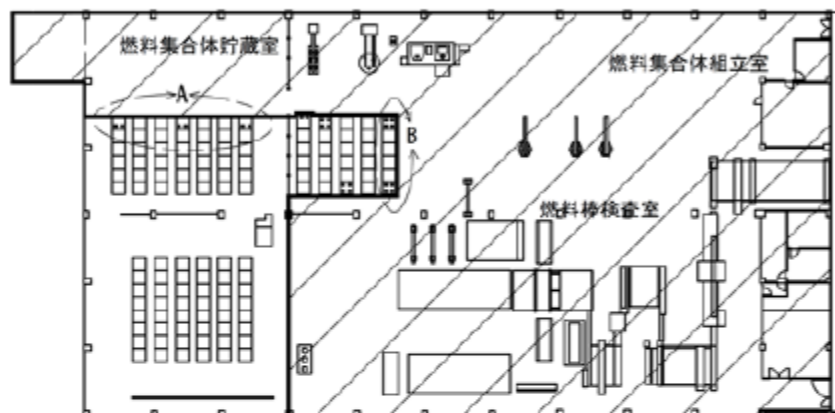
第3図(2) 成型工場 台車使用エリア図

変更理由

- 記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)
- ・台車使用エリアの適正化
- ・台車名称の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)

台車の名称	台数
ロッドチャンネル用台車(2)	1台
ロッドチャンネル用台車(3)	1台
燃料集合体組立装置(マガジン架台部)	1台
運搬台車	2台
合計	5台

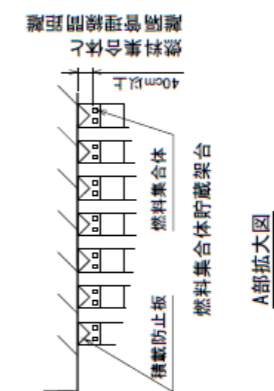
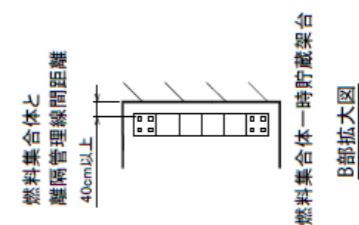
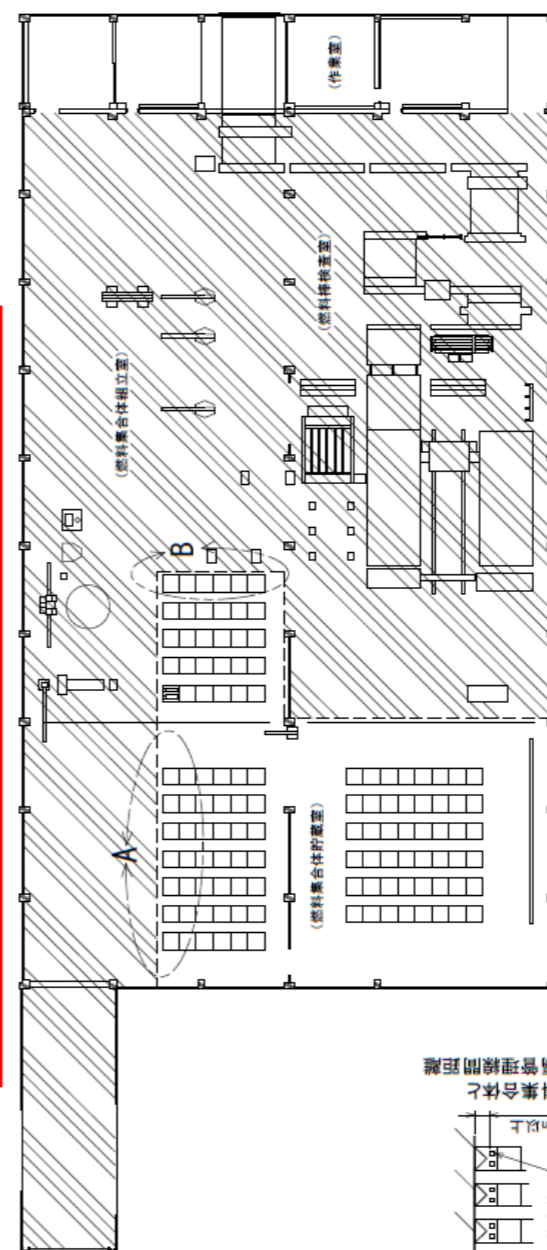


第3図(3) 組立工場 台車使用エリア図

変更後

機器名	台数
ロッドチャンネル用台車(2)	1
ロッドチャンネル用台車(3)	1
運搬台車	2
マガジン架台部	1
合計	5

: 使用エリア
 破線: 台車等使用エリア境界



第3図(3) 組立工場 台車使用エリア図

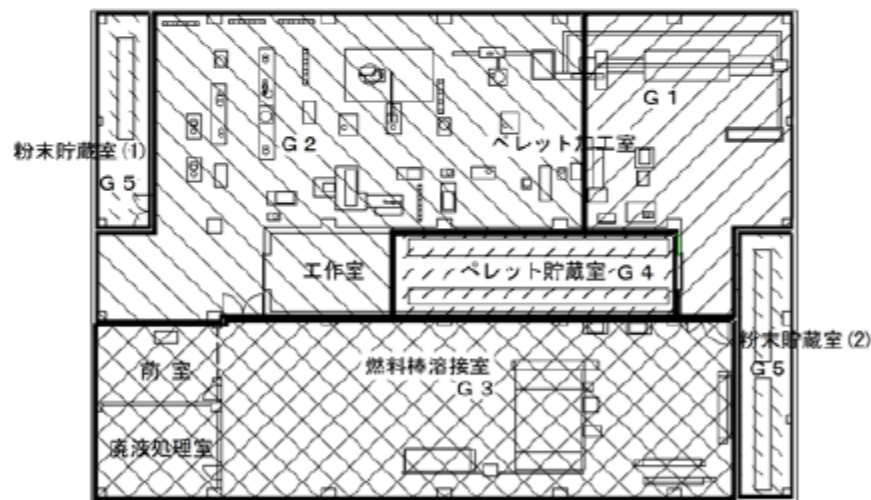
変更理由

- 記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
- ・台車使用エリアの適正化
- ・台車名称の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)

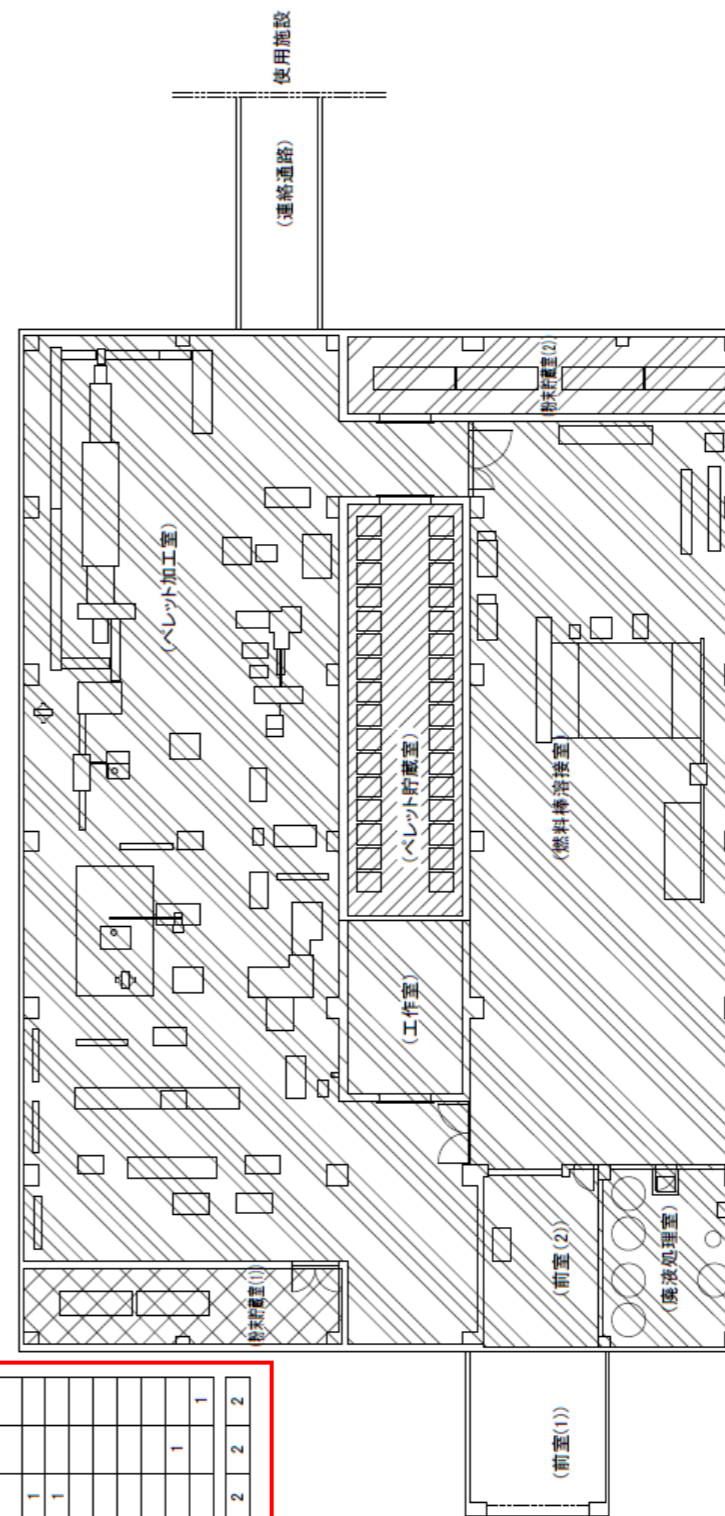
台車の名称	台数	エリア区分				
		G1	G2	G3	G4	G5
SUS容器用台車(1)	1	1	1	1		1
ポリビン(粉末)用台車(3)	2	2	2			
ポート(焼結)用台車(3)	1	1	1			
ポート(焼結)用台車(4)	1	1	1			
ペレットレイ用台車(2)	1	1	1			
ローター用台車(2)	1					
ペレットポリビン用台車(2)	1	1	1			
ペレットレイ用台車(4)	1			1		
ロードチャンネル用台車(4)	1			1		
仕上りペレット貯蔵用台車(3)	1	1		1	1	
仕上りペレット貯蔵用台車(4)	1				1	
粉末篩分機(1)用電動リフター	1		1			
粉末篩分機(2)用電動リフター	1		1			
中型混合機用電動リフター	1		1			
本成型プレス用電動リフター	1		1			
粉末貯蔵室(1)用電動リフター(注1)	1					1
粉末貯蔵室(2)用電動リフター(注2)	1					1
合計	18	8	12	4	2	3

(注1) 粉末貯蔵室(1)に限る。
(注2) 粉末貯蔵室(2)に限る。



第3図(4) 加工棟 台車及び電動リフター使用エリア図

変更後



第3図(4) 加工棟 台車及び電動リフター使用エリア図

機器名	台数	G1	G2	G3	G4
SUS容器用台車(1)	1	1		1	1
金属容器(粉末)用台車(3)	2	2			
ポート(焼結)用台車(3)	1	1			
ポート(焼結)用台車(4)	1	1			
ペレットレイ用台車(2)	1	1			
ローター用台車(2)	1				
金属容器(ペレット)用台車(2)	1				
ペレットレイ用台車(4)	1			1	
ロードチャンネル用台車(4)	1			1	
仕上りペレット貯蔵用台車(3)	1	1		1	1
仕上りペレット貯蔵用台車(4)	1				1
電動リフター(1)	1	1			
電動リフター(2)	1	1			
電動リフター(3)	1	1			
電動リフター(4)	1	1			
電動リフター(5)	1				1
電動リフター(6)	1				1
合計	18	16	2	2	2

- ▨ : G4エリア
- ▩ : G3エリア
- ▧ : G2エリア
- ▦ : G1エリア

○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)

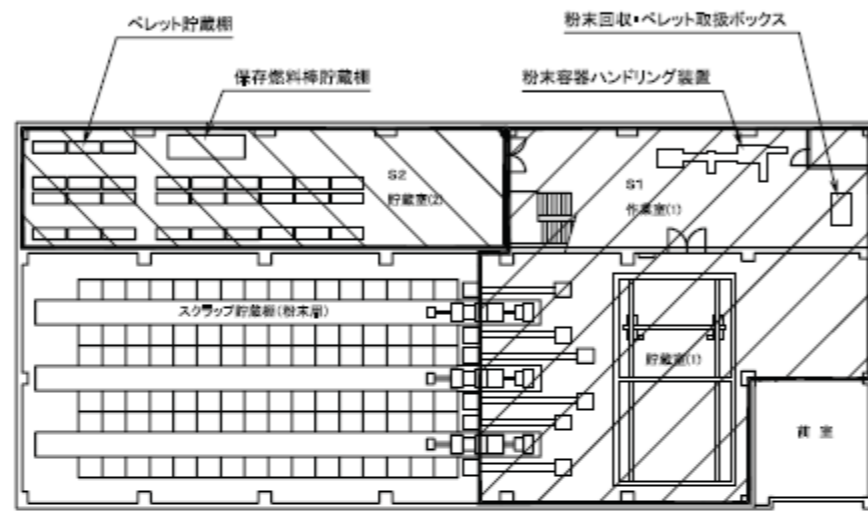
- ・台車及び電動リフター使用エリアの適正化
- ・台車名称の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)

変更後

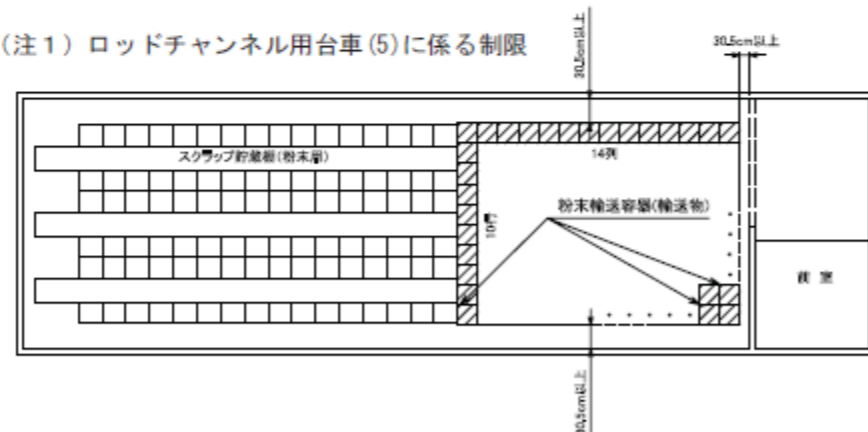
変更理由

台車の名称	台数	エリア区分	
		S1	S2
SUS容器用台車(2)	3台	3台	
金属缶用台車(2)	1台	1台	1台
他社缶用台車	3台	3台	
内容器用台車	6台	6台	
ロッドチャンネル用台車(5)	1台(注1)	1台	1台
ロッドチャンネル用リフター	1台		1台
合計	15台	14台	3台



第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフター使用エリア図

(注1) ロッドチャンネル用台車(5)に係る制限

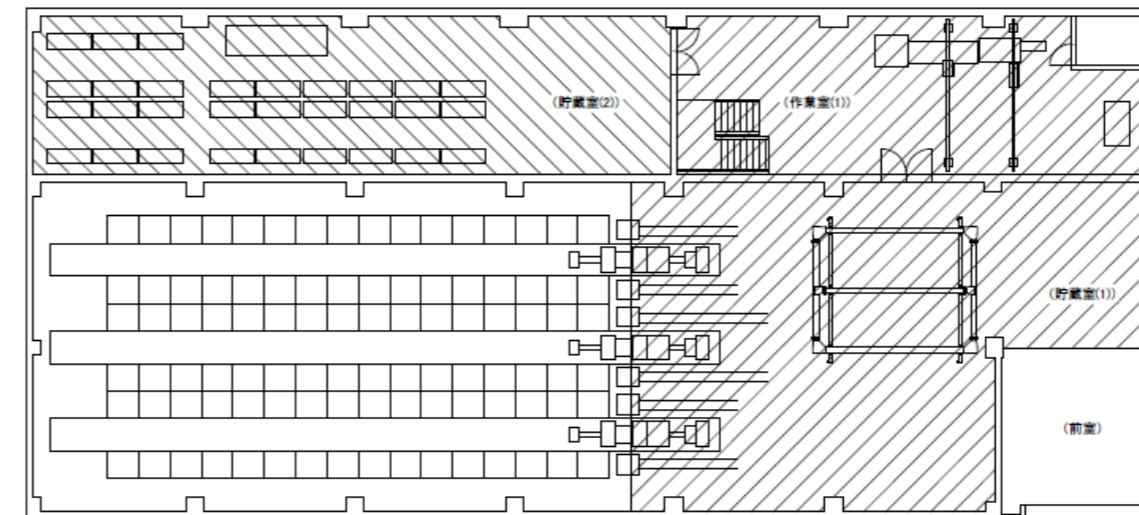


※粉末輸送容器(輸送物)を一時保管する場合は、10行14列の2段以下とし、壁から30.5cm以上の距離を確保する。また、粉末輸送容器(輸送物)に収納される内容器のウラン量は、次のとおりとする。
 ・NPC型輸送容器の各内容器：60kg-UO₂以下
 ・TNF-XI型輸送容器の各内容器：75kg-UO₂以下

機器名	台数	S1	S2
SUS容器用台車(2)	3	3	-
金属缶用台車(2)	1	1	1
他社缶用台車	3	3	-
内容器用台車	6	6	-
ロッドチャンネル用台車(5)	1	1	1
ロッドチャンネル用リフター	1	-	1
合計	15	14	3

▨ : S1エリア

▨ : S2エリア



第3図(5) 第3核燃料倉庫 台車及び電動リフター使用エリア図


○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
 ・台車名称の適正化

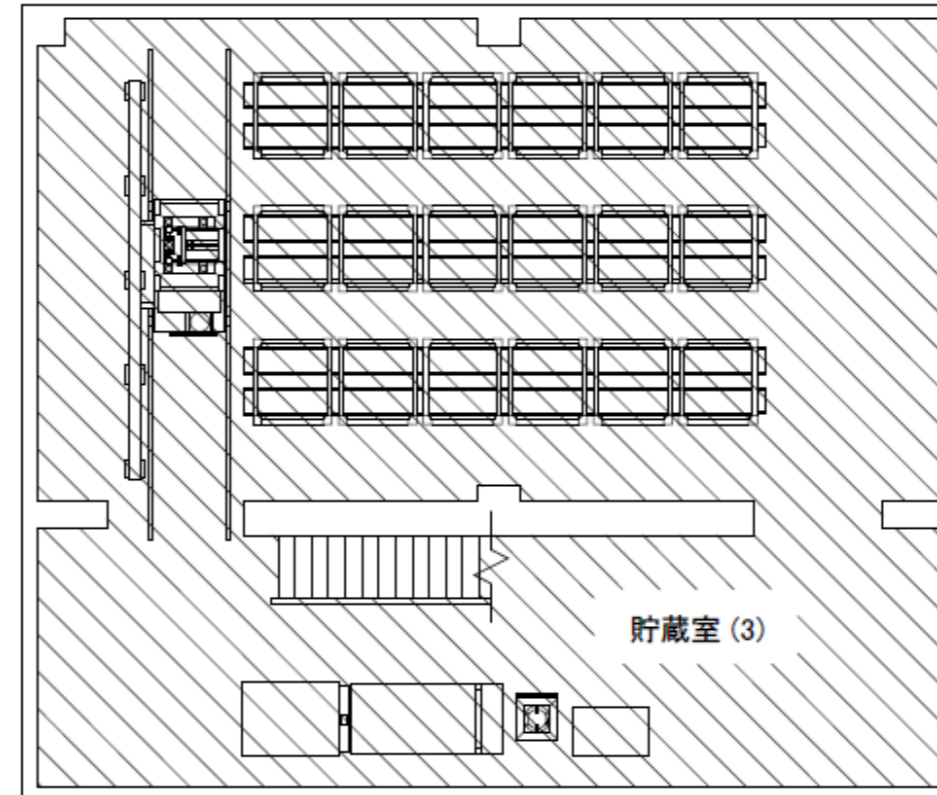
変更前（令和3年3月16日付け認可）

なし

変更後

機器名称	台数
SUS容器用台車 (5)	1

 : 使用エリア



(地階)

第3図(6) シリンダ洗浄棟 貯蔵室(3) 台車使用エリア図

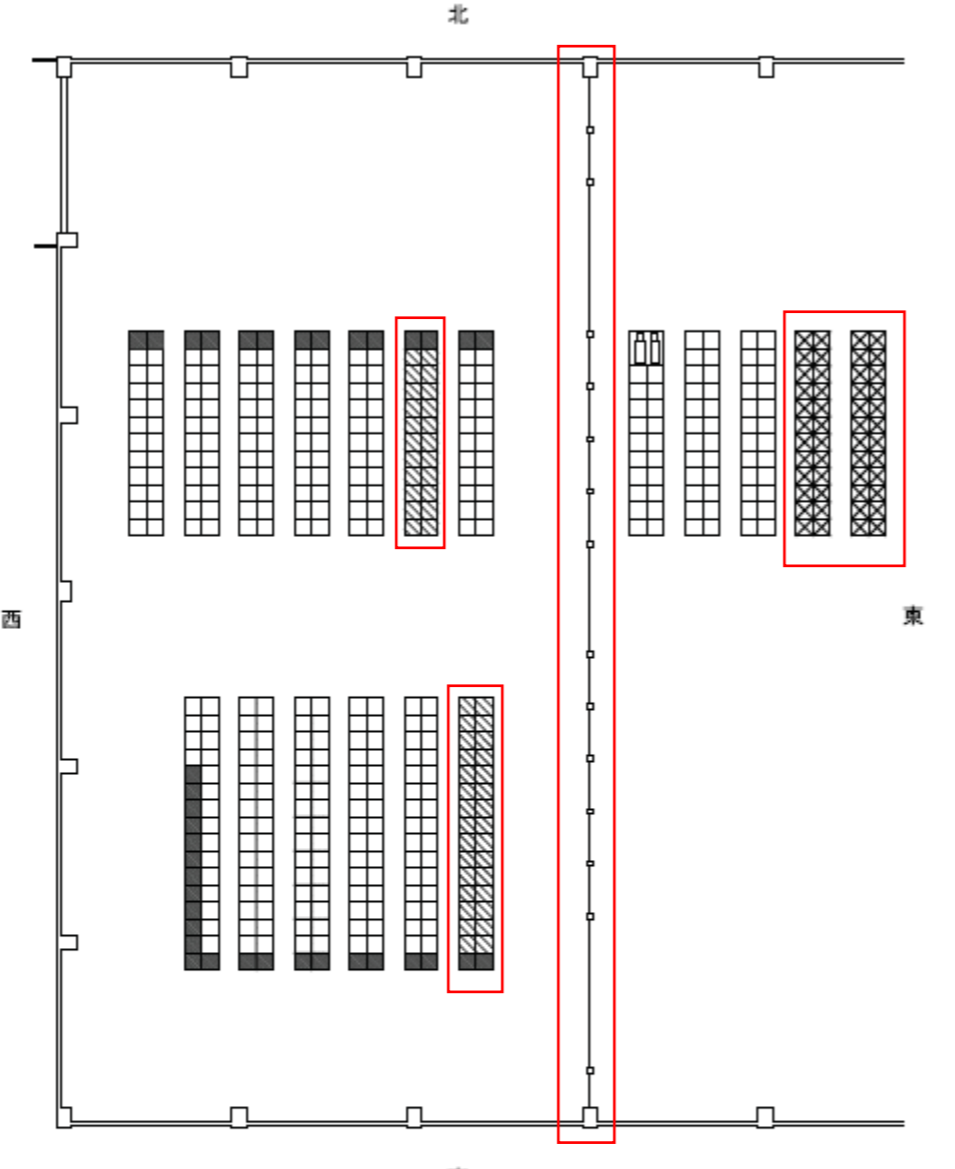
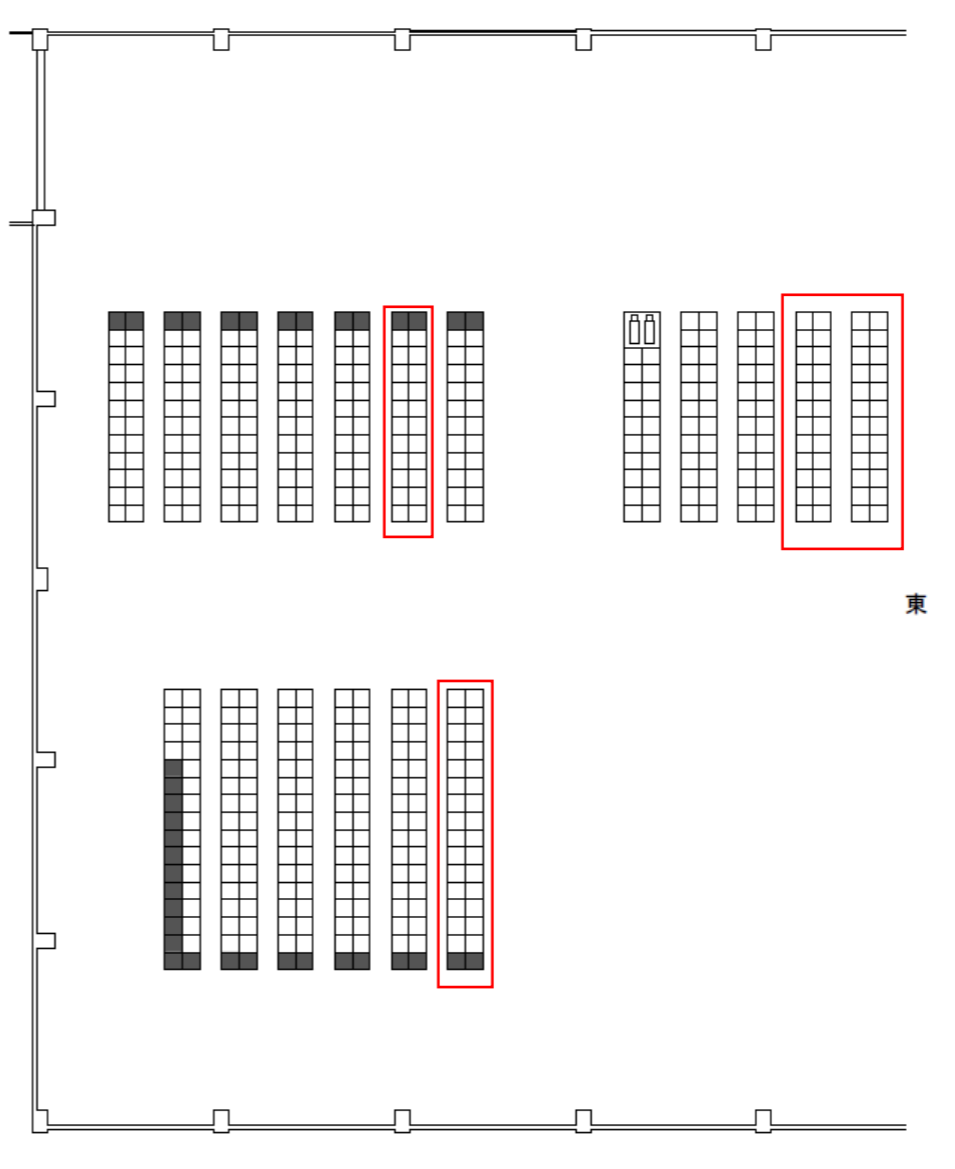
変更理由

○新規追加（事業許可、
設工認内容の反映）

・シリンダ洗浄棟地階
の台車使用エリアに
ついて追加

新旧対照表

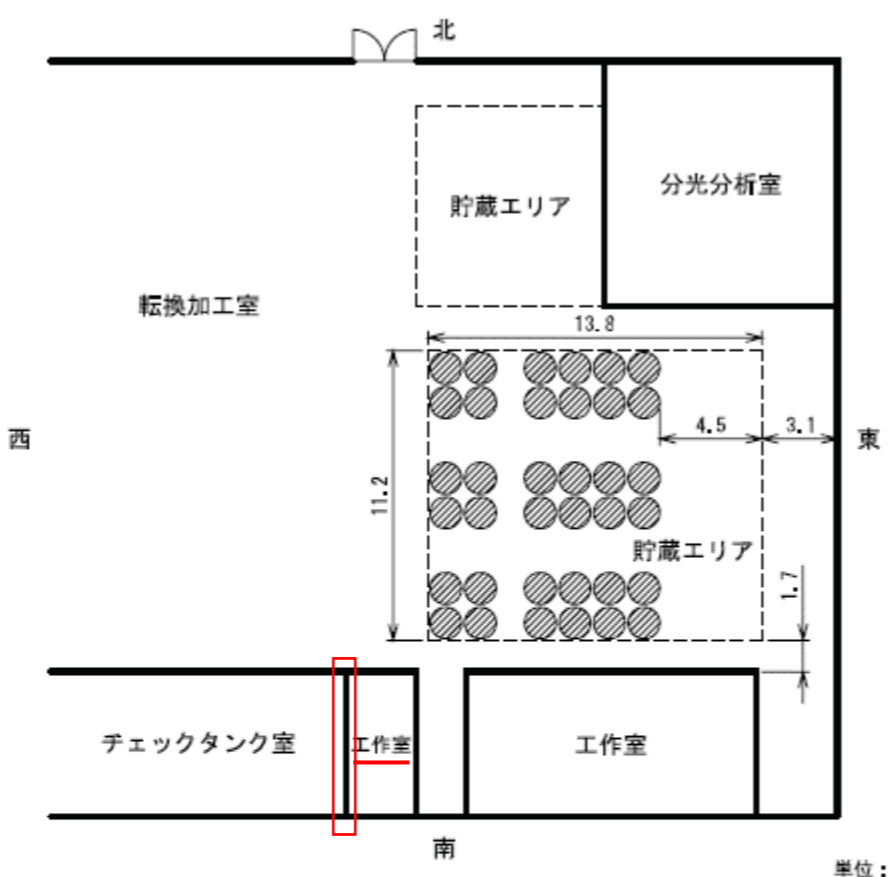
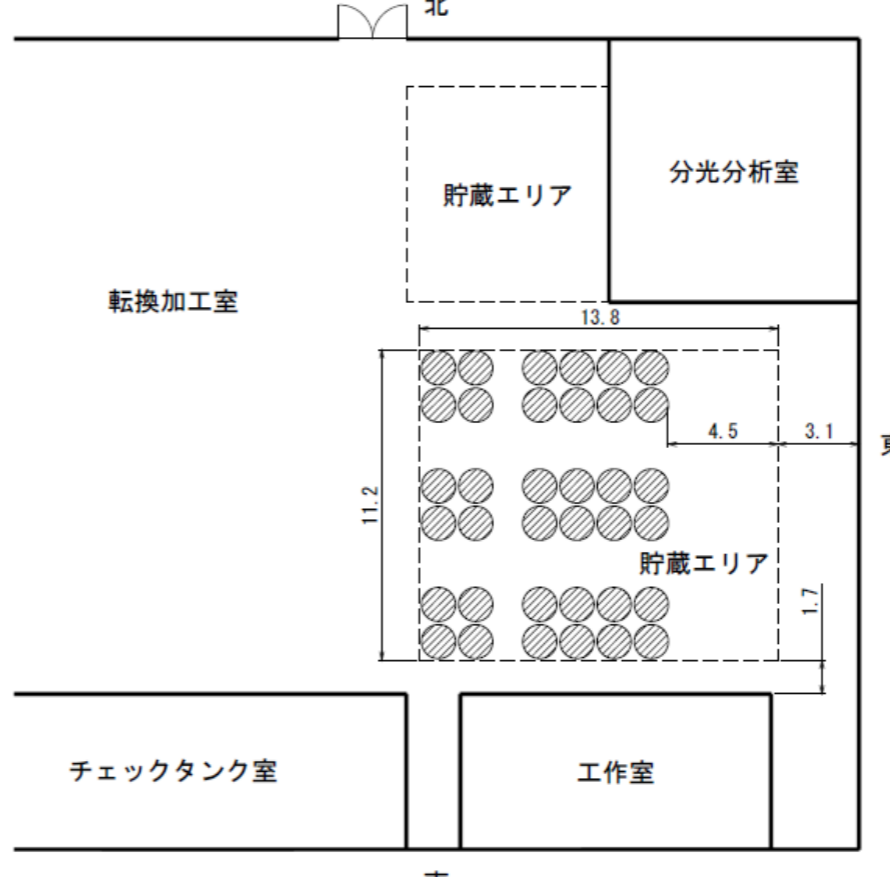
変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
なし		○新規追加 (事業許可、 設工認内容の反映) ・構内運搬車 運搬エリ ア及び経路図を追加

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
<div style="text-align: center;">北</div>  <div style="text-align: center;">南</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="width: 45%;"> <p>西</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>東</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 燃料集合体貯蔵エリア(一体あたりの貯蔵上限値733kg) <input checked="" type="checkbox"/> 燃料集合体貯蔵エリア(一体あたりの貯蔵上限値938kg) <input checked="" type="checkbox"/> 積載防止板により燃料集合体が貯蔵できないエリア <input checked="" type="checkbox"/> 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒及び燃料集合体を貯蔵しない場合における燃料集合体を貯蔵しないエリア </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第4図(1) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図</p> </div>	<div style="text-align: center;">北</div>  <div style="text-align: center;">南</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="width: 45%;"> <p>西</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>東</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 燃料集合体貯蔵エリア <input checked="" type="checkbox"/> 積載防止板により燃料集合体が貯蔵できないエリア </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第4図(1) 工場棟 燃料集合体組立室・燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵エリア図</p> </div>	<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス撤去

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
<div data-bbox="231 546 1261 976" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="356 997 712 1060" data-label="Text"> <p>□ : 粉末輸送容器 (2段以下) ○ : UF₆シリンダ</p> </div> <div data-bbox="207 1134 1305 1207" data-label="Text"> <p>※上記 1 ~ 46 のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は、●のシリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF₆シリンダの貯蔵はしない。</p> </div> <div data-bbox="281 1344 1202 1386" data-label="Caption"> <p>第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図</p> </div>	<div data-bbox="1394 535 2507 1008" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1424 1113 2433 1186" data-label="Text"> <p>□ : 粉末輸送容器 (再生濃縮ウランを除く濃縮、天然、劣化ウランに限る。ビルドアップ期間1年までは2段以下。ビルドアップ期間を制限しない場合は1段以下。)</p> </div> <div data-bbox="1424 1228 1632 1260" data-label="Text"> <p>○ : UF₆シリンダ</p> </div> <div data-bbox="1424 1281 2418 1354" data-label="Text"> <p>上記 1 ~ 46 のいずれかに粉末輸送容器を置く場合は、●のシリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF₆シリンダの貯蔵はしない。</p> </div> <div data-bbox="1424 1428 2522 1470" data-label="Text"> <p>※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> </div> <div data-bbox="1528 1722 2404 1764" data-label="Caption"> <p>第4図(2) 原料貯蔵所 ウラン粉末・六ふっ化ウラン貯蔵エリア図</p> </div>	<div data-bbox="2567 294 2849 420" data-label="Text"> <p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> </div>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
第4図(3) 容器管理棟 保管室 燃料集合体輸送物貯蔵エリア図 省略	変更なし	

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<div data-bbox="489 567 1053 1659" data-label="Diagram"> <p>●：再生濃縮ウラン（六ふっ化ウラン）</p> </div> <div data-bbox="371 1753 1172 1795" data-label="Caption"> <p>第4図（4） 工場棟 原料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図</p> </div>	<div data-bbox="1439 871 1810 913" data-label="Text"> <p>削除（以降、図番号繰り上げ）</p> </div>	<div data-bbox="2567 294 2849 420" data-label="Text"> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）</p> </div>

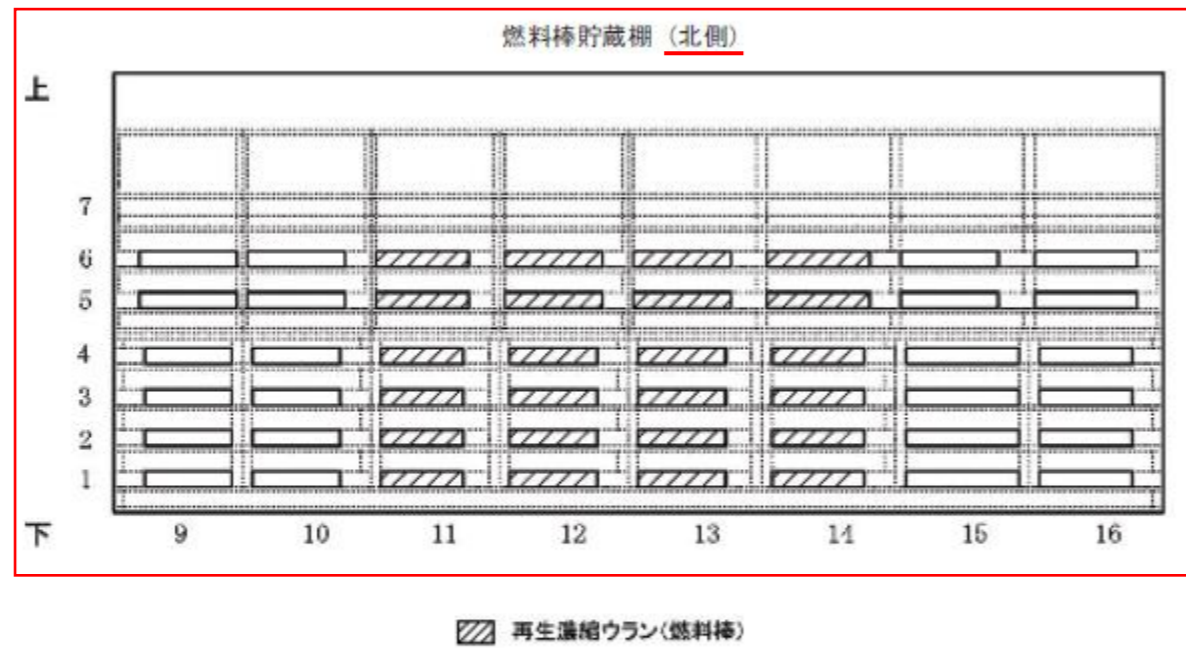
変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
 <p>● : 再生濃縮ウラン (ウラン粉末)</p> <p>※再生濃縮ウランは、南側貯蔵エリアの西側に6行6列で貯蔵する。</p> <p>第4図(5) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器 (台車付) に係る粉末貯蔵設備 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図</p>	 <p>● : 再生濃縮ウラン (ウラン粉末)</p> <p>※再生濃縮ウランは、南側貯蔵エリアの西側に6行6列で貯蔵する。</p> <p>第4図(4) 工場棟 転換加工室 大型粉末容器に係る粉末貯蔵設備 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図</p>	<p>○記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映による削除)</p> <p>・チェックタンク室脇 工作室撤去に伴い壁撤去</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）

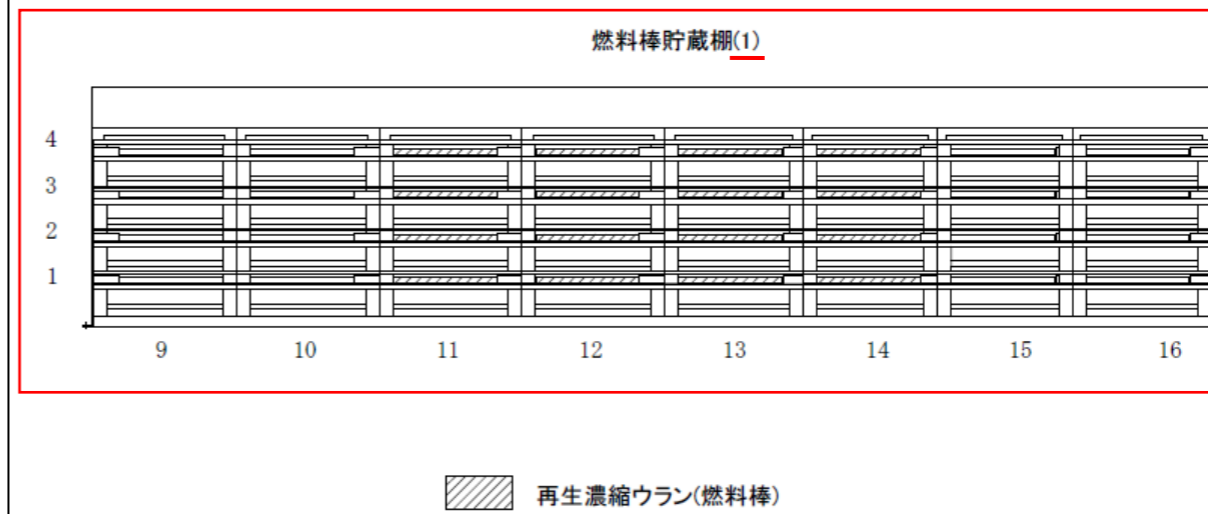
変更後

変更理由

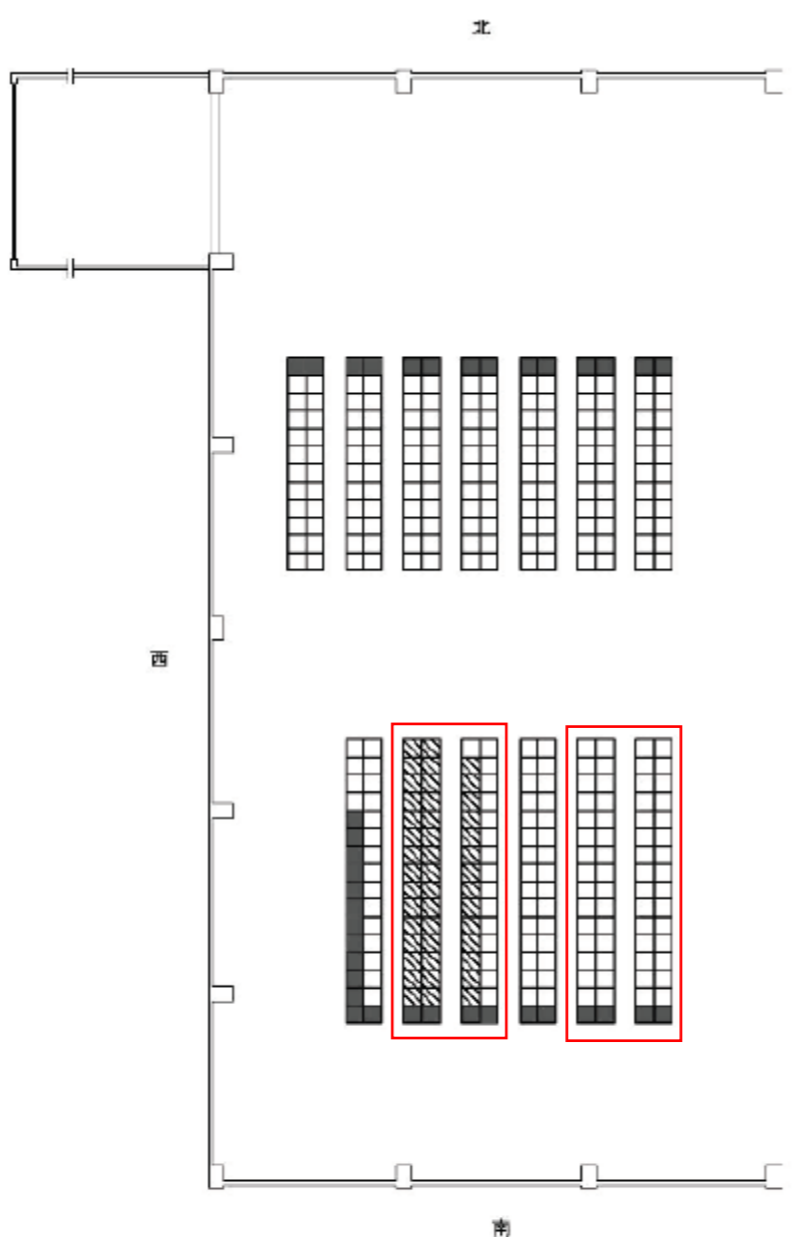


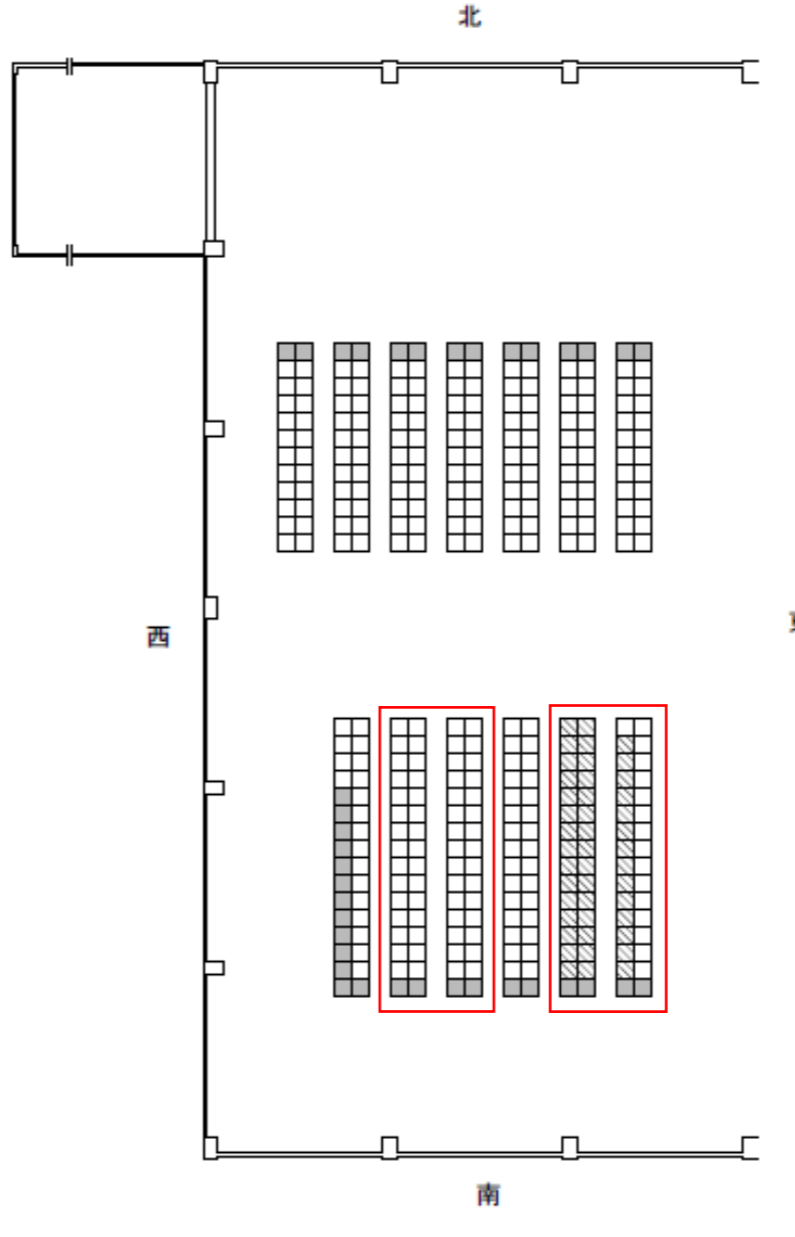


○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）



第4図(6) 工場棟 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図



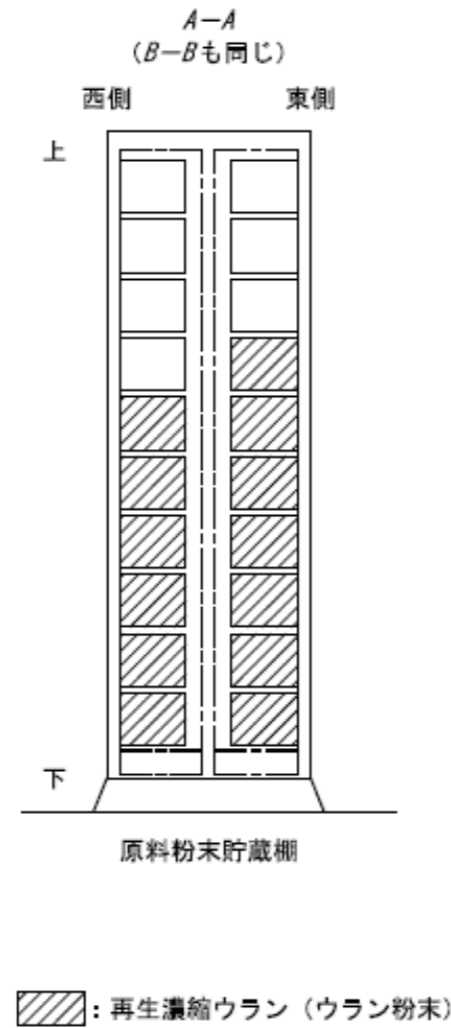
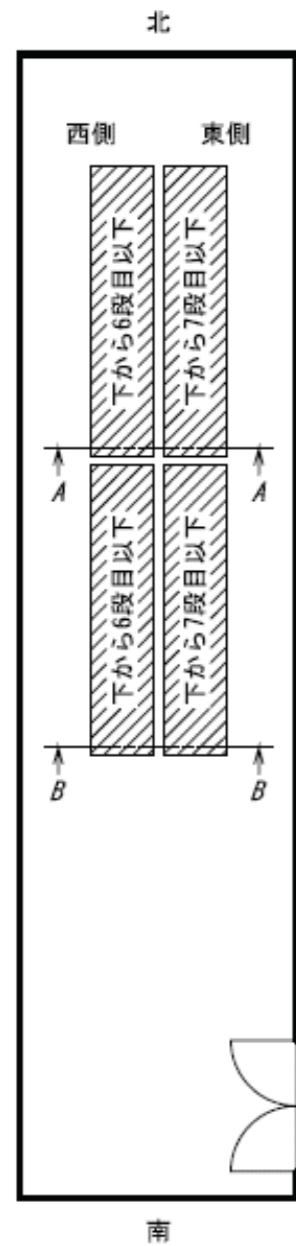
第4図(5) 工場棟 組立工場 燃料棒検査室 燃料棒貯蔵棚
再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
 <p data-bbox="549 1438 994 1522">  再生濃縮ウラン燃料集合体貯蔵エリア  積載防止板により燃料集合体が貯蔵できないエリア </p> <p data-bbox="222 1596 1305 1627"><u>第4図(7)</u> 工場棟 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図</p>	 <p data-bbox="1662 1438 2211 1522">  再生濃縮ウラン燃料集合体貯蔵エリア  積載防止板により燃料集合体が貯蔵できないエリア </p> <p data-bbox="1528 1669 2418 1753"><u>第4図(6)</u> 工場棟 <u>組立工場</u> 燃料集合体貯蔵室 燃料集合体貯蔵架台 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図</p>	<p data-bbox="2567 294 2834 420">○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）

変更後

変更理由



削除（以下、図番号繰り上げ）

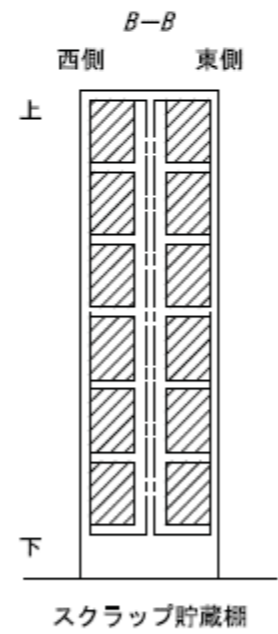
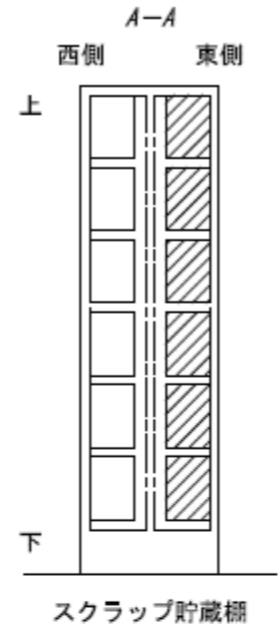
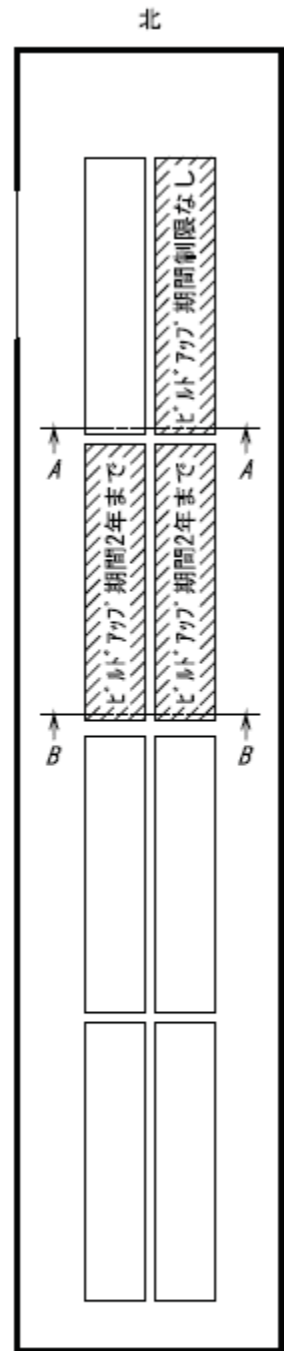
○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）

第4図（8） 加工棟 粉末貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更前（令和3年3月16日付け認可）

変更後

変更理由



▨: 再生濃縮ウラン（ウラン粉末）

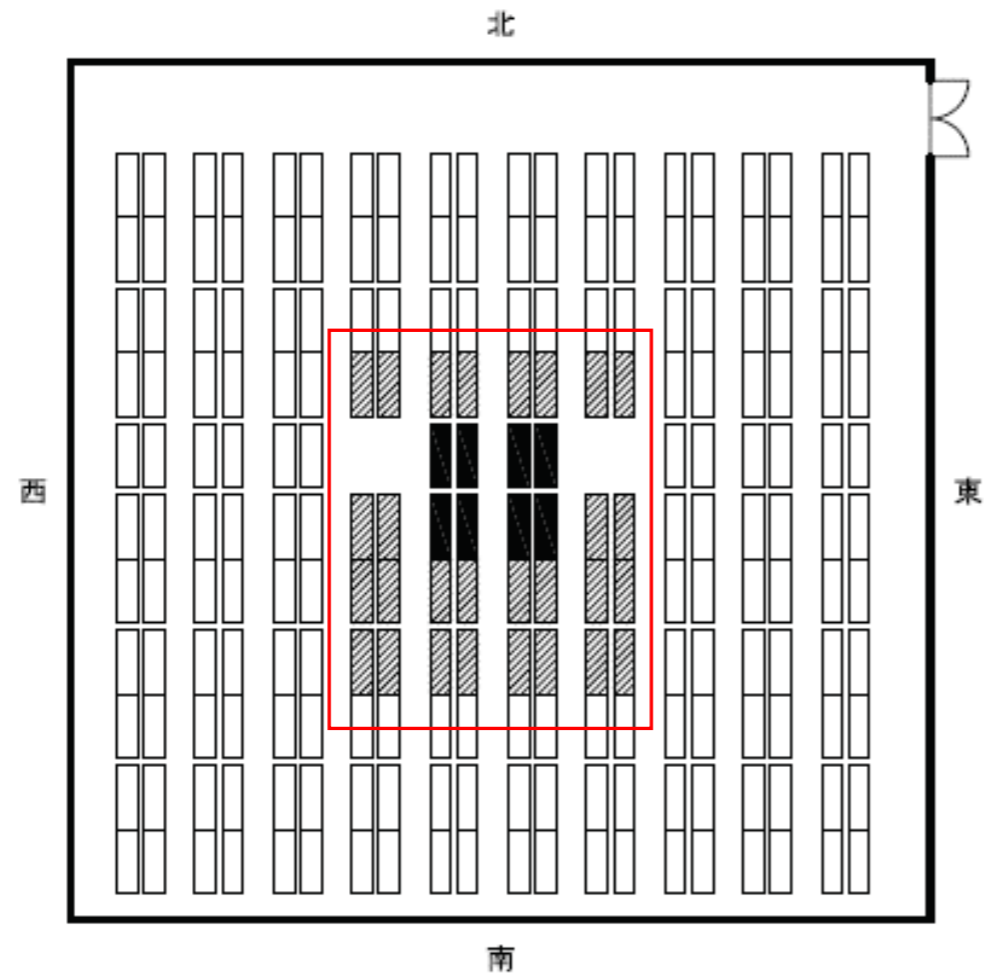
※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図（9） 加工棟 粉末貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

削除（以下、図番号繰り上げ）

○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）

変更前（令和3年3月16日付け認可）

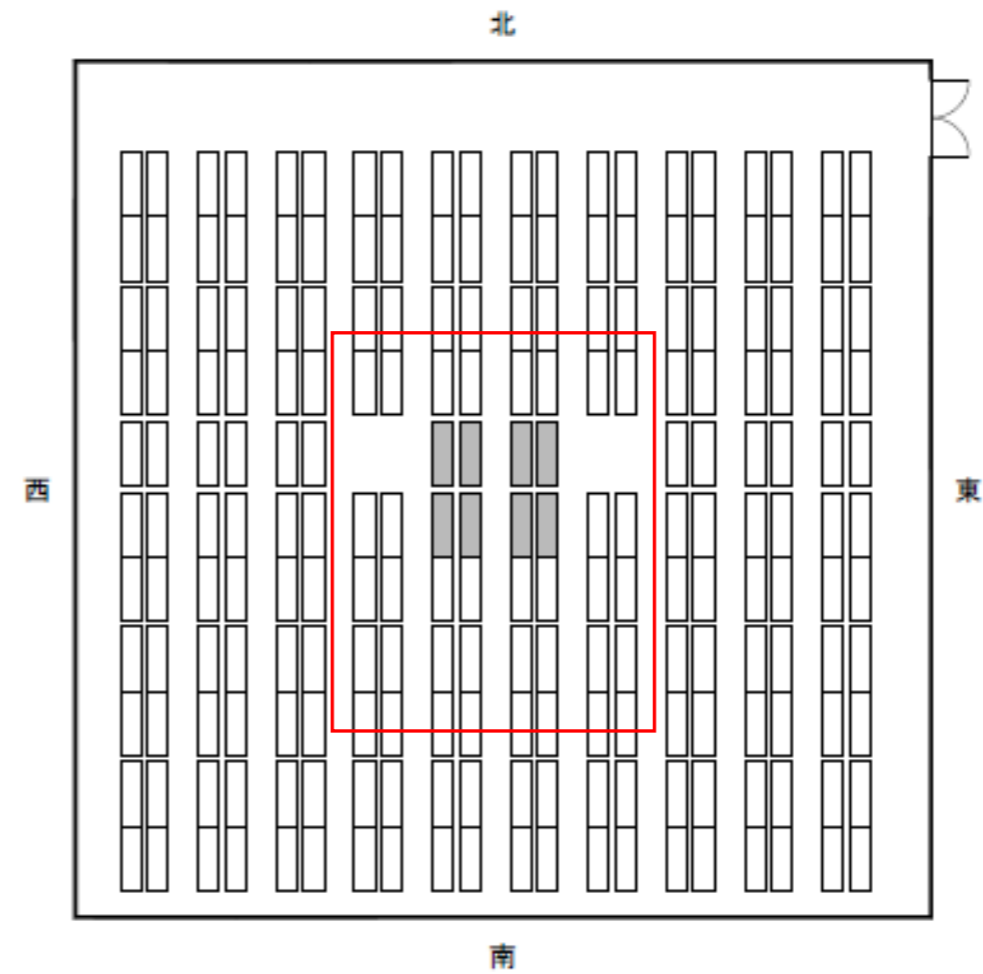


- : 再生濃縮ウラン（ビルドアップ期間制限なしのウラン粉末）
- ▨ : 再生濃縮ウラン（ビルドアップ期間2年までのウラン粉末）

※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図(10) 第2核燃料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更後



- : 再生濃縮ウラン（ビルドアップ期間制限なしのウラン粉末）

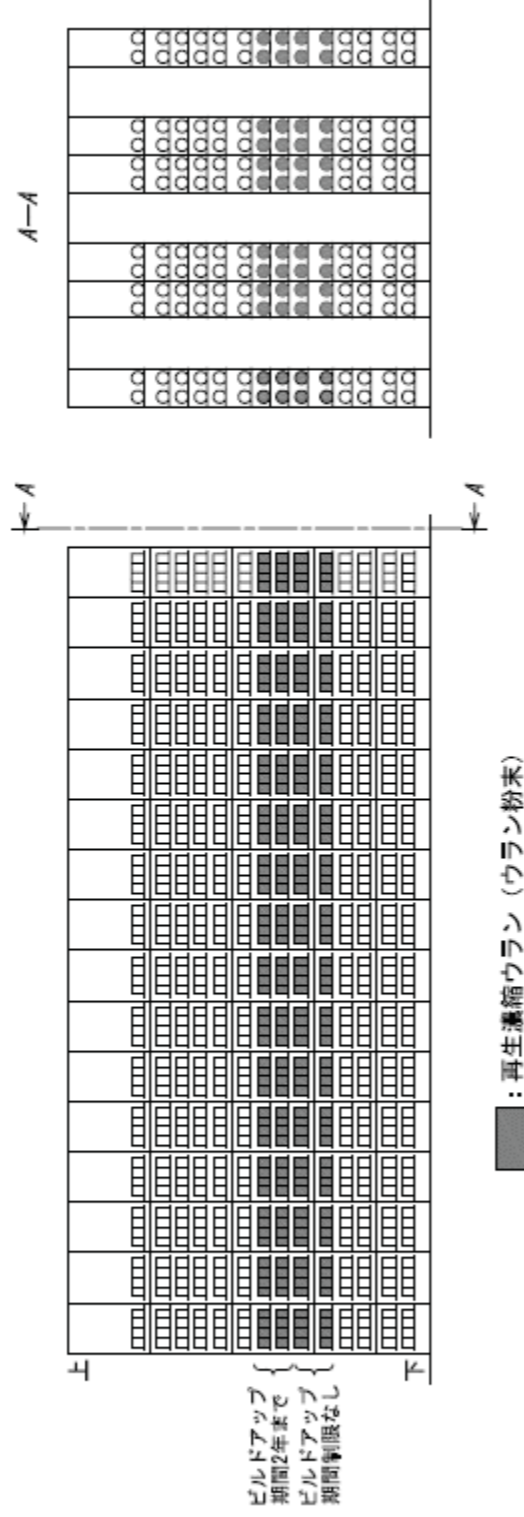
※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図(7) 第2核燃料倉庫 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更理由

○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）

変更前 (令和3年3月16日付け認可)

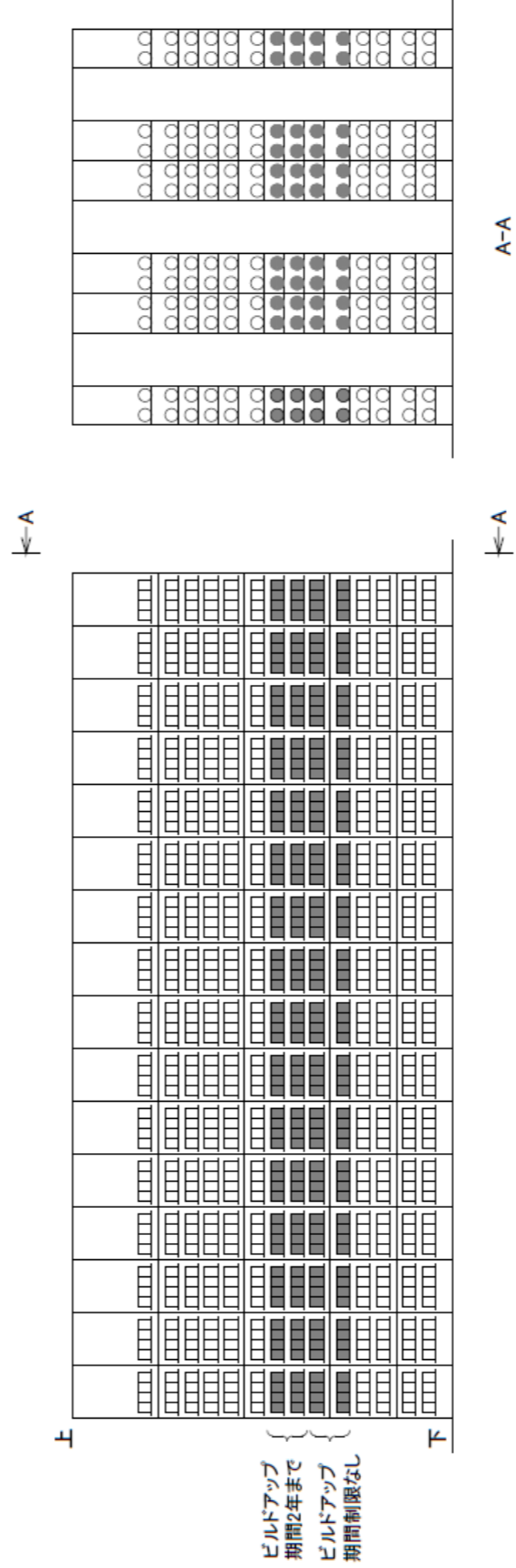


■ : 再生濃縮ウラン (ウラン粉末)

※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンドラから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図(11) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更後



■ : 再生濃縮ウラン(ウラン粉末)

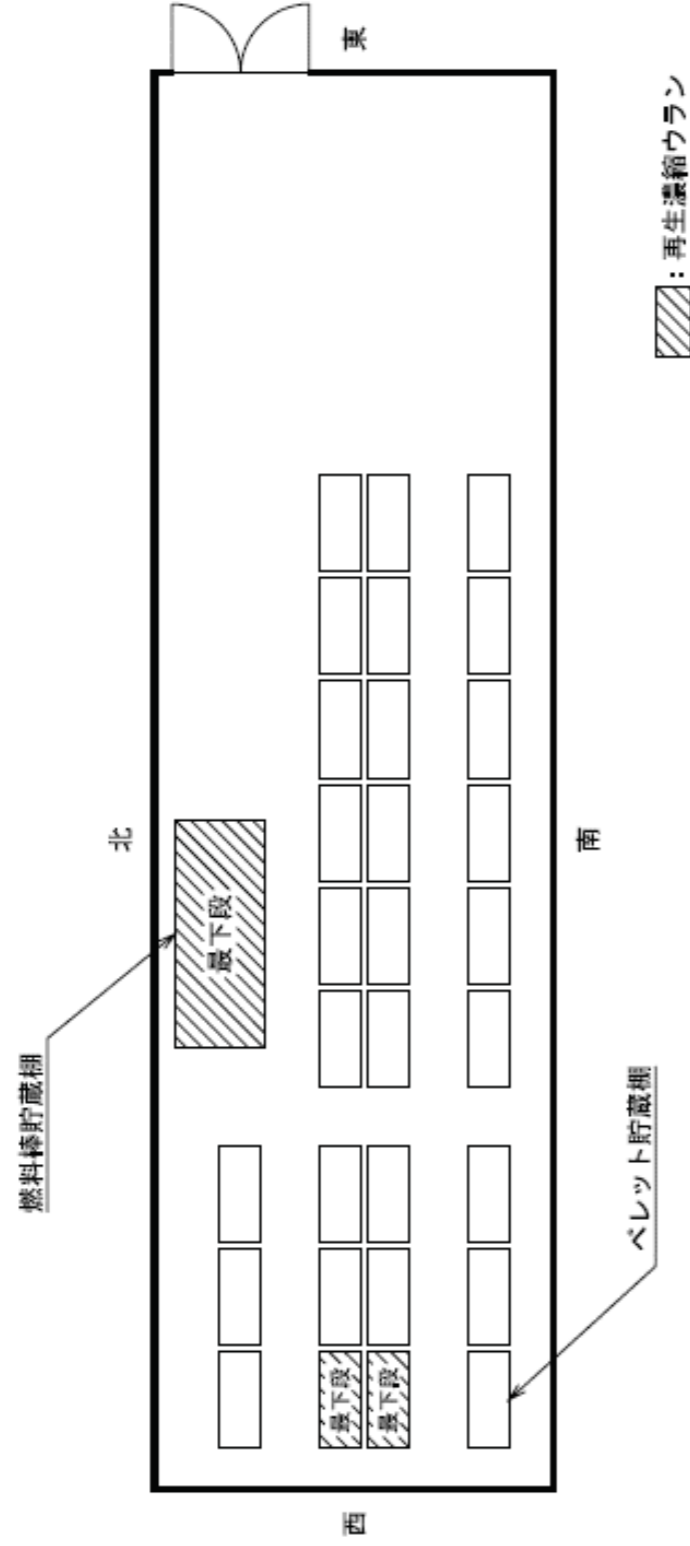
※ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンドラから取り出されてからの経過期間をいう。

第4図(8) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(1) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更理由

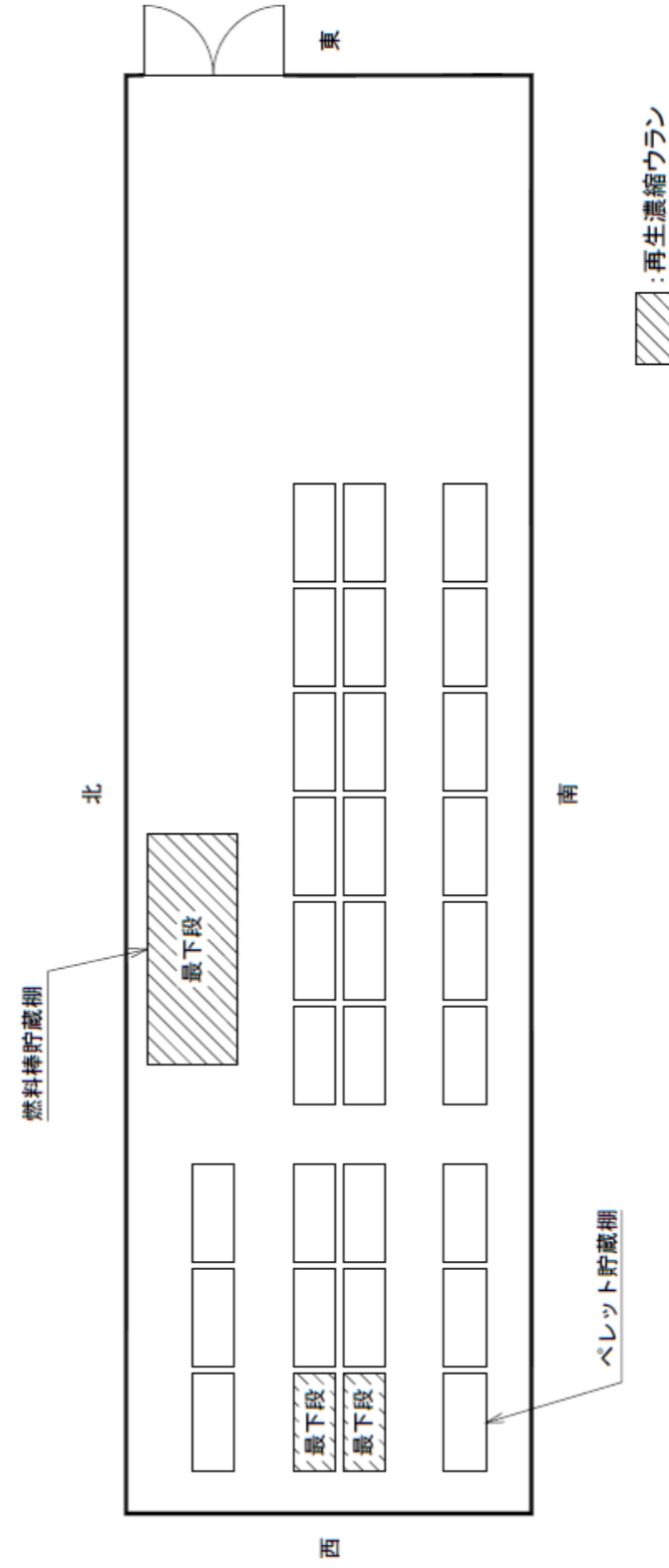
○記載の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)



第4図(12) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

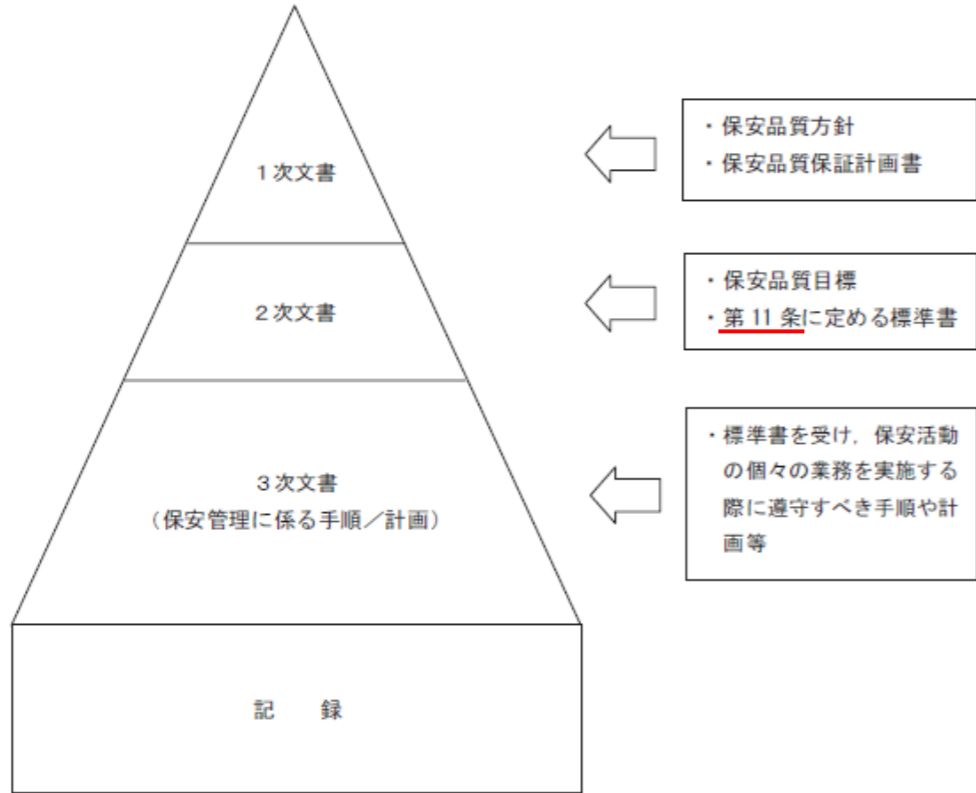
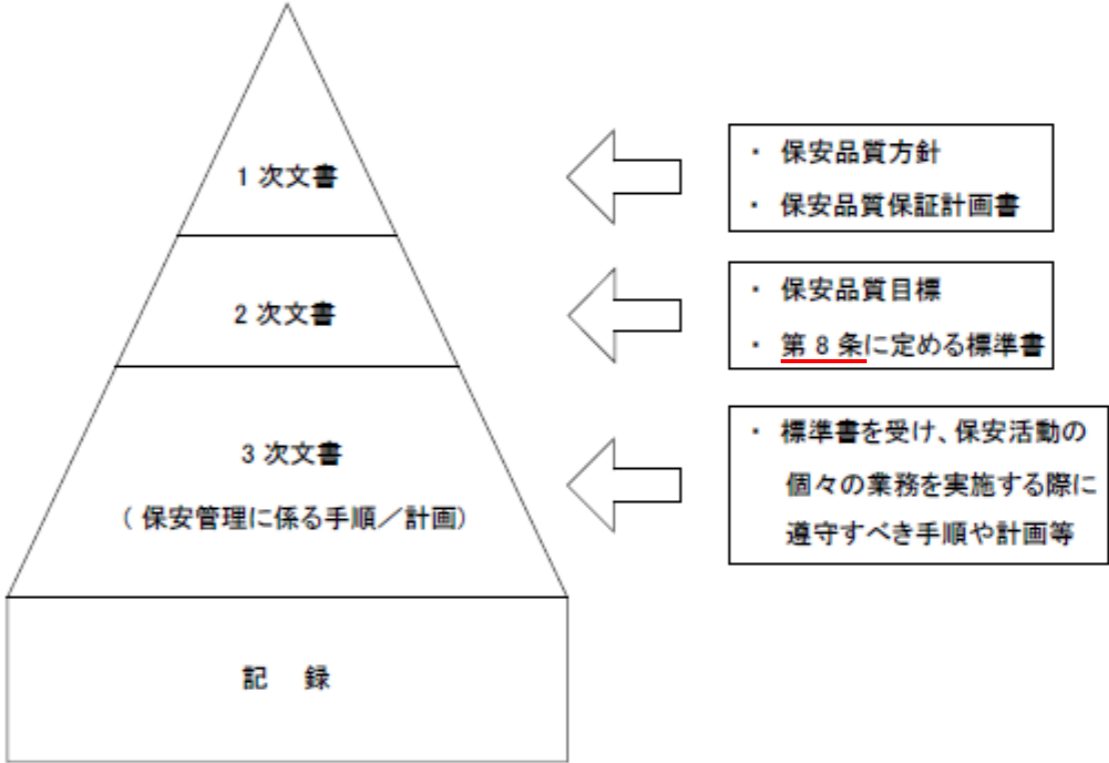
変更後



第4図(9) 第3核燃料倉庫 貯蔵室(2) 再生濃縮ウラン貯蔵エリア図

変更理由

○記載の適正化

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由
 <p data-bbox="528 1312 1018 1339">第5図 保安品質マネジメントシステム文書体系図</p>	 <p data-bbox="1587 1455 2243 1482">第5図 保安品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p data-bbox="2567 296 2754 323">○記載の適正化</p>

新 旧 対 照 表

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
		<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p> <p>注) その他、間仕切り等の変更については、第2図(2)に示していることから省略</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
第7図 防災組織図 省略	変更なし	

変更前（令和3年3月16日付け認可）			変更後			変更理由		
別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）			別表第1 保安規定と標準書の対応表（第5条の2関係）			〇記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）		
章	保安規定	標準書（文書番号）	章	保安規定	標準書（文書番号）			
第1章 総則	第1条 目的		第1章 総則	第1条 目的				
	第2条 適用範囲			第2条 適用範囲				
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守			第3条 関係法令及び保安規定の遵守				
第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3		第2章 保安品質マネジメントシステム	第4条～第4条の3				
	第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)		第5条～第5条の5	保安文書管理標準 (SQAS-01) 保安記録管理標準 (SQAS-02)			
	第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)		第6条～第6条の12	安全衛生委員会標準 (SQAS-12) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 月例保安報告会標準 (SQAS-22) 責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)			
	第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第7条～第7条の2	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 施設管理標準 (SQAS-08) 保安教育・訓練標準 (SQAS-13)			
	第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)		第8条～第11条の6	保安文書管理標準 (SQAS-01) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 核燃料物質の管理標準 (SQAS-09) 施設管理標準 (SQAS-08) 放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16) 保安調達管理標準 (SQAS-17) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 設計・開発管理標準 (SQAS-19) 火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)			
	第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)		第12条～第15条の3	内部保安監査標準 (SQAS-03) 保安不適合管理標準 (SQAS-04) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05) 施設管理標準 (SQAS-08) マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 定期評価標準 (SQAS-20)			
	第3章 保安管理体制	第16条 操作及び管理を行う者の組織		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)	第3章 保安管理体制		第16条 操作及び管理を行う者の組織	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第17条 職務		責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)			第17条 職務	責任、権限及び選・解任標準 (SQAS-21)
		第18条 核燃料取扱主任者の選任		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)			第18条 核燃料取扱主任者の選任	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第19条 核燃料取扱主任者の職務		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)			第19条 核燃料取扱主任者の職務	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18) 月例保安報告会標準 (SQAS-22)
		第20条 意見の尊重		監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)			第20条 意見の尊重	監視、測定、データ分析及び評価標準 (SQAS-18)
		第21条 安全衛生委員会		安全衛生委員会標準 (SQAS-12)			第21条 安全衛生委員会	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)
第22条 安全衛生管理年間計画		安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)	第22条 安全衛生管理年間計画	安全衛生管理年間計画標準 (SQAS-15)				
第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)	第4章 教育・訓練	第23条 答申及び勧告の尊重	安全衛生委員会標準 (SQAS-12)			
	第24条 力量、教育、訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第24条 力量、教育、訓練及び認識	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)			
	第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)		第25条 非常時訓練	保安教育・訓練標準 (SQAS-13)			
第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)	第5章 加工施設の操作	第26条～第39条	加工施設の操作標準 (SQAS-06)			
第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)	第6章 放射線管理	第40条～第59条	放射線管理標準 (SQAS-07)			
第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)	第7章 施設管理	第60条～第67条の2	施設管理標準 (SQAS-08) 設計・開発管理標準 (SQAS-19)			
第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)	第8章 核燃料物質の管理	第68条～第72条	核燃料物質の管理標準 (SQAS-09)			
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第73条～第77条	放射性廃棄物管理標準 (SQAS-10)			
第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)	第10章 非常時の措置	第78条～第88条	非常時の措置標準 (SQAS-11)			
第11章 火災防護活動	第89条～第94条	火災防護活動標準 (SQAS-24)	第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	第89条～第91条	火災防護活動標準 (SQAS-24) 自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)			
第12章 自然災害等発生時の保全活動	第95条～第97条	自然災害等発生時の保全活動標準 (SQAS-25)	第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)			
第13章 重大事故に至るおそれのある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第98条～第100条	非常時の措置標準 (SQAS-11) 火災防護活動標準 (SQAS-24)		第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)			
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第101条	マネジメントレビュー標準 (SQAS-14) 加工施設の操作標準 (SQAS-06) 放射線管理標準 (SQAS-07) 非常時の措置標準 (SQAS-11) 保安是正・予防処置標準 (SQAS-05)	第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第102条～第120条	定期評価標準 (SQAS-20) 保安記録管理標準 (SQAS-02) 保安社外報告管理標準 (SQAS-16)			
第15章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)		第14章 定期評価	第121条～第123条	定期評価標準 (SQAS-20)		
第16章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)	第15章 記録及び報告	第124条 記録	保安記録管理標準 (SQAS-02)			
	第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)		第125条 報告	保安社外報告管理標準 (SQAS-16)			

新旧対照表

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由		
別表第1-1-① 教育・訓練項目（第24条関係）				別表第1-1-① 教育・訓練項目（第24条関係）				○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）		
保安教育項目	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外の従業員等	教育時間	保安教育項目	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外の従業員等	教育時間
	操作員等（注1）	役員					操作員等（注1）			
関係法令及び保安規定に関すること（注2、注3）	原子炉等規制法，関係法令及び許認可申請書			1 時間以上	関係法令及び保安規定に関すること（注2、注3）	原子炉等規制法，関係法令及び許認可申請書			1 時間以上	
	加工施設保安規定及び関係する下部規定					加工施設保安規定及び関係する下部規定				
加工施設の構造，性能及び操作に関すること（注3）	加工施設の概要（構造，性能，安全設備等）			0.5 時間以上	加工施設の構造，性能及び操作に関すること（注3）	加工施設の概要（構造，性能，安全設備等）			0.5 時間以上	
	加工施設の操作及び管理における保安に関すること	対象外		1 時間以上		加工施設の操作及び管理における保安に関すること	対象外			1 時間以上
放射線管理に関すること（注3）	放射線の性質，放射線の防護，被ばく管理等			0.5 時間以上	放射線管理に関すること（注3）	放射線の性質，放射線の防護，被ばく管理等			0.5 時間以上	
	放射線安全作業に関すること		対象外	0.5 時間以上		放射線安全作業に関すること				対象外
核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い，貯蔵及び廃棄に関すること		対象外	1 時間以上	核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い，貯蔵及び廃棄に関すること			対象外	1 時間以上
	臨界安全に関すること			0.5 時間以上		臨界安全に関すること			0.5 時間以上	
非常の場合に採るべき処置に関すること（注3，注4）	原子力防災に関すること			0.5 時間以上	非常の場合に採るべき処置に関すること（注3，注4）	原子力防災に関すること			0.5 時間以上	
	防災訓練に関すること					防災訓練に関すること				
頻度： 新入者・転入者教育 … 入社・転入時の都度（役員及び従業員を対象とする。） 従事前保安教育 … 登録時の都度 定期保安教育 … 年1回				頻度： 新入者・転入者教育 … 入社・転入時の都度（役員及び従業員を対象とする。） 従事前保安教育 … 登録時の都度 定期保安教育 … 年1回						
（注1）操作員等には，施設の操作に従事する操作員に加えて，管理監督する立場の者を含む。 また，臨時雇用及び請負会社従業員を含む。 （注2）関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。 （注3）六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関することを含む。 （注4） <u>火災防護活動，自然災害等発生時の保全活動，重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に関する事項に関することを含む。</u>				（注1）操作員等には，施設の操作に従事する操作員に加えて，管理監督する立場の者を含む。 また，臨時雇用及び請負会社従業員を含む。 （注2）関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。 （注3）六ふっ化ウランの化学的影響を考慮した措置に関することを含む。 （注4） <u>設計想定事象等発生時の保全活動に関する事項を含む。</u>						

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
別表第1-1-②から別表第1-2 省略	変更なし	

変更前 (令和3年3月16日付け認可)				変更後				変更理由
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33, 34条関係)				別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備 (第33, 34条関係)				○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	
化学処理施設関係				化学処理施設関係				
(1) UF ₆ 蒸発加水分解設備(工場棟)			転換課長	(1) UF ₆ 蒸発・加水分解設備(工場棟)			転換課長	
・蒸発器	4基	・蒸発器の温度を121℃以下にする		・蒸発器(UF ₆ シリンダ)	4基	・蒸発器の温度を121℃以下にする		
(2) 焙焼還元設備(工場棟)			転換課長	(2) 固液分離設備(工場棟)			転換課長	
・ロータリーキルン	2基	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする		・金属容器(溶液・スラリー)用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
・リサイクル粉投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		(3) 乾燥設備(工場棟)			転換課長	
・ヒュームフード	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・乾燥機	2基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする		
(3) 粉砕充填設備(工場棟)			転換課長	(4) 焙焼還元設備(工場棟)			転換課長	
・サンプリング台	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・リサイクル粉投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
(4) ウラン回収設備(工場棟)			転換課長	・ロータリーキルン	2基	・ロータリーキルンの温度を500℃以上、1000℃以下にする		
・粉末フィーダ	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		(5) 混合設備(工場棟)			転換課長	
・溶解槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・サンプリング台	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・遠心ろ過機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		(6) ウラン回収設備(第1系列)(工場棟)			転換課長	
・溶解液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・原料フードボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・沈殿槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・溶解槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・遠心分離機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・遠心ろ過機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・溶解液受槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・ろ過機(廃液用)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・沈殿槽	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・箱形乾燥機(1)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・遠心分離機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・箱形乾燥機(2)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・解砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・箱形乾燥機	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・箱型乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・ヒュームフード	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・ヒュームフード	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・スクラップ仮焼炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
・スクラップ仮焼炉	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		・ポリビン(溶液・スラリー)用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
・ポリビン(溶液・スラリー)用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・乾燥トレイ用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
・乾燥トレイ用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		・仮焼ポート用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
・仮焼ポート用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		(7) ウラン回収設備(第2系列)(工場棟)			転換課長	
				・投入ボックス	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・沈殿槽	2基	・複数の運転員により試薬投入量を確認する		
				・粉砕機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・スクラップ仮焼炉(仮焼部)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・スクラップ仮焼炉(冷却部)	1基	・ウランを500℃以上の仮焼温度で0.5時間以上仮焼する		
				・ヒュームフード(1)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・ヒュームフード(2)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・箱型乾燥機	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする		
				・仮焼ポート用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う		
「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。				「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。				

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由
別表第1-3 保安上特に管理を必要とする設備（第33条関係）								○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	
(5) ウラン回収設備(除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(8) ウラン回収設備(第3系列) (除染室・分析室) ・粉末回収ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(6) ウラン回収設備(シリンダ洗浄棟) ・沈澱槽 ・遠心分離機	2基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	環境保全課長	(9) ウラン回収設備(第4系列) (シリンダ洗浄棟) ・シリンダ洗浄装置 ・洗浄液受槽(1) ・洗浄残渣沈澱槽	1式 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・複数の運転員により試薬投入量を確認する ・複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する ・複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認する	環境保全課長	
成形施設関係 (7) 圧縮成型設備(工場棟) ・繰返し粉投入ボックス ・粉末集塵装置 ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・フードボックス(3) ・試験用プレス	1基 4基 1基 1基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	・遠心分離機 ・液受槽	1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	
(8) 粉末輸送設備(工場棟) ・明替えボックス ・小分けボックス ・繰返し粉搬送装置(ホッパー)	1基 1基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長	成形施設関係 (10) 圧縮成型設備(工場棟) ・繰返し粉投入ボックス ・明替えボックス ・ベレット移替機(1) (圧粉体密度測定装置) ・ベレット移替機(2) (圧粉体密度測定装置) ・試験用プレス ・フードボックス(1) ・フードボックス(2) ・フードボックス(3) ・繰返し粉ホッパー台車	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(9) 焼結設備(工場棟) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉	2基 1基	・焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(11) 焼結設備(工場棟) ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉	2基 1基	・連続焼結炉の温度を1850℃以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・バッチ式小型焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	
(10) 研削設備(工場棟) ・ローター用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長					
(11) 粉末再生設備(工場棟) ・酸化炉 ・回収層乾燥機 ・洗浄ボックス ・フードボックス ・フードボックス(1, 2系酸化明替用)	2基 2基 2基 1基 2基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長					
(12) 圧縮成型設備(加工棟) ・粉末集塵装置 ・粉末明替用フードボックス(1) ・粉末明替用フードボックス(2) ・粉末篩分機(1)用電動リフター ・粉末篩分機(2)用電動リフター	2基 1基 1基 1台 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	成形課長					
「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。				「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。				

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	
・中型混合機用電動リフター ・本成型プレス用電動リフター (13) 焼結設備（加工棟） ・連続焼結炉	1台 1台 1基	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	(12) <u>ペレット検査設備（工場棟）</u> ・ <u>ペレット外観検査装置</u> <u>金属容器(ペレット)受</u> ・ <u>ペレット寸法密度検査装置</u> ・ <u>焼結体密度検査装置</u>	7基 1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u> ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u>	成形課長	○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
(14) 研削設備（加工棟） ・ローター用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長	(13) <u>粉末再生設備（工場棟）</u> ・ <u>洗浄ボックス（研削工程）</u> ・ <u>研削屑乾燥機</u> ・ <u>フードボックス(4)</u> ・ <u>フードボックス(5)</u> ・ <u>ペレット明替機</u> ・ <u>酸化炉(1)</u> ・ <u>粉砕機(1)</u> ・ <u>酸化炉(2)</u> ・ <u>粉砕機(2)</u> ・ <u>洗浄ボックス（圧縮成型工程）</u> ・ <u>ロータ用台車(1)</u>	2基 2基 1基 1基 1基 2基 1基 1基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウランを150℃以上の乾燥温度で1.5時間以上乾燥させる</u> ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u> ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u> ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長	
(15) 粉末再生設備（加工棟） ・酸化炉 ・スクラップ回収装置 ・洗浄ボックス ・粉末再生フードボックス	1基 1基 2基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(14) <u>圧縮成型設備（加工棟）</u> ・ <u>フードボックス(1)</u> ・ <u>フードボックス(2)</u> ・ <u>電動リフタ(1)</u> ・ <u>電動リフタ(2)</u> ・ <u>電動リフタ(3)</u> ・ <u>電動リフタ(4)</u>	2基 2基 1基 2基 1基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u> ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウラン量を核的制限値以下にする</u> ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限以下で取り扱う	成形課長	
被覆施設関係 (16) 燃料棒補修設備（工場棟） ・UO ₂ 明替ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	組立課長	(15) 焼結設備（加工棟） ・連続焼結炉	1基	・ <u>連続</u> 焼結炉の温度を1850℃以下にする	成形課長	
(17) 燃料棒組立設備（工場棟） ・ペレットトレイ用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長	(16) <u>ペレット検査設備（加工棟）</u> ・ <u>ペレット外観検査装置</u> <u>金属容器(ペレット)受</u> ・ <u>ペレット寸法密度測定台</u>	1基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ <u>ウランの厚みを核的制限値以下にする</u>	成形課長	
(18) 燃料棒輸送設備（工場棟） ・ロッドチャンネル用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長					
(19) 燃料棒組立設備（加工棟） ・ペレットトレイ用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長					
組立施設関係 (20) 燃料集合体組立設備（工場棟） ・燃料集合体組立装置（マガジン架台部） ・運搬台車	1台 2台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長					
貯蔵施設関係 (21) 原料貯蔵設備（工場棟） ・シリンダ貯蔵架台 ・シリンダ転倒装置 ・秤	1式 1基 1基	・シリンダミットのH/Uを確認する（注1） ・シリンダミットのH/Uを確認する（注1） ・シリンダミットのH/Uを確認する（注1）	成形課長					
(22) 粉末貯蔵設備（工場棟） ・中間仕掛品一時貯蔵棚 ・運搬台車 ・スクラップ貯蔵棚（粉末用）	2基 7基 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	転換課長					

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。
(注1)シリンダミットのH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由			
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者				
・SUS容器用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長	(23) 粉末貯蔵設備（工場棟）	1基	・スクラップ貯蔵棚（粉末用）（転換加工室）	転換課長	○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）			
・ポリビン（粉末）用台車(3)	2台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う				・運搬台車			7基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・粉末貯蔵室(1)用電動リフター	1台	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う				・中間仕掛品一時貯蔵棚			2基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・粉末貯蔵室(2)用電動リフター	1台	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う				・金属容器（粉末）用台車(1)			1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
(27) UO ₂ ペレット貯蔵設備（加工棟）						・SUS容器用台車(3)			1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ボート（焼結）用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う				・SUS容器用台車(4)			1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ボート（焼結）用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う				(24) 粉末貯蔵設備（工場棟）					成形課長
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う				・粉末一時貯蔵棚			4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
・仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う				・スクラップ貯蔵棚（粉末用）（ペレット加工室）			16基	・ウラン量を核的制限値以下にする	
(28) 燃料棒貯蔵設備（加工棟）						・SUS容器用台車(3)			1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	
・ロッドチャンネル用台車(4)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・金属容器（粉末）用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
(29) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所）			・大型粉末容器用台車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・シリンダ貯蔵ビット	1式	・シリンダシートのH/Uを確認する（注1）	(25) UO ₂ ペレット貯蔵設備（工場棟）			成形課長					
・シリンダ転倒装置	1基	・シリンダシートのH/Uを確認する（注1）	・圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする						
・秤	1基	・シリンダシートのH/Uを確認する（注1）	・焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	1基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする						
(30) 粉末貯蔵設備（除染室・分析室）			・スクラップ貯蔵棚（ペレット用）	2基	・ウラン量を核的制限値以下にする						
・スクラップ貯蔵棚（粉末用）	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	・金属容器（ペレット）	30個	・ウラン量を核的制限値以下にする						
(31) 粉末貯蔵設備（第2核燃料倉庫）			・仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	・ウランの厚みを核的制限値以下にする						
・スクラップ貯蔵棚（粉末用）	1式	・ウラン量を核的制限値以下にする	・仕上りペレット貯蔵棚	1式	・ウランの厚みを核的制限値以下にする						
・第2核燃料倉庫用電動リフター	1台	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	・金属容器（ペレット）用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
(32) 粉末貯蔵設備（第3核燃料倉庫）			・ボート（焼結）用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・スクラップ貯蔵棚（粉末用）	1式	・ウラン量を核的制限値以下にする	・ボート（焼結）用台車(2)	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	・ペレットトレイ用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・クレーン	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	・金属缶用台車(1)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・SUS容器用台車(2)	3台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	・仕上りペレット貯蔵棚用台車	2台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う						
・他社在用台車	3台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う									
・内容器用台車	6台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う									
(33) UO ₂ ペレット貯蔵設備（第3核燃料倉庫）											
・金属缶用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う									
(34) 燃料棒貯蔵設備（第3核燃料倉庫）											
・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う									
・ロッドチャンネル用リフター	1台	・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う									

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。

（注1）シリンダミルシートのH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	
(35) 洗浄残渣貯蔵設備（シンク洗浄棟） ・洗浄残渣貯蔵棚 ・洗浄残渣コンベア ・チャッキングリフト ・棚搬入コンベア ・洗浄残渣乾燥機 ・洗浄残渣明替フードボックス ・回転混合機 ・ポリ容器用台車	1式 1基 1基 1基 1基 1基 1基 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする 洗浄残渣乾燥機の温度を運転制限値（200℃）以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	運転管理責任者 環境保全課長	(26) 燃料棒貯蔵設備（工場棟） ・燃料棒一時貯蔵棚 ・運搬車 ・ロッドチャンネル用台車(1) ・ロッドチャンネル用台車(2) ・ロッドチャンネル用台車(3)	2基 1台 1台 1台 1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長	○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
その他の施設関係 (36) ベレット検査設備（工場棟） ・ベレット外観検査装置（ポリビン部） (37) ベレット検査設備（加工棟） ・ベレット外観検査装置（ポリビン部） ・ベレットポリビン用台車(2) ・ベレットトレイ用台車(2)	7基 1基 1台 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長 成形課長	(27) 粉末貯蔵設備（加工棟） ・粉末一時貯蔵棚 ・フードボックス(4) ・原料粉末貯蔵棚 ・スクラップ貯蔵棚（粉末用） ・SUS容器用台車(1) ・金属容器（粉末）用台車(3) ・電動リフト(5) ・電動リフト(6)	6基 1基 2基 4基 1台 2台 1台 1台	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第3項の制限値以下で取り扱う	成形課長	
(38) 分析設備（付属建物分析室、工場棟分光分析室） ・不純物分析設備 ・物性測定設備 ・試料回収ボックス（ポリビン部）	1式 1式 1基	・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする ・ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	(28) UO ₂ ベレット貯蔵設備（加工棟） ・圧粉ベレット貯蔵棚 ・焼結ベレット貯蔵棚 ・ボート（焼結）用台車(3) ・ボート（焼結）用台車(4) ・金属容器（ベレット）用台車(2) ・ベレットトレイ用台車(2) ・仕上りベレット貯蔵棚用台車(3) ・仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	1基 1基 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	成形課長	
その他 (39) 放射性気体廃棄物廃棄設備 (40) 放射性液体廃棄物廃棄設備 ・廃液処理設備(1)（転換工場） ・廃液処理設備(3)（シリンダ洗浄棟） ・廃液処理設備(4)（加工棟） ・廃液処理設備(6)（放射線管理棟） (41) 非常用電源設備 (42) 環境モニタリング設備	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する ・設備の機能を常に確保する	設備技術課長 転換課長 環境保全課長 成形課長 環境保全課長	(29) 燃料棒貯蔵設備（加工棟） ・燃料棒貯蔵棚 ・ロッドチャンネル用台車(4) ・燃料棒構内運搬車	1基 1台 1台	・ウランの厚みを核的制限値以下にする ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う ・別表第2第2項の制限値以下で取り扱う	組立課長	

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン重量を確認することをいう。

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後				変更理由
	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
(30) 原料貯蔵設備（原料貯蔵所）	1式	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする	成形課長		
・粉末輸送容器貯蔵枠	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)			
・シリンダ貯蔵ピット	1式	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)			
・シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1基	・UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)			
・天井走行クレーン(原料貯蔵所5t)	1基	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する			
(31) 粉末貯蔵設備(除染室・分析室)	4基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長		
・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (作業室(2))	4基				
(32) 粉末貯蔵設備(第2核燃料倉庫)	58基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長		
・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第2核燃料倉庫)	58基				
・電動リフト	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う			
(33) 粉末貯蔵設備(第3核燃料倉庫)	1基	・ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長		
・粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基				
・スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第3核燃料倉庫)	1式	・ウラン量を核的制限値以下にする			
・クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	・粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する ・積載数を核的制限値以下にする			
・内容器用台車	6台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
・他社缶用台車	3台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
・SUS容器用台車(2)	3台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
・粉末容器構内運搬車	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
(34) UO ₂ ペレット貯蔵設備 (第3核燃料倉庫)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	成形課長		
・金属缶用台車(2)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
・ペレット構内運搬容器	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う			
(35) 燃料棒貯蔵設備(第3核燃料倉庫)	1台	・別表第2第2項の制限以下で取り扱う	組立課長		
・ロッドチャンネル用台車(5)	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う			
・ロッドチャンネル用リフト	1台	・別表第2第3項の制限以下で取り扱う			

「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。

(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後				変更理由																																				
	<table border="1" data-bbox="1397 268 2496 1724"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(36) 洗浄残渣貯蔵設備 (シリンダ洗浄棟) ・ 洗浄残渣貯蔵棚 ・ 洗浄残渣コンベア ・ 洗浄残渣乾燥機 ・ SUS容器用台車(5)</td> <td>3基 1基 1式 1台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>その他 (37) 秤量設備(工場棟) ・ 保安秤量器 (成型工場1)～(成型工場10) ・ 保安秤量器 (ウラン管理4) ・ 保安秤量器 (ウラン管理1)</td> <td>10台 1台 1台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1)</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(38) 秤量設備(除染室・分析室) ・ 保安秤量器 (ウラン管理3)</td> <td>1台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(39) 秤量設備(加工棟) ・ 保安秤量器 (加工棟1)～(加工棟9)</td> <td>9台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(40) 秤量設備(原料貯蔵所) ・ UF₆シリンダ秤量器 ・ 保安秤量器 (ウラン管理5)</td> <td>1台 1台</td> <td>・ UF₆の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・ UF₆の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ 粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(41) 秤量設備(第3核燃料倉庫) ・ 保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)</td> <td>2台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>(42) 秤量設備(除染室・分析室 分析室) ・ 保安秤量器 (分析1) (分析2)</td> <td>2台</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>品質管理課長</td> </tr> <tr> <td>(43) 分析設備(除染室・分析室 分析室、工場棟分光分析室) ・ 同位体分析設備 ・ 不純物分析設備 ・ 物性測定設備 ・ 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)</td> <td>1式 1式 1式 1基</td> <td>・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする</td> <td>品質管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1478 1732 2240 1759">「ウラン量を核的制限値以下にする」とは投入前に投入ウラン質量を確認することをいう。</p> <p data-bbox="1478 1774 2240 1801">(注1) UF₆シリンダに収納されているUF₆のH/Uは、核燃料物質を受入れる前に確認する。</p>				設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	(36) 洗浄残渣貯蔵設備 (シリンダ洗浄棟) ・ 洗浄残渣貯蔵棚 ・ 洗浄残渣コンベア ・ 洗浄残渣乾燥機 ・ SUS容器用台車(5)	3基 1基 1式 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	環境保全課長	その他 (37) 秤量設備(工場棟) ・ 保安秤量器 (成型工場1)～(成型工場10) ・ 保安秤量器 (ウラン管理4) ・ 保安秤量器 (ウラン管理1)	10台 1台 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	成形課長	(38) 秤量設備(除染室・分析室) ・ 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(39) 秤量設備(加工棟) ・ 保安秤量器 (加工棟1)～(加工棟9)	9台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(40) 秤量設備(原料貯蔵所) ・ UF ₆ シリンダ秤量器 ・ 保安秤量器 (ウラン管理5)	1台 1台	・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ 粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	成形課長	(41) 秤量設備(第3核燃料倉庫) ・ 保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長	(42) 秤量設備(除染室・分析室 分析室) ・ 保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	(43) 分析設備(除染室・分析室 分析室、工場棟分光分析室) ・ 同位体分析設備 ・ 不純物分析設備 ・ 物性測定設備 ・ 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1式 1式 1式 1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																						
(36) 洗浄残渣貯蔵設備 (シリンダ洗浄棟) ・ 洗浄残渣貯蔵棚 ・ 洗浄残渣コンベア ・ 洗浄残渣乾燥機 ・ SUS容器用台車(5)	3基 1基 1式 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ 別表第2第2項の制限以下で取り扱う	環境保全課長																																						
その他 (37) 秤量設備(工場棟) ・ 保安秤量器 (成型工場1)～(成型工場10) ・ 保安秤量器 (ウラン管理4) ・ 保安秤量器 (ウラン管理1)	10台 1台 1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1)	成形課長																																						
(38) 秤量設備(除染室・分析室) ・ 保安秤量器 (ウラン管理3)	1台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長																																						
(39) 秤量設備(加工棟) ・ 保安秤量器 (加工棟1)～(加工棟9)	9台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長																																						
(40) 秤量設備(原料貯蔵所) ・ UF ₆ シリンダ秤量器 ・ 保安秤量器 (ウラン管理5)	1台 1台	・ UF ₆ の材料証明書のH/Uを確認する(注1) ・ UF ₆ の材料証明書H/Uを確認する(注1) ・ 粉末輸送容器に収納された粉末の材料証明書のH/Uを他社から受入れる前に確認する	成形課長																																						
(41) 秤量設備(第3核燃料倉庫) ・ 保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	成形課長																																						
(42) 秤量設備(除染室・分析室 分析室) ・ 保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台	・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長																																						
(43) 分析設備(除染室・分析室 分析室、工場棟分光分析室) ・ 同位体分析設備 ・ 不純物分析設備 ・ 物性測定設備 ・ 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1式 1式 1式 1基	・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする ・ ウラン量を核的制限値以下にする	品質管理課長																																						

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後				変更理由																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備及び機器名称</th> <th>員数</th> <th>管理内容</th> <th>運転管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"><u>(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備</u></td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(1) <u>(工場棟転換工場)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td rowspan="6">設備技術課長</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(2) <u>(工場棟成型工場)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(3) <u>(加工棟成型工場)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(4) <u>(第3核燃料倉庫)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(5) <u>(第1廃棄物処理所)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> </tr> <tr> <td>・気体廃棄設備(6) <u>(第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><u>(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備</u></td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(1) (転換工場)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>転換課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(4) (加工棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>成形課長</td> </tr> <tr> <td>・<u>廃液処理設備(5) (転換工場)</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td><u>環境保全課長</u></td> </tr> <tr> <td>・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)</td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td><u>(46) 非常用電源設備</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する ・<u>非常用ディーゼル発電機の7日間継続運転が可能な燃料を常に確保する</u></td> <td>設備技術課長</td> </tr> <tr> <td><u>(47) 放射線管理設備</u></td> <td>1式</td> <td>・設備の機能を常に確保する</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者	<u>(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備</u>				・気体廃棄設備(1) <u>(工場棟転換工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長	・気体廃棄設備(2) <u>(工場棟成型工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	・気体廃棄設備(3) <u>(加工棟成型工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	・気体廃棄設備(4) <u>(第3核燃料倉庫)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	・気体廃棄設備(5) <u>(第1廃棄物処理所)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	・気体廃棄設備(6) <u>(第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	<u>(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備</u>				・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長	・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長	・ <u>廃液処理設備(5) (転換工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	<u>環境保全課長</u>	・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長	<u>(46) 非常用電源設備</u>	1式	・設備の機能を常に確保する ・ <u>非常用ディーゼル発電機の7日間継続運転が可能な燃料を常に確保する</u>	設備技術課長	<u>(47) 放射線管理設備</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>
設備及び機器名称	員数	管理内容	運転管理責任者																																																										
<u>(44) 放射性気体廃棄物廃棄設備</u>																																																													
・気体廃棄設備(1) <u>(工場棟転換工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	設備技術課長																																																										
・気体廃棄設備(2) <u>(工場棟成型工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する																																																											
・気体廃棄設備(3) <u>(加工棟成型工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する																																																											
・気体廃棄設備(4) <u>(第3核燃料倉庫)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する																																																											
・気体廃棄設備(5) <u>(第1廃棄物処理所)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する																																																											
・気体廃棄設備(6) <u>(第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する																																																											
<u>(45) 放射性液体廃棄物廃棄設備</u>																																																													
・廃液処理設備(1) (転換工場)	1式	・設備の機能を常に確保する	転換課長																																																										
・廃液処理設備(3) (シリンダ洗浄棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																										
・廃液処理設備(4) (加工棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	成形課長																																																										
・ <u>廃液処理設備(5) (転換工場)</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	<u>環境保全課長</u>																																																										
・廃液処理設備(6) (放射線管理棟)	1式	・設備の機能を常に確保する	環境保全課長																																																										
<u>(46) 非常用電源設備</u>	1式	・設備の機能を常に確保する ・ <u>非常用ディーゼル発電機の7日間継続運転が可能な燃料を常に確保する</u>	設備技術課長																																																										
<u>(47) 放射線管理設備</u>	1式	・設備の機能を常に確保する	安全管理課長																																																										

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由		
別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値 (第35条関係) 1. 加工設備, 貯蔵設備等に係る核的制限値 (台車及び電動リフターを除く)							別表第2 臨界安全管理に係る核的制限値 (濃縮度5%以下) (第35条関係) 1. 加工設備, 貯蔵設備等に係る核的制限値 (台車, 構内運搬車及び電動リフターを除く) (濃縮度5%以下)							○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)		
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の状態	濃縮度	核的制限値	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態		核的制限値	
化学工場棟設	化	蒸発	蒸発器	4基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	5%以下	減速度 H/U=0.088以下	化	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	蒸発器	4基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下			
			コールドトラップ	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	5%以下	減速度 H/U=0.088以下				コールドトラップ	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	減速度 H/U=0.088以下		
			コールドトラップ(小)	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	5%以下	減速度 H/U=0.088以下				コールドトラップ(小)	2基	UF ₆ 固体 UF ₆ 液体 UF ₆ ガス	減速度 H/U=0.088以下		
	工	乾燥	乾燥機	2基	ADUケーキ ADU粉末	5%以下	厚み 12.3cm以下	工	乾燥設備	乾燥機	2基	ADUケーキ ADU粉末	ADUの厚み 12.3cm 以下			
			焙焼還元	2基	UO ₂ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			焙焼還元設備	リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下		
			リサイクル粉投入ボックス	2基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下				UO ₂ バックアップフィルタ	2基	UO ₂ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
	処	場	粉砕	粉砕機	2基	UO ₂ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	処	混合設備	大型混合装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
				充填混合	大型混合装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下			質量 3,000kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	サンブラ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			充填装置	2基	UO ₂ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	バックアップフィルタ(サンブラ)		1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			サンプリング台	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	回転混合機(金属容器(粉末)混合)		1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			サンブラー	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	サンプリング台		1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下				
			回転混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	濃縮度混合設備		粉砕機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			濃縮度混合	粉砕機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下			質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末輸送装置②	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			棟	設	粉末輸送装置①	粉末輸送装置①	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
						粉末回収ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		粉末充填ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
					バッグフィルタ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下		減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末抜き出しボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
	混合装置	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	濃縮度混合工程用クレーン	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
	充填装置	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末輸送装置①ホッパ部①	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
	粉末充填ボックス	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	バッグフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
	設	棟			バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	混合装置	混合装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
粉末梱包機						1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末梱包機		1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由				
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の 状態	濃縮度	核的制限値		施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の 状態	核的制限値		変更理由	
							質量	減速度							質量	減速度		
化学 工場 棟 施設	濃縮度混合		粉末抽出シボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		濃縮度混合 設備		粉末輸送装置① ホッパー部②	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			○記載の適正化(事業 許可、設工認内容の 反映)	
			粉末梱包機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				粗成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			ホッパー部②	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				スラグコンベア	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			粗成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 UO ₂ ペレット U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				バックアップフィルタ (粉末集塵装置)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			スラグコンベア	1基	UO ₂ 粉末 UO ₂ ペレット U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				造粒機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			粉末集塵装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				小分け装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			造粒機	1基	UO ₂ 粉末 UO ₂ ペレット U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				ウラン回収 設備 (第1系列)	原料フードボックス	1基	U ₃ O ₈ 粉末				質量(合計) 17.5kg-U以下
			アンダーサイズ粉 受器	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					溶解槽	1基	U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液				
			小分け装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					遠心ろ過機	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 U ₃ O ₈ 粉末				
			リフター	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				溶解液受槽	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 17.5kg-U以下				
			粉末輸送	粉末輸送装置②	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下				質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	沈殿槽	1基					UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 U ₄ スラリー
			ウラン回収	粉末フィーダ	1基	U ₃ O ₈ 粉末	5%以下 4.2%以下				質量(合計) 17.5kg-U以下 質量(合計) 23.6kg-U以下	遠心分離機	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 U ₄ スラリー U ₄ ケーキ				質量(合計) 17.5kg-U以下
			溶解槽	1基	U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液	5%以下 4.2%以下						質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	乾燥機	1基				
	遠心ろ過機	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下		ろ過機(廃液用)	1基	ADUスラリー UO ₄ スラリー ADUケーキ UO ₄ ケーキ	質量(合計) 17.5kg-U以下								
	溶解液受槽	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液			5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	解砕機	1基		UO ₄ 粉末	質量 17.5kg-U以下						
	沈殿槽	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 UO ₄ スラリー	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下			箱形乾燥機(1),(2)	2基	ADUケーキ UO ₄ ケーキ ADU粉末 UO ₄ 粉末	質量 17.5kg-U以下							
	遠心分離機	1基	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 UO ₄ スラリー UO ₄ ケーキ			5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	解砕機	1基	ADU粉末 UO ₄ 粉末		質量 17.5kg-U以下						
	乾燥機	1基	UO ₄ ケーキ UO ₄ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下			ろ過機(廃液用)	1基	ADUスラリー UO ₄ スラリー ADUケーキ UO ₄ ケーキ	質量 17.5kg-U以下							
	ろ過機(廃液用)	1基	ADUスラリー UO ₄ スラリー ADUケーキ UO ₄ ケーキ			5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	スクラップ仮焼炉(1),(2)	2基	ADUケーキ UO ₄ ケーキ ADU粉末 UO ₄ 粉末		質量 17.5kg-U以下						
	箱形乾燥機(1),(2)	2基	ADUケーキ UO ₄ ケーキ ADU粉末 UO ₄ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下			スクラップ仮焼炉(冷却部)	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 UO ₄ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下							
解砕機	1基	ADU粉末 UO ₄ 粉末	5%以下 4.2%以下			質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	ヒュームフード(1)	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	質量 17.5kg-U以下								
				5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下		ヒュームフード(2)	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ		質量 17.5kg-U以下							

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由			
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の状態	濃縮度	核的制限値	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)		
化学工場処理棟施設	化工場	ウラン回収	箱型乾燥機	1基	ADUケーキ UO ₂ ケーキ ADU粉末 UO ₂ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下	化学処理施設	工場棟	ウラン回収設備(第2系列)	箱型乾燥機	1基	ADUケーキ UO ₂ ケーキ ADU粉末 UO ₂ 粉末	質量 17.5kg-U以下		○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)	
			ヒュームフード	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下				除染室・分析室	ウラン回収設備(第3系列)	回転混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下
			粉碎機	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 UO ₄ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下						粉末回収ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末		質量 17.5kg-U以下
			投入ボックス	2基	UO ₂ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下		成形工場	圧縮成型設備	繰返し粉搬送装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			スクラップ仮焼炉(本体部)	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 UO ₄ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下				繰返し粉中間ホッパ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			スクラップ仮焼炉(冷却部)	1基	ADU粉末 UO ₂ 粉末 UO ₄ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下 4.2%以下	質量 17.5kg-U以下 質量 23.6kg-U以下				繰返し粉小分けボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末				
			ウラン回収	回転混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下				質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	繰返し粉投入ホッパ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末			
	成形工場棟施設	化工場	酸化ウラン粉末混合	大型混合装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 3,000kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	成形工場棟施設	工場棟	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(粉末輸送)	3基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
				粉末混合機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				繰返し粉投入ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下		
				粉末輸送装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				明替えボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下		
				繰返し粉投入ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下				大型混合装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			粗成型	粗成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				大型粉末容器抜出ボックス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
				粉末輸送装置(ホッパー部)	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				大型粉末容器用クレーン	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
				粉末フィーダ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				原料粉末ホッパ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
スラグコンベア				2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末混合機				2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
粉末集塵装置				2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	粗成型用プレス				2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
造粒混合				造粒機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				スラグコンベア	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
造粒機	粉末輸送設備(ホッパー部)	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下								
	小分けボックス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	造粒機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下								
	回転混合機	6基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	造粒粉末小分けボックス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下								
	造粒機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	造粒粉末ホッパ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下								

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由			
施設	棟	工程	機器	員数	核燃料物質の 状態	濃縮度	核的制限値	施設	棟	工程	設備	機器	員数	核燃料物質の 状態	核的制限値	変更理由	
成 工 場 施 設	棟	粉末輸送	粉末輸送設備	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	成 工 場 施 設	棟	工	圧縮成型 設備	フードボックス(3)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ペレット	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 質量 17.5kg-U以下 (粉末)	○記載の適正化(事業 許可、設工認内容の 反映)	
			明替えボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下					焼結設備	バッチ式小型焼結炉	1基	UO ₂ 圧粉ペレット UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
			小分けボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下					ペレット 検査設備	ペレット外観検査装置 金属容器(ペレット)受	7基	UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
			繰返し粉搬送装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下						ペレット寸法密度検査装置	1基	UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
		ペレット 成型	本成型用プレス	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下						焼結体密度検査装置	1基	UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
			本成型用プレス (ホッパー部)	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					粉末再生 設備	洗浄ボックス (研削工程)	2基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
		粉末集 塵装置	粉末集塵装置	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下						研削屑乾燥機	2基	UO ₂ 粉末 UO ₂ スラッジ		質量 17.5kg-U以下
			フードボックス(1)	フードボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下					質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 質量 17.5kg-U以下 (粉末)	フードボックス(4)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット UO ₂ 圧粉ペレット		質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 17.5kg-U以下 (粉末)
				フードボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下					質量 17.5kg-U以下	フードボックス(5)	フードボックス(5)	1基		UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット UO ₂ 圧粉ペレット
			フードボックス(3)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 質量 17.5kg-U以下 (粉末)					ペレット明替機		1基	UO ₂ ペレット		質量 14.8kg-U以下
	試験用 プレス	試験用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	酸化炉(1)	酸化炉(1)	2基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下						
		圧粉体密度測定 装置	2基	UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下		粉砕機(1)	粉砕機(1)	1基							
	焼結	バッチ式小型 焼結炉	1基	UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	酸化炉(2)		酸化炉(2)	2基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
		センターレス グラインダ	4基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下		粉砕機(2)	粉砕機(2)	1基							
	ペレット 研削	酸化炉 粉砕機 ラック搬送装置	酸化炉	2基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		洗浄ボックス (圧縮成型工程)	1基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下					
			回収屑乾燥機	2基	UO ₂ ケーキ UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下	一次混合機	一次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
	粉末再生	回収屑乾燥機	回収屑乾燥機	2基	UO ₂ ケーキ UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末	5%以下	質量 14.8kg-U以下		フードボックス(1)	フードボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				
			洗浄ボックス	2基	UO ₂ ケーキ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下	フードボックス(2)		フードボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下				
	フードボックス	フードボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	二次混合機		二次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
		フードボックス (1, 2系酸化明 替用)	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下 (ペレット) 17.5kg-U以下 (粉末)		濃度調整混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下						
加 工 棟	棟	圧縮成型 設備	粉末篩分機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	加 工 棟	棟	粗成型用 プレス	粗成型用 プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			一次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				粗成型用 プレスフィーダ	粗成型用 プレスフィーダ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
			フードボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下					スラグコンベア	スラグコンベア	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			フードボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下				バックアップフィルタ		バックアップフィルタ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			二次混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					造粒機	造粒機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			濃度調整混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				本成型用 プレス		本成型用 プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ペレット	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
			粗成型用 プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下										
			粗成型用 プレスフィーダ	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下										
			スラグコンベア	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下										
			バックアップフィルタ	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下										
造粒機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下													
本成型用 プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ 圧粉ペレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下													

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後					変更理由																	
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の 状態	濃縮度	核的制限値	施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の 状態	核的制限値	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)														
																粉末調整	粉末篩分機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	ベレット 検査設備	ベレット外觀検査装置 金属容器(ベレット)受 ベレット寸法密度測定台	1基	UO ₂ ベレット	質量 14.8kg-U以下			
																粗成型	回転混合機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	粉末再生 設備	洗浄ボックス	2基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 17.5kg-U以下			
																	粉末混合機	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		研削層乾燥機	1基	UO ₂ スラッジ UO ₂ 粉末	質量 17.5kg-U以下			
																	中型混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		フードボックス(3)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	質量 14.8kg-U以下(ベレット) 17.5kg-U以下(粉末)			
																	粗成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		酸化炉	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(合計) 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
																造粒混合	粗成型用プレス (ホッパー部)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	被覆 施設	燃料棒補修 設備	UO ₂ 明替ボックス	1基	UO ₂ ベレット 燃料棒	質量 14.8kg-U以下		
																	粗成型用プレス (ベレット輸送 部分)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		工場棟	原料貯蔵 設備	シリンダ貯蔵架台	1式	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	
																	粉末集塵装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下				シリンダ転倒装置	1基	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	
																	粉末明替用フード ボックス(1)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下				天井走行クレーン (転換5t)	1基	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下	
																	粉末明替用フード ボックス(2)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下		貯蔵 施設	粉末貯蔵 設備	大型粉末容器貯蔵架台	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	(大型粉末容器) 質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
																	造粒機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下				大型粉末容器	72基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量 1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
																回転混合機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (転換加工室)	1基			UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
																ベレット 成型	本成型用プレス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	中間仕掛品一時貯蔵棚			2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
																ベレット 研削	本成型用プレス (ホッパー部)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	運搬台車			7基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
																	粉末集塵装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下	粉末一時貯蔵棚			4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
																	ベレット 再生	センターレス グラインダ	1基	UO ₂ ベレット	5%以下	厚み 10.7cm以下			スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (ベレット加工室)	16基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
																粉末再生	酸化炉	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	棟			UO ₂ ベレット 貯蔵設備	圧粉ベレット 一時貯蔵棚(3)	1基	UO ₂ ベレット	収納部厚み 10.7cm以下
																	粉砕機	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					焼結ベレット 一時貯蔵棚(3)	1基	UO ₂ ベレット	収納部厚み 9.4cm以下
																	ラック搬送装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下					スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	2基	UO ₂ ベレット	質量 14.8kg-U以下/容器
																	スクラップ回収装置 (回収層乾燥機)	1基	UO ₂ ケーキ UO ₂ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下					金属容器(ベレット)	30個	UO ₂ ベレット	質量 14.8kg-U以下/容器
																	洗浄ボックス	2基	UO ₂ ケーキ UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 17.5kg-U以下					仕上りベレット 一時貯蔵棚	4基	UO ₂ ベレット	収納部厚み 9.4cm以下
																	粉末再生フード ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ベレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下(ベレット) 17.5kg-U以下(粉末)		仕上りベレット 貯蔵棚	1式		UO ₂ ベレット	収納部厚み 9.4cm以下		

*7.2基のうち、大型粉末容器の貯蔵架台収納台数である60基のみを使用する。

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由				
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の状態	濃縮度	核的制限値		施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の状態	核的制限値	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)		
被覆施設		ペレット乾燥	乾燥機	8基	UO ₂ ペレット	5%以下	減速度	乾燥機内は40℃飽和水蒸気以下	工場棟		燃料棒貯蔵設備	燃料棒一時貯蔵棚	2基	燃料棒	収納部厚み 10.7cm 以下			
		燃料棒補修	UO ₂ 明替ボックス	1基	UO ₂ ペレット	5%以下	質量	14.8kg-U以下			運搬車	1台	燃料棒	収納部厚み 10.7cm 以下				
工場	原料貯蔵		シリンダ貯蔵架台	1式	UF ₆ 固体	5%以下	減速度	H/U=0.088以下	原料貯蔵所		原料貯蔵設備	粉末輸送容器貯蔵枠	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	(粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下 積載制限 粉末輸送容器を2段以下			
			シリンダ転倒装置	1基	UF ₆ 固体	5%以下	減速度	H/U=0.088以下			シリンダ貯蔵ビット	1式	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下				
			秤	1基	UF ₆ 固体	5%以下	減速度	H/U=0.088以下			シリンダ転倒装置(原料貯蔵所)	1基	UF ₆ 固体	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088以下				
	粉末貯蔵		大型粉末容器(台車付)	72基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 2,644kg-U以下/容器		天井走行クレーン(原料貯蔵所5L)	1基	UF ₆ 固体 UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	(UF ₆ シリンダ) 減速度 H/U=0.088 以下 (粉末輸送容器) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下					
			中間仕掛品一時貯蔵棚	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器		スクラップ貯蔵棚(粉末用)	16基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
			運搬台車	7基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器		スクラップ貯蔵棚(粉末用)(転換加工室)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
			粉末一時貯蔵棚	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器		原料粉末貯蔵棚	2基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下					
	加工棟	UO ₂ ペレット貯蔵		圧粉ペレット一時貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み		10.7cm以下	加工棟		UO ₂ ペレット貯蔵設備	圧粉ペレット貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット UO ₂ 圧粉ペレット	収納部厚み 10.7cm以下	
				焼結ペレット一時貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み		9.4cm以下			焼結ペレット貯蔵棚	1基	UO ₂ ペレット	収納部厚み 10.7cm以下		
				仕上りペレット一時貯蔵棚	4基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み		9.4cm以下			スクラップ貯蔵棚(粉末用)	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下		
		UO ₂ ペレット貯蔵	スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(ペレット加工室)	2基	UO ₂ ペレット	5%以下	収納量	14.8kg-U以下/容器	UO ₂ ペレット貯蔵設備	燃料棒貯蔵棚		1基	燃料棒	収納部厚み 10.7cm以下				
加工棟	燃料棒貯蔵		燃料棒一時貯蔵棚	2基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み	10.7cm以下	除染室		粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	4基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			原料粉末貯蔵棚	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器			粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)	58基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)8.0kg-U以下/容器(下から2段目、5段目) 質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下(下から1段目)			
			スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器			粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			粉末一時貯蔵棚	5基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器			粉末回収・ペレット取扱ボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注1)				
加工棟	燃料棒貯蔵		スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量	17.5kg-U以下	第3核燃料倉庫		粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第3核燃料倉庫)	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	質量(複数ユニット)16.0kg-U以下/容器 減速度(複数ユニット)H/U=0.5(含水率1.6%)以下			
			スクラップ貯蔵棚(粉末用)	1式	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器			粉末容器ハンドリング装置	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	質量 14.8kg-U以下(ペレット) 17.5kg-U以下(粉末) (注1)				
			粉末一時貯蔵棚	5基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	減速度	H/U=0.5(含水率1.6%)以下 収納量 16.0kg-U以下/容器			クレーン(第3核燃料倉庫)	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 (注2)				
			フードボックス	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量	17.5kg-U以下						(粉末輸送容器、内容器、他社缶) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載制限 粉末輸送容器、内容器1以下、他社缶3以下(注3)				

(注1) ウランを収納した容器(SUS容器、他社缶、金属缶)の取扱いは1容器のみとする。
(注2) バランサー(1)でのSUS容器の取扱い、バランサー(2)での他社缶の取扱いはそれぞれ1容器のみとする。
(注3) NPC型輸送容器、TNF-X1型輸送容器及び内容器は1容器のみ、他社缶は3容器以下の取扱いとする。

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由			
施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質の 状態	濃縮度	核的制限値		施設	建屋	設備	機器	員数	核燃料物質の 状態	核的制限値		○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
貯蔵施設	第3核燃料倉庫	粉末貯蔵	クレーン	1基	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	5%以下	質量 1,500kg-U以下 (注3) 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下		その他	第3核燃料倉庫	秤量設備	保安秤量器 (ウラン管理6) (ウラン管理7)	2台	粉末 ペレット	(ペレットを取り扱う場合) 質量 14.8kg-U以下		
		洗淨残渣貯蔵	洗淨残渣貯蔵棚	1式	UF ₄ 粉末等	5%以下	収納量 6.43kg-U以下/容器				加工設備の 附属施設	除染室・分析室 分析室及び工場棟分 光分析室	分析設備	同位体分析設備	1式	UO ₂ 粉末, U ₃ O ₈ 粉末等 (分析サンプル)	質量 14.8kg-U以下 (注5)
	チャッキングリフト	1基	UF ₄ 粉末等	5%以下	質量 6.43kg-U以下		不純物分析設備	1式									
	棚搬入コンベア	1基	UF ₄ 粉末等	5%以下	質量 6.43kg-U以下		物性測定設備	1式									
	洗淨残渣乾燥機	1基	UF ₄ 粉末等	5%以下	質量(合計) 17.5kg-U以下		試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基									
	洗淨残渣明替フードボックス	1基	UF ₄ 粉末等														
	回転混合機(注4)	1基	UF ₄ 粉末等	5%以下	質量 17.5kg-U以下												
	洗淨残渣コンベア	1基	UF ₄ 粉末等														
	化学処理施設	ウラン回収	沈澱槽		2基	UF ₄ 粉末等	5%以下	質量(合計) 17.5kg-U以下 ただし、洗淨残渣コンベアについては 質量 6.43kg-U以下/容器		秤量設備		保安秤量器 (分析1) (分析2)	2台				
			遠心分離機		1基	UF ₄ 粉末等											
その他の施設	工場棟	ペレット検査	ペレット外観検査装置		5基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下									
			ペレット外観検査装置(ポリビン部)		7基	UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下									
	加工棟	ペレット検査	ペレット外観検査装置		1基	UO ₂ ペレット	5%以下	厚み 10.7cm以下									
			ペレット外観検査装置(ポリビン部)		1基	UO ₂ ペレット	5%以下	質量 14.8kg-U以下									
付属建物分析室	分析		不純物分析設備		1式	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下 (注5)									
			物性測定設備		1式	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下									
			試料回収ボックス(ポリビン部)		1基	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下 (注5)									

(注3) NPC型輸送容器、TNF-XI型輸送容器及び内容器は1容器のみ、他社社は3容器以下の取扱いとす。

(注4) 当該機器付属のポリビン(粉末)を使用する。

(注5) 付属建物分析室の不純物分析設備、試料回収ボックス(ポリビン部)及び工場棟分光分析室の不純物分析設備での取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。

(注5) 除染室・分析室・分析室及び工場棟分光分析室の取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。

変更前（令和3年3月16日付け認可）							変更後	変更理由
施設 その 他の 施設	建屋	工程	機器	員数	核燃料物質 の状態	濃縮度	核的制限値	○記載の適正化（事業 許可、設工認内容の 反映）
	分光 分析 室棟	分析	不純物分析設備	1式	UO ₂ ペレット UO ₂ 粉末等	5%以下	質量 14.8kg-U以下（注5）	
<p>(注5) 付属建物分析室の不純物分析設備、試料回収ボックス（ポリビン部）及び工場棟 分光分析室の不純物分析設備での取扱い質量の合計は14.8kg-U以下とする。</p>								

変更前 (令和3年3月16日付け認可) **変更後** **変更理由**

2. 台車に係る制限値 (濃縮度5%以下)

建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値
工場棟 除染室・分析室 第2核燃料倉庫	ポリビン (溶液・スラリー) 用台車	1台	ポリビン (溶液・スラリー)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUスラリー	不要	第3図 (1)	積載数 ポリビン (溶液・スラリー) 1以下
	ポリビン (粉末) 用台車(1)	1台	ポリビン (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (1)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 ポリビン (粉末) 1以下
	ポリ容器・SUS容器用台車(1)	2台	ポリ容器 SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (1) (2)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 ポリ容器又はSUS容器4以下 (縦積み)
	ポリ容器・SUS容器用台車(2)	1台	ポリ容器 SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不要	第3図 (1)	積載数 ポリ容器又はSUS容器 1以下
	仮焼ポート用台車	1台	スクラップ 仮焼用ラック	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末	不要	第3図 (1)	濃縮度5%以下の場合 17.5kg-U以下 濃縮度4.2%以下の場合 23.6kg-U以下
	乾燥トレイ用台車	2台	乾燥トレイ	ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不要	第3図 (1)	濃縮度5%以下の場合 17.5kg-U以下 濃縮度4.2%以下の場合 23.6kg-U以下
	大型粉末容器用台車	1台	大型粉末容器 (台車付)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	必要 (注1)	第3図 (1) (2)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 大型粉末容器 (台車付) 1以下
	金属缶用台車(1)	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (1) (2)	厚み 10.0cm以下
	ポリビン (粉末) 用台車(2)	2台	ポリビン (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (2)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 ポリビン (粉末) 1以下
	ペレットポリビン用台車(1)	1台	ペレット ポリビン	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (2)	質量 14.8kg-U/容器以下 積載数 ペレットポリビン 1以下

台車のユニットと設備・機器 (ウラン収納部位) との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注1) 台車間近接防止措置が必要な場合は、近接防止措置を講じたうえで操作し、操作記録に記入すること。

2. 台車、構内運搬車に係る制限 (濃縮度5%以下)

建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値
工場棟 除染室・分析室 第2核燃料倉庫	金属容器 (溶液・スラリー) 用台車	1台	金属容器 (溶液・スラリー)	UO ₂ F ₂ 溶液 UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液 ADUスラリー	不要	第3図 (1)	積載数 1以下
	金属容器 (粉末) 用台車(1)	1台	金属容器 (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (1) (2)	減速度 (複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下
	SUS容器用台車(3)	2台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (1) (2)	減速度 (複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 4以下 (縦積み)
	SUS容器用台車(4)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不要	第3図 (1)	積載数 1以下
	仮焼ポート用台車	1台	仮焼ポート ラック	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 ADU粉末 UO ₄ 粉末	不要	第3図 (1)	質量 17.5kg-U 以下
	乾燥トレイ用台車	2台	乾燥トレイ	ADU粉末 UO ₄ 粉末 ADUケーキ UO ₄ ケーキ	不要	第3図 (1)	質量 17.5kg-U 以下
	大型粉末容器用台車	1台	大型粉末容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	必要 (注1)	第3図 (1) (2)	(大型粉末容器) 質量1,500kg-U以下/容器 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下
	金属缶用台車(1)	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (1) (2)	収納部厚み 10.7cm 以下
	金属容器 (粉末) 用台車(2)	2台	金属容器 (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (2)	減速度 (複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下
	金属容器 (ペレット) 用台車(1)	1台	金属容器 (ペレット)	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (2)	質量 14.8kg-U以下/容器 積載数 1以下

台車のユニットと設備・機器 (ウラン収納部位) との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注1) ウランを移動する場合は、スパーサーを張り出すこと。

○記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由	
工場棟 除染室・分析室 第2核燃料倉庫	ローター用台車(1)	1台	ローター	UO ₂ スラッジ	不要	第3図(2)	積載数 ローター 1以下	ローター用台車(1)	1台	ローター	UO ₂ スラッジ	不要	第3図(2)	積載数 1以下	○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
	ボート(焼結)用台車(1)	1台	12インチボート	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	厚み 7.0cm以下	ボート(焼結)用台車(1)	1台	12インチボート	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	収納部厚み 10.7cm以下	
	ボート(焼結)用台車(2)	2台	9インチボート 12インチボート	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	厚み 10.7cm以下	ボート(焼結)用台車(2)	2台	9インチボート 12インチボート	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	収納部厚み 10.7cm以下	
	ペレットトレイ用台車(1)	1台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	厚み 10.7cm以下	ペレットトレイ用台車(1)	1台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)		
	ペレットトレイ用台車(3)	2台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	厚み 10.7cm以下	ペレットトレイ用台車(3)	2台	ペレットトレイ	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	収納部厚み 10.7cm以下	
	ロッドチャンネル用台車(1)	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	厚み 8.0cm以下	ロッドチャンネル用台車(1)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図(2)	収納部厚み 10.7cm以下	
	繰返し粉搬送装置(ホッパー)	1台		UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	必要(注1)	第3図(2)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	繰返し粉ホッパー台車	2台		UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	必要(注2)	第3図(2)	質量 1,500kg-U以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(1)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要(注1)	第3図(2)	積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1以下	仕上りペレット貯蔵棚用台車	2台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	必要(注2)	第3図(2)	積載数 1以下	
	仕上りペレット貯蔵棚用台車(2)	1台	仕上りペレット貯蔵棚	UO ₂ ペレット	不要	第3図(2)	積載数 仕上りペレット貯蔵棚 1以下	ロッドチャンネル用台車(2)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図(3)	収納部厚み 10.7cm以下	
	ロッドチャンネル用台車(2)	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ペレット	不要	第3図(3)	厚み 8.0cm以下	ロッドチャンネル用台車(3)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図(3)	収納部厚み 10.7cm以下	
	ロッドチャンネル用台車(3)	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ペレット	不要	第3図(3)	厚み 8.0cm以下	マガジン架台部	1台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体 1体以下 / 収納部	
	燃料集合体組立装置(マガジン架台部)	1台	燃料集合体	UO ₂ ペレット	必要(注1)	第3図(3)	積載数 燃料集合体 1以下	運搬台車	2台	マガジン	燃料棒	必要(注3)	第3図(3)	積載制限 燃料集合体 1体以下 / 収納部	
	運搬台車	2台	燃料集合体	UO ₂ ペレット	必要(注1)	第3図(3)	積載数 燃料集合体 1以下								
	加工棟	SUS容器用台車(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 SUS容器 3以下(縦積み)							

台車のユニットと設備・機器(ウラン収納部位)との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室、加工棟の粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、ペレット貯蔵室、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)、貯蔵室(2)、第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注1) 台車間近接防止措置が必要な場合は、近接防止措置を講じたうえで操作し、操作記録に記入すること。

(注2) ウランを移動する場合は、着脱式のスペーサーを台車に装着すること。ただし、仕上りペレット貯蔵棚用台車については工場棟のペレット貯蔵室内で取り扱う場合は除く。

(注3) 駆動源となる圧縮空気の供給を1台の台車だけに制限する。

変更前 (令和3年3月16日付け認可)								変更後								変更理由	
建屋	加 工 棟	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値	建屋	台車名	台数	積載物	核燃料物質の状態	台車間近接防止措置	台車使用エリア	核的制限値	○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
		ポリビン(粉末)用台車(3)	2台	ポリビン(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 <u>ポリビン(粉末) 1以下</u>	SUS容器用台車(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 3以下(縦積み)		
		ベレットポリビン用台車(2)	1台	ベレットポリビン	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	質量 14.8kg-U/容器以下 積載数 <u>ベレットポリビン 1以下</u>	金属容器(粉末)用台車(3)	2台	金属容器(粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下		
		ポート(焼結)用台車(3)	1台	9インチポート	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	厚み 10.7cm以下	金属容器(ベレット)用台車(2)	1台	金属容器(ベレット)	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	質量 14.8kg-U 以下/容器 積載数 1以下		
		ポート(焼結)用台車(4)	1台	9インチポート	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	厚み 10.7cm以下	ポート(焼結)用台車(3)	1台	9インチポート	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	収納部厚み 10.7cm以下		
		ベレットトレイ用台車(2)	1台	ベレットトレイ	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	厚み 10.7cm以下	ポート(焼結)用台車(4)	1台	9インチポート	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	収納部厚み 10.7cm以下		
		ローター用台車(2)	1台	ローター	UO ₂ スラッジ	不要	第3図(4)	積載数 <u>ローター 1以下</u>	ベレットトレイ用台車(2)	1台	ベレットトレイ	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	積載数 1以下		
		ベレットトレイ用台車(4)	1台	ベレットトレイ	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	厚み 5.0cm以下	ベレットトレイ用台車(4)	1台	ベレットトレイ	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	収納部厚み 10.7cm 以下		
		仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	1台	仕上りベレット貯蔵棚	UO ₂ ベレット	必要(注1)	第3図(4)	積載数 <u>仕上りベレット貯蔵棚 1以下</u>	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	1台	仕上りベレット貯蔵棚	UO ₂ ベレット	必要(注4)	第3図(4)	積載数 1以下		
		仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	1台	仕上りベレット貯蔵棚	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	積載数 <u>仕上りベレット貯蔵棚 1以下</u>	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	1台	仕上りベレット貯蔵棚	UO ₂ ベレット	必要(注4)	第3図(4)	積載数 1以下		
		ロッドチャンネル用台車(4)	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ベレット	不要	第3図(4)	厚み 8.0cm以下	ロッドチャンネル用台車(4)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図(4)	収納部厚み 10.7cm 以下		
		SUS容器用台車(2)	3台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(5)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 <u>SUS容器 3以下(縦積み)</u>	燃料棒構内運搬車	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図(7)			
		金属缶用台車(2)	1台	金属缶	UO ₂ ベレット	不要	第3図(5)	厚み 10.0cm以下	SUS容器用台車(2)	3台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図(5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 3以下(縦積み)		
									金属缶用台車(2)	1台	金属缶	UO ₂ ベレット	不要	第3図(5)	収納部厚み 10.7cm 以下		

台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のベレット貯蔵室，加工棟の粉末貯蔵室(1)，粉末貯蔵室(2)，ベレット貯蔵室，第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)，貯蔵室(2)，第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注1) 台車間近接防止措置が必要な場合は，近接防止措置を講じたうえで操作し，操作記録に記入すること。

台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のベレット貯蔵室，加工棟の粉末貯蔵室(1)，粉末貯蔵室(2)，ベレット貯蔵室，第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)，貯蔵室(2)，第2核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟は除く。

(注4) ウランを移動する場合は，着脱式のスペーサーを台車に装着すること。ただし，仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)(4)については加工棟のベレット貯蔵室内で取り扱う場合は除く。

変更前（令和3年3月16日付け認可）								変更後								変更理由
第3核燃料倉庫	他社缶用台車	3台	他社缶 (注2)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (5)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 質量 17.5kg-U/容器以下 積載数 他社缶 1以下	第3核燃料倉庫	他社缶用台車	3台	他社缶 (注5)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 質量17.5kg-U以下/容器 積載数 1以下	○記載の適正化（事業許可、 設工認内容の反映）
	内容器用台車	6台	内容器 (注3)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (5)	積載数 内容器 1以下		内容器用台車	6台	内容器 (注6)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末 UO ₂ ペレット	不要	第3図 (5)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	ロッドチャンネル用台車(5)	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (5)	厚み 8.0cm以下		ロッドチャンネル用台車(5)	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	不要	第3図 (5)	収納部厚み 10.7cm 以下	
	ポリ容器用台車	1台	ポリ容器	UF ₆ 粉末等	不要	シリンダ洗淨棟貯蔵室(3)	質量 17.5kg-U以下		粉末容器構内運搬車	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	不要	第3図 (7)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下	
シリンダ洗淨棟	シリンダ洗淨棟	1台	シリンダ洗淨棟	UF ₆ 粉末等	不要	シリンダ洗淨棟貯蔵室(3)	質量 17.5kg-U以下	ベレット構内運搬容器	1台	金属缶	UO ₂ ペレット	不要	第3図 (7)			
								SUS容器用台車(5)	1台	SUS容器	UF ₆ 粉末 SDU粉末 UF ₆ ケーキ SDU ケーキ	不要	第3図 (6)	積載数 2以下		

台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室，加工棟の粉末貯蔵室(1)，粉末貯蔵室(2)，ペレット貯蔵室，第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)，貯蔵室(2)，第2核燃料倉庫及びシリンダ洗淨棟は除く。

(注2) 他社において使用前検査に合格した物とする。

(注3) NPC型輸送容器の構成品として容器承認を受けた物とする。

積載物の寸法で核的制限値に関わるものを次に示す。

ポリビン（溶液・スラリー）	φ26.0x42H以下(cm)
ポリビン（粉末）	φ26.0x42H以下(cm)
ポリ容器	φ25.1x21H以下(cm)
SUS容器	φ25.1x21H以下(cm)
ペレットポリビン	φ26.0x27H以下(cm)
他社缶	φ36.0x25.0H以下(cm)
内容器	φ21.7x80H以下(cm)

台車のユニットと設備・機器（ウラン収納部位）との表面間距離は30.5cm以上とする。ただし、密着を想定して計算コードにより評価されている工場棟のペレット貯蔵室，加工棟の粉末貯蔵室(1)，粉末貯蔵室(2)，ペレット貯蔵室，第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)，貯蔵室(2)，第2核燃料倉庫及びシリンダ洗淨棟は除く。

(注5) 他社において使用前検査，または使用前確認に合格した物とする。

(注6) NPC型輸送容器の構成品として容器承認を受けた物とする。

変更前（令和3年3月16日付け認可）							変更後							変更理由
3. 電動リフターに係る制限値（濃縮度5%以下）							3. 電動リフターに係る制限値（濃縮度5%以下）							○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
建屋	電動リフター名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフター使用エリア	核的制限値	建屋	電動リフター名	台数	積載物	核燃料物質の状態	電動リフター使用エリア	核的制限値	
加工棟	粉末篩分機(1)用電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 SUS容器 1以下	加工棟	電動リフター(1)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	粉末篩分機(2)用電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 SUS容器 1以下		電動リフター(2)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	中型混合機用電動リフター	1台	ポリビン (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 ポリビン(粉末) 1以下		電動リフター(3)	1台	金属容器 (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	本成型プレス用電動リフター	1台	ポリビン (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 ポリビン(粉末) 1以下		電動リフター(4)	1台	金属容器 (粉末)	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	粉末貯蔵室(1)用電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 SUS容器 1以下		電動リフター(5)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
	粉末貯蔵室(2)用電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 SUS容器 1以下		電動リフター(6)	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (4)	減速度(複数ユニット) H/U=0.5(含水率1.6%)以下 積載数 1以下	
第2核燃料倉庫	第2核燃料倉庫用電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (1)	積載数 SUS容器 1以下	第2核燃料倉庫	電動リフター	1台	SUS容器	UO ₂ 粉末 U ₃ O ₈ 粉末	第3図 (1)	積載数 1以下	
第3核燃料倉庫	ロッドチャンネル用リフター	1台	ロッドチャンネル	UO ₂ ペレット	第3図 (5)	厚み 10.7cm以下	第3核燃料倉庫	ロッドチャンネル用リフター	1台	ロッドチャンネル	燃料棒	第3図 (5)	収納部厚み 10.7cm以下	
積載物の寸法で、核的制限値に係わるものを以下に示す。														
SUS容器		φ25.1x21H以下(cm)												
ポリビン(粉末)		φ26.0x42H以下(cm)												

変更前 (令和3年3月16日付け認可)	変更後	変更理由																																
<p>別表第3 熱的制限値 (第37条関係)</p> <table border="1" data-bbox="246 369 1225 888"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 化学処理施設関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蒸発器</td> <td>121℃</td> </tr> <tr> <td>・乾燥機</td> <td>300℃</td> </tr> <tr> <td>・ロータリーキルン</td> <td>1,000℃</td> </tr> <tr> <td>・仮焼炉</td> <td>700℃</td> </tr> <tr> <td>(2) 成型施設関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・連続焼結炉</td> <td>1,850℃</td> </tr> <tr> <td>・酸化炉</td> <td>1,000℃</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	熱的制限値	(1) 化学処理施設関係		・蒸発器	121℃	・乾燥機	300℃	・ロータリーキルン	1,000℃	・仮焼炉	700℃	(2) 成型施設関係		・連続焼結炉	1,850℃	・酸化炉	1,000℃	<p>別表第3 熱的制限値 (第37条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1495 384 2484 814"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 化学処理施設関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蒸発器 (UF₆シリンダ)</td> <td>121℃</td> </tr> <tr> <td>・ロータリーキルン</td> <td>1,000℃</td> </tr> <tr> <td>(2) 成型施設関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・連続焼結炉</td> <td>1,850℃</td> </tr> <tr> <td>・バッチ式小型焼結炉</td> <td>1,850℃</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	熱的制限値	(1) 化学処理施設関係		・蒸発器 (UF ₆ シリンダ)	121℃	・ロータリーキルン	1,000℃	(2) 成型施設関係		・連続焼結炉	1,850℃	・バッチ式小型焼結炉	1,850℃	<p>○記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)</p>
設備名	熱的制限値																																	
(1) 化学処理施設関係																																		
・蒸発器	121℃																																	
・乾燥機	300℃																																	
・ロータリーキルン	1,000℃																																	
・仮焼炉	700℃																																	
(2) 成型施設関係																																		
・連続焼結炉	1,850℃																																	
・酸化炉	1,000℃																																	
設備名	熱的制限値																																	
(1) 化学処理施設関係																																		
・蒸発器 (UF ₆ シリンダ)	121℃																																	
・ロータリーキルン	1,000℃																																	
(2) 成型施設関係																																		
・連続焼結炉	1,850℃																																	
・バッチ式小型焼結炉	1,850℃																																	

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
別表第4から別表第7 省略	変更なし	

変更前（令和3年3月16日付け認可）			変更後			変更理由
別表第8 線量当量等の測定方法（第54条関係）			別表第8 線量当量等の測定方法（第54条関係）			○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
測定項目		測定方法	測定項目		測定方法	
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	ガラスバッジ等の個人線量測定器による測定	
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による測定		第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算 又はバイオアッセイ法による尿中ウラン測定	
表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定	
	第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定		第1種管理区域から退出する者の身体及び身体に着用している物	ハンドフットモニタによる測定又はサーベイメータによる直接測定	
	第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定		第1種管理区域からの持ち出し物品	ろ紙による拭き取り及び放射能測定装置による測定又はサーベイメータによる直接測定	
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニッフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニッフア等による集塵及び放射能測定装置による測定	
	排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定		排気口	ダストモニタによる集塵測定及び放射能測定装置による測定	
水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	水中の放射性物質の濃度	廃液貯留タンク	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	
	排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定		排水口	試料水の前処理及び放射能測定装置による測定	
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	熱蛍光線量計（TLD）による測定	
外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	外部放射線に係る線量当量率	核燃料物質等	サーベイメータによる直接測定	
空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	空間放射線量率	周辺監視区域境界付近	モニタリングポストによる測定	

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後				変更理由
別表第9 放射線測定器類（第55条関係）				別表第9 放射線測定器類（第55条関係）				○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者	測定器名	数量	点検/校正*1頻度	点検・校正責任者	
・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	安全管理課長	・線量当量率サーベイメータ	12台	1回/年	安全管理課長	
・汚染サーベイメータ	19台	1回/年		・汚染サーベイメータ	19台	1回/年		
・ダストモニタ	6台	1回/年		・ <u>中性子線測定用サーベイメータ</u>	<u>2台</u>	<u>1回/年</u>		
・移動型ダストモニタ	4台	1回/年		・ダストモニタ	6台	1回/年		
・ハンドフットモニタ	8台	1回/年		・移動型ダストモニタ	4台	1回/年		
・ <u>放射能自動測定装置</u>	<u>7台</u>	1回/年		・ハンドフットモニタ	8台	1回/年		
・エリアモニタ	8台	1回/年		・ <u>放射能測定装置（α、β線用）</u>	<u>13台</u>	1回/年		
・熱蛍光線量計測定装置	1台	1回/年		・エリアモニタ	8台	1回/年		
・モニタリングポスト	1台	1回/年		・熱蛍光線量計 <u>(TLD) 測定装置</u>	1台	1回/年		
・エアサンプラ	2台	使用時		・モニタリングポスト	1台	1回/年		
・個人用エアサンプラ	2台	使用時		・エアサンプラ	2台	使用時		
・熱蛍光線量計素子	43個	使用時		・個人用エアサンプラ	2台	使用時		
・ガラスバッジ	1式	4回/年*2		・熱蛍光線量計 <u>(TLD) 素子</u>	<u>1式</u>	使用時		
・エアスニッフア	採取口 <u>127</u>	使用時		・ガラスバッジ	1式	4回/年*2		
				・ <u>エアスニッフア</u>	採取口 <u>129</u>	使用時		
*1：点検/校正には交換も含む。				*1：点検/校正には交換も含む。				
*2：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）は1回/月とする。				*2：女子（妊娠不能と診断された者を除く。）は1回/月とする。				

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
別表第10から別表第12 省略	変更なし	

変更前 (令和3年3月16日付け認可)					変更後					変更理由
別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵数量 (第72条関係)					別表第13-1 核燃料物質の最大貯蔵能力 (第72条関係)					○記載の適正化 (事業許可、 設工認内容の反映)
施設		核燃料物質 の種類	最大貯蔵能力		施設		核燃料物質 の種類	最大貯蔵能力		
工場棟	原料倉庫	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	96ton-U(注1)	工場棟	原料倉庫	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	62ton-U(注8)	
	転換加工室		ウラン粉末	52.5ton-U(注1,10)		転換加工室		ウラン粉末	43ton-U(注1,8,9)	
	ペレット加工室		ウラン粉末	8.5ton-U(注1,10)		ペレット加工室		ウラン粉末	7ton-U(注1,9)	
	ペレット加工室		ウランペレット	12ton-U(注1,11)		ペレット加工室		ウランペレット	7ton-U(注1,9,10)	
	ペレット貯蔵室		ウランペレット	43ton-U(注1,11)		ペレット貯蔵室		ウランペレット	40ton-U(注1,10)	
	燃料棒補修室		燃料棒	1ton-U(注1,12)		燃料棒補修室		燃料棒	1ton-U(注1)	
	燃料棒検査室		燃料棒	85ton-U(注1,12)		燃料棒検査室		燃料棒	46ton-U(注1)	
	燃料集合体組立室		燃料集合体	59ton-U(注15)		燃料集合体組立室		燃料集合体	59ton-U	
	燃料集合体貯蔵室		燃料集合体	180ton-U(注1)		燃料集合体貯蔵室		燃料集合体	180ton-U(注1)	
加工棟	粉末貯蔵室(1)	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	3.8ton-U(注3)	加工棟	粉末貯蔵室(1)	濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	3.8ton-U	
	粉末貯蔵室(2)		ウラン粉末	9.2ton-U(注3,4,13)		粉末貯蔵室(2)		ウラン粉末	9.2ton-U	
	ペレット加工室		ウラン粉末	2ton-U(注3,13)		ペレット加工室		ウラン粉末	2ton-U(注12)	
	ペレット加工室		ウランペレット	2ton-U(注3,14)		ペレット加工室		ウランペレット	2ton-U(注12)	
	ペレット貯蔵室		ウランペレット	16ton-U(注3,14)		ペレット貯蔵室		ウランペレット	15ton-U(注12)	
	燃料棒溶接室		燃料棒	1ton-U(注3,14)		燃料棒溶接室		燃料棒	1ton-U(注12)	
原料貯蔵所		濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	521ton-U(注2,9)	原料貯蔵所		濃縮度5% 以下の 濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	六ふっ化ウラン	521ton-U(注2,7)	
			ウラン粉末	43.8ton-U				ウラン粉末及び ウランペレット	43.8ton-U	
除染室・分析室	作業室(2)		ウラン粉末	2ton-U(注1,6,10)	除染室・分析室	作業室(2)		ウラン粉末	2ton-U(注4,13)	
第2核燃料倉庫			ウラン粉末	84ton-U(注1,6,10)	第2核燃料倉庫			ウラン粉末	84ton-U(注4,5,13)	
第3核燃料倉庫	貯蔵室(1)		ウラン粉末	171ton-U(注1,5)	第3核燃料倉庫	貯蔵室(1)		ウラン粉末	163ton-U(注1,3)	
	貯蔵室(2)		ウランペレット	20ton-U(注8)		貯蔵室(2)		ウランペレット	20ton-U(注6)	
			燃料棒	3ton-U(注8)				燃料棒	3ton-U(注6)	

変更前（令和3年3月16日付け認可）					変更後					変更理由
施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		施設		核燃料物質の種類	最大貯蔵能力		
シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	8ton-U(注7)	シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン, 天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末	8ton-U(注5)	○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）
容器管理棟	保管室		燃料集合体	43ton-U(注1)	容器管理棟	保管室		燃料集合体	43ton-U(注1)	
劣化・天然ウラン倉庫		天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末及びウランペレット	40ton-U	劣化・天然ウラン倉庫		天然ウラン, 劣化ウラン	ウラン粉末及びウランペレット	40ton-U	
<p>(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。</p> <p>(注2) 再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。</p> <p>(注3) (注3)に係る項全体で再生濃縮ウラン2ton-U以下を含む。</p> <p>(注4) 再生濃縮ウランのスクラップ1ton-U以下を含む。</p> <p>(注5) (注5)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ10ton-U以下を含む。</p> <p>(注6) (注6)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ2ton-U以下を含む。</p> <p>(注7) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。</p> <p>(注8) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。</p> <p>(注9) 原料貯蔵所にウラン粉末を貯蔵する場合は、六ふっ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。</p> <p>(注10) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、(注10)に係る項全体でウラン粉末の最大貯蔵能力を130ton-Uとする。</p> <p>(注11) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、(注11)に係る項全体でウランペレットの最大貯蔵能力を43ton-Uとする。</p> <p>(注12) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、(注12)に係る項全体で燃料棒の最大貯蔵能力を85ton-Uとする。</p> <p>(注13) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、(注13)に係る項全体でウラン粉末の最大貯蔵能力を9.2ton-Uとする。但し、加工棟において、粉末貯蔵室(2)及びペレット貯蔵室以外で再生濃縮ウランを貯蔵しない場合は除く。</p> <p>(注14) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合は、(注14)に係る項全体でウランペレット及び燃料棒の最大貯蔵能力を16ton-Uとする。但し、加工棟において、粉末貯蔵室(2)及びペレット貯蔵室以外で再生濃縮ウランを貯蔵しない場合は除く。</p> <p>(注15) 工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒及び燃料集合体を貯蔵しない場合は、(注15)に係る項全体で燃料集合体の最大貯蔵能力を36ton-Uとする。</p>					<p>(注1) (注1)に係る項全体で再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。</p> <p>(注2) 再生濃縮ウラン22ton-U以下を含む。</p> <p>(注3) 再生濃縮ウランのスクラップ10ton-U以下を含む。</p> <p>(注4) (注4)に係る項全体で再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。</p> <p>(注5) 再生濃縮ウランのスクラップ0.2ton-U以下を含む。</p> <p>(注6) 再生濃縮ウランのスクラップ0.3ton-U以下を含む。</p> <p>(注7) 原料貯蔵所にウラン粉末及びウランペレットを貯蔵する場合は、六ふっ化ウランの最大貯蔵能力を460ton-Uとする。</p>					

変更前 (令和3年3月16日付け認可)							変更後							変更理由
別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間 (工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒又は燃料集合体を貯蔵する場合) (第72条関係)							別表第13-2 ビルドアップ期間及び貯蔵期間 (第72条関係)							○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)
施設	形態	濃縮, 天然, 劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		施設	形態	濃縮, 天然, 劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン				
		ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間			ビルドアップ期間	貯蔵期間	ビルドアップ期間	貯蔵期間			
工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	1ヶ月/年以下	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	- (注4)	- (注4)		
	転換加工室	ウラン粉末	1年以下	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	ペレット加工室													
	ペレット加工室	ウランペレット	1年以下	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	ペレット貯蔵室													
	燃料棒補修室	燃料棒	1年以下	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下		
	燃料棒検査室													
	燃料集合体組立室	燃料集合体	1年以下	常時	-	-	燃料集合体組立室	燃料集合体	制限なし	常時	- (注4)	- (注4)		
	燃料集合体貯蔵室		2年以下(注1)		2年以下	2ヶ月/年以下								
	1年以下													
加工棟	粉末貯蔵室(1)	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	粉末貯蔵室(1)	ウラン粉末	制限なし	常時	-	-		
	粉末貯蔵室(2)				2年以下	1ヶ月/年以下								
	ペレット加工室				制限なし(注2)	常時(注2)								
	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	-	-		
	ペレット貯蔵室													
	燃料棒溶接室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	燃料棒溶接室	燃料棒	制限なし	常時	- (注4)	- (注4)		
原料貯蔵所	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	常時	原料貯蔵所	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	常時			
除染室・分析室	作業室(2)	ウラン粉末	1年以下	常時	制限なし	常時	除染室・分析室	作業室(2)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	
第2核燃料倉庫	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下	第2核燃料倉庫	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし(注2)	常時(注2)			
第3核燃料倉庫	貯蔵室(1)	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	2ヶ月/年以下	第3核燃料倉庫	貯蔵室(1)	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	2ヶ月/年以下	
	貯蔵室(2)	ウランペレット	制限なし	常時	制限なし	常時		ウランペレット	燃料棒	制限なし	常時	制限なし(注3)	常時(注3)	
	燃料棒													
原料貯蔵所	ウラン粉末	1年以下	常時	-	-	原料貯蔵所	ウラン粉末及びウランペレット	1年以下(注1)	常時	- (注4)	- (注4)			
第2核燃料倉庫	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし(注3)	常時(注3)	第2核燃料倉庫	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時			
第3核燃料倉庫	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし(注4)	常時(注4)	第3核燃料倉庫	ウランペレット	制限なし	常時	制限なし	常時			

変更前（令和3年3月16日付け認可）							変更後							変更理由																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)</th> <th colspan="2">再生濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリンダ洗浄棟</td> <td>貯蔵室(3)</td> <td>ウラン粉末</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>容器管理棟</td> <td>保管室</td> <td>燃料集合体</td> <td>3年以下</td> <td>常時</td> <td>3年以下</td> <td>6ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>劣化・天然ウラン倉庫</td> <td>ウラン粉末及び ウランペレット</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p>濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない濃縮ウラン10%を含む。</p> <p>再生濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない再生濃縮ウランのスクラップ10%を含む。</p> <p>(注1) 燃料集合体貯蔵室北側に貯蔵する燃料集合体80ton-U以下</p> <p>(注2) 粉末貯蔵室(2)に貯蔵する再生濃縮ウラン1ton-U以下</p> <p>(注3) 第2核燃料倉庫に貯蔵する再生濃縮ウラン2ton-U以下</p> <p>(注4) 第3核燃料倉庫貯蔵室(1)に貯蔵する再生濃縮ウラン10ton-U以下</p>							施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間	シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	容器管理棟	保管室	燃料集合体	3年以下	常時	3年以下	6ヶ月/年以下	劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット		制限なし	常時	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)</th> <th colspan="2">再生濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリンダ洗浄棟</td> <td>貯蔵室(3)</td> <td>ウラン粉末</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>容器管理棟</td> <td>保管室</td> <td>燃料集合体</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>3年以下</td> <td>6ヶ月/年以下</td> </tr> <tr> <td>劣化・天然ウラン倉庫</td> <td>ウラン粉末及び ウランペレット</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>-(注4)</td> <td>-(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p>濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない濃縮ウラン10%を含む。</p> <p>再生濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない再生濃縮ウランのスクラップ10%を含む。</p> <p>(注1) 貯蔵する輸送容器を46基以下(1段積み)とする場合はビルドアップ期間は制限なし</p> <p>(注2) 第2核燃料倉庫に貯蔵する再生濃縮ウラン0.2ton-U以下</p> <p>(注3) 第3核燃料倉庫貯蔵室(1)に貯蔵する再生濃縮ウラン10ton-U以下</p> <p>(注4) 「-」は、当該貯蔵施設で再生濃縮ウランを貯蔵しないことを示す。</p>							施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間	シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	容器管理棟	保管室	燃料集合体	制限なし	常時	3年以下	6ヶ月/年以下	劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット		制限なし	常時	-(注4)	-(注4)	<p>○記載の適正化(事業許可、設工認内容の反映)</p>
施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン																																																																								
		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間																																																																							
シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時																																																																						
容器管理棟	保管室	燃料集合体	3年以下	常時	3年以下	6ヶ月/年以下																																																																						
劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット		制限なし	常時	-	-																																																																						
施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン																																																																								
		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間																																																																							
シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時																																																																						
容器管理棟	保管室	燃料集合体	制限なし	常時	3年以下	6ヶ月/年以下																																																																						
劣化・天然ウラン倉庫	ウラン粉末及び ウランペレット		制限なし	常時	-(注4)	-(注4)																																																																						

変更前（令和3年3月16日付け認可）				変更後		変更理由
別表第13-3 ビルドアップ期間及び貯蔵期間（工場棟において再生濃縮ウランの燃料棒及び燃料集合体を貯蔵しない場合） （第72条関係）						
施設	形態	濃縮、天然、劣化ウラン （再生濃縮ウランを除く）		再生濃縮ウラン		
		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間	
工場棟	原料倉庫	六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	1ヶ月/年以下
	転換加工室	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
	ペレット加工室					
	ペレット加工室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
	ペレット貯蔵室					
	燃料棒補修室	燃料棒	制限なし	常時	-	-
	燃料棒検査室					
	燃料集合体組立室	燃料集合体	1年以下	常時	-	-
	燃料集合体貯蔵室		制限なし			
加工棟	粉末貯蔵室（1）	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
	粉末貯蔵室（2）				2年以下	1ヶ月/年以下
	ペレット加工室				制限なし（注1）	常時（注1）
	ペレット加工室				2年以下	1ヶ月/年以下
	ペレット貯蔵室	ウランペレット	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
	燃料棒溶接室	燃料棒	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
原料貯蔵所		六ふっ化ウラン	制限なし	常時	制限なし	常時
		ウラン粉末	1年以下	常時	-	-
除染室・分析室	作業室（2）	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時
第2核燃料倉庫		ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	1ヶ月/年以下
					制限なし（注2）	常時（注2）
第3核燃料倉庫	貯蔵室（1）	ウラン粉末	制限なし	常時	2年以下	2ヶ月/年以下
					制限なし（注3）	常時（注3）
	貯蔵室（2）	ウランペレット	制限なし	常時	制限なし	常時
	燃料棒					
削除						
○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）						

変更前（令和3年3月16日付け認可）			変更後				変更理由																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">形態</th> <th colspan="2">濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)</th> <th colspan="2">再生濃縮ウラン</th> </tr> <tr> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> <th>ビルドアップ 期間</th> <th>貯蔵期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリンダ洗浄棟</td> <td>貯蔵室(3)</td> <td>ウラン粉末</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>容器管理棟</td> <td>保管室</td> <td>燃料集合体</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>劣化・天然ウラン倉庫</td> <td></td> <td>ウラン粉末及び ウランペレット</td> <td>制限なし</td> <td>常時</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビルドアップ期間とは、六ふっ化ウランが蒸発してシリンダから取り出されてからの経過期間をいう。</p> <p>濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない濃縮ウラン10%を含む。</p> <p>再生濃縮ウランのビルドアップ期間制限なし以外には、ビルドアップ期間を制限しない再生濃縮ウランのスクラップ10%を含む。</p> <p>(注1) 粉末貯蔵室(2)に貯蔵する再生濃縮ウラン1ton-U以下</p> <p>(注2) 第2核燃料倉庫に貯蔵する再生濃縮ウラン2ton-U以下</p> <p>(注3) 第3核燃料倉庫貯蔵室(1)に貯蔵する再生濃縮ウラン10ton-U以下</p>			施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)		再生濃縮ウラン		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間	シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時	容器管理棟	保管室	燃料集合体	制限なし	常時	二	二	劣化・天然ウラン倉庫		ウラン粉末及び ウランペレット	制限なし	常時	二	二	削 除				○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映による削除）
施設	形態	濃縮，天然，劣化ウラン (再生濃縮ウランを除く)			再生濃縮ウラン																																	
		ビルドアップ 期間	貯蔵期間	ビルドアップ 期間	貯蔵期間																																	
シリンダ洗浄棟	貯蔵室(3)	ウラン粉末	制限なし	常時	制限なし	常時																																
容器管理棟	保管室	燃料集合体	制限なし	常時	二	二																																
劣化・天然ウラン倉庫		ウラン粉末及び ウランペレット	制限なし	常時	二	二																																

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
別表第14から別表第15 省略	変更なし	

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由																								
<p>別表第16 保安に関する記録 (第19条, 75条の2, 124条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録 省略</p> <p>2. 操作管理に用いる記録</p> <table border="1" data-bbox="184 552 1285 879"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定, 解除の状況</td> <td>設定, 解除の都度</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第121条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>加工事業の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録 省略</p>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第121条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間	(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間	<p>変更なし</p> <p>2. 操作管理に用いる記録</p> <table border="1" data-bbox="1418 552 2540 888"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定, 解除の状況</td> <td>設定, 解除の都度</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>加工事業の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更なし</p>	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間	(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間	<p>○記載の適正化</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																								
(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																								
(2) 第121条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間																								
(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間																								
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間																								
(1) 管理区域の設定, 解除の状況	設定, 解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																								
(2) 第125条第1項第1号, 第1項第4号, 第3項第1号又は第3項第2号に該当する場合には, その日時, 状況及びそれに際して採った処置	その都度	加工事業の廃止までの期間																								
(3) MMTL又はNDCからの廃棄物の受入れ, 減容処理及び発生元への払出しの状況 (第75条の2関連)	その都度	1年間																								

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
別表第17 省略	変更なし	

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由																											
<p>別表第18 立入制限中に実施可能な業務 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="160 338 1323 606"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換作業</td> <td>蒸発・加水分解からウラン粉末充填・混合までの連続した工程及び液体廃棄物処理工程 (ウラン吸着工程含む) の運転及びウラン粉末の貯蔵・成型加工工程への払出し作業</td> </tr> <tr> <td>設備異常時の措置</td> <td>設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業</td> </tr> <tr> <td>巡視・点検</td> <td>保安管理上必要な巡視・点検</td> </tr> <tr> <td>放射線管理業務</td> <td>エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用TLD素子交換</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	業務内容	転換作業	蒸発・加水分解からウラン粉末充填・混合までの連続した工程及び液体廃棄物処理工程 (ウラン吸着工程含む) の運転及びウラン粉末の貯蔵・成型加工工程への払出し作業	設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業	巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検	放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用TLD素子交換	<p>別表第18 立入制限中に立入制限区域にて実施可能な業務 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1394 338 2555 606"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転換作業</td> <td>蒸発・加水分解に係る作業</td> </tr> <tr> <td>設備異常時の措置</td> <td>設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業</td> </tr> <tr> <td>巡視・点検</td> <td>保安管理上必要な巡視・点検</td> </tr> <tr> <td>放射線管理業務</td> <td>エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	業務内容	転換作業	蒸発・加水分解に係る作業	設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業	巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検	放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換	<p>○記載の適正化 (事業許可、設工認内容の反映)</p>							
作業項目	業務内容																												
転換作業	蒸発・加水分解からウラン粉末充填・混合までの連続した工程及び液体廃棄物処理工程 (ウラン吸着工程含む) の運転及びウラン粉末の貯蔵・成型加工工程への払出し作業																												
設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業																												
巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検																												
放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用TLD素子交換																												
作業項目	業務内容																												
転換作業	蒸発・加水分解に係る作業																												
設備異常時の措置	設備に異常が発生した場合、必要な措置を講じるための作業																												
巡視・点検	保安管理上必要な巡視・点検																												
放射線管理業務	エアスニッフアのろ紙交換, 床スミヤ測定, 線量当量率測定, 線量当量測定用熱蛍光線量計 (TLD) 素子交換																												
<p>別表第19 立入制限区域への立入許可に係わる教育項目 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="160 806 1323 1075"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常時に遵守すべき事項に関する事</td> <td>立入制限区域の出入手順</td> <td rowspan="4">1. 0時間以上</td> </tr> <tr> <td>立入制限区域内での遵守事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事</td> <td>六ふっ化ウランの特性</td> </tr> <tr> <td>退避方法</td> </tr> <tr> <td>複数の退避ルート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HF用防護具の着用方法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 初回の教育以降は、毎年実施する。</p> <p>(注2) 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が長期停止 (1年以上) した場合には、再開前に再教育を実施する。</p>	分類	教育項目	時間	通常時に遵守すべき事項に関する事	立入制限区域の出入手順	1. 0時間以上	立入制限区域内での遵守事項	六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事	六ふっ化ウランの特性	退避方法	複数の退避ルート		HF用防護具の着用方法		<p>別表第19 立入制限区域及び立入管理区域への立入許可に係わる教育項目 (第107条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1394 806 2555 1075"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>教育項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常時に遵守すべき事項に関する事</td> <td>立入制限区域及び立入管理区域の出入手順</td> <td rowspan="4">1. 0時間以上</td> </tr> <tr> <td>立入制限区域及び立入管理区域での遵守事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事</td> <td>六ふっ化ウランの特性</td> </tr> <tr> <td>退避方法</td> </tr> <tr> <td>複数の退避ルート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>HF用防護具の着用方法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 初回の教育以降は、毎年実施する。</p> <p>(注2) 六ふっ化ウランを正圧で扱う設備が長期停止 (1年以上) した場合には、再開前に再教育を実施する。</p>	分類	教育項目	時間	通常時に遵守すべき事項に関する事	立入制限区域及び立入管理区域の出入手順	1. 0時間以上	立入制限区域及び立入管理区域での遵守事項	六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事	六ふっ化ウランの特性	退避方法	複数の退避ルート		HF用防護具の着用方法	
分類	教育項目	時間																											
通常時に遵守すべき事項に関する事	立入制限区域の出入手順	1. 0時間以上																											
	立入制限区域内での遵守事項																												
六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事	六ふっ化ウランの特性																												
	退避方法																												
	複数の退避ルート																												
	HF用防護具の着用方法																												
分類	教育項目	時間																											
通常時に遵守すべき事項に関する事	立入制限区域及び立入管理区域の出入手順	1. 0時間以上																											
	立入制限区域及び立入管理区域での遵守事項																												
六ふっ化ウラン漏えい時に対応すべき事項に関する事	六ふっ化ウランの特性																												
	退避方法																												
	複数の退避ルート																												
	HF用防護具の着用方法																												

変更前（令和3年3月16日付け認可）

別表第20 防災資機材一覧（第82, 94, 97, 100, 118条関係）

		種類	配備数	点検頻度	点検内容
六ふっ化ウラン漏えい対応	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	1回/月	外観、員数、機能
		フィルタ付防護マスク	半面マスク 必要人数分	1回/月	外観、員数
			HF吸収缶付 必要人数分	1回/月	外観、員数
		ゴーグル	必要人数分	1回/月	外観、員数
		化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	1回/月	外観、員数
	通信連絡用器材	簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	1回/月	外観、員数
		無線機	1台	1回/年	機能
		一斉放送設備	1式	1回/年	機能
		化学防護服用携帯電話	4台	1回/月	外観、員数、充電確認
		化学防護服用イヤホン	2個	1回/月	外観、員数
その他器材	車輪付担架	2台（予備1台含む）	1回/月	外観、員数	
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	1回/年 1回/月	機能 外観、員数	
	HFガス採取器(測定用)	1式	1回/月	外観、員数	
	目張り用消耗品一式	1式	1回/月	外観、員数	
			1回/月	外観、員数	
火災対応	消火用資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	1台	1回/月 1回/6月	機能 外観、員数
		消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	1回/月	外観、員数
		消防服	15着	1回/月	外観、員数
		粉末消火器	10型：13本、20型：1本	1回/月	外観、員数
		泡消火剤	17本（20リットル）	1回/月	外観、員数
		泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	1回/月	外観、員数
		大型消火器	100型：1本、50型：8本	1回/月	外観、員数
		屋外消火栓設備	1式	1回/6月	機能
		防火水槽	3ヶ所	1回/6月	機能
		酸素濃度計	1台	1回/年	機能
	非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	1回/月	機能
		ファクシミリ装置	1台	1回/月	機能
		携帯電話	30台	訓練の都度	機能
		消防署専用回線	2回線	1回/月	外観、機能
		緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	訓練の都度	機能
共通	放射線計測器	無線機	17台	1回/年	機能
		衛星電話	1台	1回/年	外観、充電確認
		放送設備	1台	1回/年	機能
		モニタリングポスト	1台	1回/年	機能
		固定式測定器（排気塔モニタ）	8台	1回/年	機能
		ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	1回/年	機能
		中性子線測定用可搬式測定器	2台	1回/年	機能
		空間放射線積算線量計	10個	1回/年	機能
		表面密度測定用可搬式測定器	2台	1回/年	機能
		可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ 測定器	4台 1台	1回/年 1回/年
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ 測定器	2台 1台	1回/年 1回/年	機能 機能
	個人用外部被ばく線量測定器		50個	1回/年	機能
	その他器材	ポータブル発電機	3台	1回/月	外観、員数
		投光器	4台	1回/月	外観、員数
		懐中電灯	20個	1回/月	外観、員数

管理責任者：安全管理課長

変更後

別表第20 防災資機材一覧（第82, 91, 100, 118条関係）

		種類	配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容
六ふっ化ウラン漏えい対応	防護具類	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数、機能
		HF吸収缶付き半面マスク	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数
		ゴーグル	必要人数分	A,B(*1)	1回/月	外観、員数
		化学防護服(耐HF仕様)	6個（予備2個含む）	A,H,E	1回/月	外観、員数
		簡易化学防護服	12組（予備2組含む）	A,B	1回/月	外観、員数
	通信連絡用器材	無線機	1台	G	1回/年	機能
		一斉放送設備	1式	G	1回/年	機能
		化学防護服用携帯電話	4台	G	1回/月	外観、員数、充電
		化学防護服用イヤホン	2個	G	1回/月	外観、員数
		車輪付担架	2台（予備1台含む）	G	1回/月	外観、員数
その他器材	担架	1台	G	1回/月	外観、員数	
	携行HF検知器	8台（予備1台含む）	C,D,G	1回/月 1回/年	外観、員数 機能	
	HFガス採取器(測定用)	1式	C,D,H	1回/月	外観、員数	
	目張り用消耗品一式（テープ、シート）	1式	A,B,H	1回/月	外観、員数	
	目張りシート（ジャック）	1式	G,I	1回/月	外観、員数	
	圧搾工具	2台	H	1回/月	外観、員数	
	ボイスレコーダー	1台	G	1回/月	外観、員数、機能	
	脚立	3台	A,B	1回/月	外観、員数	
	エタノール溶液	2本	A,B	1回/年	員数・期限	
	ペノキシル点眼液	1箱	A,B	1回/年	員数・期限	
カルチコール注射液	1箱	A,B	1回/年	員数・期限		
火災対応	消火用資機材	可搬消防ポンプ（吹管含む）	2台	↓	1回/月 1回/6月	外観、員数 機能
		消防用ホース、ホースノズル（管鉗）	5本	A,B	1回/月	外観、員数
		消防服	15着	A,B	1回/月	外観、員数
		粉末消火器	10型：13本、20型：1本	A,B(*2)	1回/月	外観、員数
		泡消火剤	17本（20リットル）	A,B	1回/月	外観、員数
		泡消火剤専用ノズル（管鉗）	2本	A,B	1回/月	外観、員数
		大型消火器	100型：1本、50型：8本	↓	1回/月	外観、員数
		屋外消火栓設備	1式	↓	1回/6月	機能
		防火水槽	4ヶ所	↓	1回/6月	機能
		酸素濃度計	1台	G	1回/年	機能

○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）

変更前（令和3年3月16日付け認可）

変更後

変更理由

種類		配備数	配備/設置場所	点検頻度	点検内容	
非常用通信機器	緊急時電話回線	2回線	C,F	1回/月	機能	
	ファクシミリ装置	2台	C,D	1回/月	機能	
	携帯電話	30台	↓	訓練の都度	機能	
	消防署専用回線	2回線	E	1回/月	外観、機能	
	緊急呼出装置（エマージェンシーコール）	1台	E	訓練の都度	機能	
	無線機	17台	C,D,F	1回/年	機能	
	衛星電話	2台	C,J	1回/年	外観、充電確認	
	放送設備	3台	C,D,F	1回/年	機能	
放射線計測器	モニタリングポスト	1台	↓	1回/年	機能	
	固定式測定器（排気塔モニタ）	6台	(各排気塔)	1回/年	機能	
	ガンマ線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	中性子線測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	空間放射線積算線量計	10個	C,D	1回/年	機能	
	表面密度測定用可搬式測定器	2台	C,D	1回/年	機能	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	C,D	1回/年	機能
		測定器	2台	C,D	1回/年	機能
	個人用外部被ばく線量測定器	50個	C,D	1回/年	機能	
	放射線防護具	汚染防護服	50着	A,B	1回/年	外観、員数
フィルタ付き防護マスク		半面	A,B(*1)	1回/年	外観、員数	
		全面	A,B	1回/年	外観、員数	
その他器材	ポータブル発電機	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	投光器	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	懐中電灯	20個	A,B(*2)	1回/月	外観、員数	
	ヨウ素剤	1,000錠	A,B	1回/月	員数・期限	
	梯子	4台	A,B	1回/月	外観、員数	
	除染用具	2式	A,B	1回/月	外観、員数	
	集塵機	2式	A,B	1回/月	外観、員数、機能	
	固着剤	2式	A,B	1回/月	外観、員数	
	散布装置	2式	A,B	1回/月	外観、員数、機能	
	担架	2台	A,B	1回/月	外観、員数	
	防災テント	1式	↓	1回/月	外観、員数	
	被ばく者の輸送に使用可能な車両	1台	↓	1回/月	外観、員数、機能	

(*1) 従事者の常時携行品は除く。

(*2) 加工施設内に設置しているものは除く。

管理責任者：安全管理課長

<保管場所凡例>

A	防災資機材保管場所
B	予備防災資機材保管場所
C	防災ルーム
D	代替防災ルーム
E	放射線管理種更衣室
F	警備所
G	転換工場
H	成型工場一時退避場所
I	除染・分析室
↓	その他（敷地内等）

○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p data-bbox="332 527 1175 793"> 添付1 <u>火災防護活動及び自然災害等発生時の</u> 保全活動に係る体制等の整備 （第11章、<u>第12章</u>関連） </p>	<p data-bbox="1383 527 2466 701"> 添付1 <u>設計想定事象</u>発生時の保全活動に係る体制等の整備 （第11章関連） </p>	<p data-bbox="2525 520 2849 642"> ○記載の適正化（加工規則、 保安規定基準規則に基づ く変更） </p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備</u></p> <p>1. 火災</p> <p>管理総括者は、火災防護活動のための体制の整備として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、次の1.1項から1.4項を含む火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響を軽減するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>1.1 要員の配置</p> <p>管理総括者は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、初期消火活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。なお、防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1.1項（体制の整備）に示す。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源等の資機材を配備する。</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>(1) 管理総括者は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定する。なお、廃棄物管理棟については、火災区域を考慮した火災防護活動とすること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備</u></p> <p>1. 火災及び爆発</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>管理総括者は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上（夜間・休日当番者及び警備員）、事業所から3km圏内に居住する防災組織員を待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、該当する要員に対して、火災防護の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p>(3) 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、消火活動（初期消火活動を含む。）に必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源等の資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備し保管管理する。</p> <p>(4) 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響の軽減等、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む標準（火災防護計画）を策定する。</p> <p>① 内部火災</p> <p>1) 加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、他の区域と分離した火災区域の設定等に関すること。</p> <p>イ) 工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>ロ) 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄物を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p>	<p>○記載の適正化（加工規則、保安規定基準規則に基づく変更）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>1) 火災防護対策を行う体制として、火災防護組織、火災防護推進体制等に関すること。</p> <p>2) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p> <p>3) 火災発生時の体制の整備として、消火活動のための体制の整備、防災組織要員の確保、防災組織要員への通報連絡体制、防災組織要員への教育、初期消火活動訓練、消火活動に必要な資機材の準備等に関すること。</p> <p>4) 火災の感知として、火災感知設備等に関すること。</p> <p>5) 火災の影響を軽減する為に必要な措置として、火災発生時の措置、初期消火活動、消火活動等に関すること。</p> <p><u>(2) 管理総括者は、火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>1) 火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施する。</p> <p>2) 社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行う。</p> <p>3) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p> <p>4) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の停止を行う。</p> <p>5) 消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。</p> <p>6) 廃棄物管理棟は、屋外消火栓による消火活動が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを決め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p>	<p><u>ハ) 火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。</u></p> <p><u>ニ) 火災発生時には、同一火災区域内の設備・機器を停止する。</u></p> <p>2) 火災防護対策を行う体制として、火災防護組織、火災防護推進体制等に関すること。</p> <p>3) 火災発生防止対策として、消防用設備等の維持管理及び点検・整備、爆発防護、避難施設の維持管理、火災予防等に関すること。</p> <p>4) 火災発生時の体制の整備として、消火活動のための体制の整備、防災組織要員の確保、防災組織要員への通報連絡体制、防災組織要員への教育、初期消火活動訓練、消火活動に必要な資機材の準備等に関すること。</p> <p>5) 火災の感知として、火災感知設備等に関すること。</p> <p>6) 火災の影響を軽減する為に必要な措置として、火災発生時の措置、初期消火活動、消火活動等に関すること。</p> <p>7) 火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火活動を実施すること。</p> <p>8) 社内緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール（防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能）により、防災組織員の一斉招集を行うこと。</p> <p>9) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用すること。また、煙の中で消火活動を行う場合の呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服の着用に関すること。</p> <p>10) 消火活動等による水の侵入に伴う電気火災発生防止のため、<u>防災組織の現場活動隊は、水消火を行う前に建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器を停止し、さらに給電停止を行うこと。また、事故対応のため負圧に影響のある排気システムを停止する場合は、それ以外の排気システムにより建物の負圧を可能な限り維持すること。</u></p> <p>11) 消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、非常時対策組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行うこと。</p> <p>12) 屋外消火栓による消火活動、<u>救助活動等</u>が円滑に行われるよう、2つ以上のアクセスルートを決め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しないこと。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>7) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気する。</p> <p>8) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理を行う。</p> <p>2. 自然災害等 <u>管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、加工施設内において自然災害等（「火山活動（降灰）、積雪、地震、外部火災等」をいう。以下、本項において同じ。）が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動のための体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p>2.1 要員の配置 <u>管理総括者は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害が発生した場合における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。なお、防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項（体制の整備）に示す。</u></p>	<p>13) 担当課長は、爆発防護対策として、爆発混合気を形成しないように、ロータリーキルン、<u>ガスヒータ</u>、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉に水素ガスを供給する前に窒素ガスにより内部残留空気を掃気すること。<u>また、常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により周囲で漏えいがないことの確認を行うこと。</u></p> <p>14) 成形課長は、<u>バッチ式小型焼結炉の運転中は、扉を開けないことにより空気の混入を防止すること。</u></p> <p>15) 加工施設における火災の発生及び延焼を防止するため、<u>管理区域内への可燃物の持ち込み管理及び保管管理に関すること。</u></p> <p><u>イ) 管理区域内への可燃物の持ち込みについては、保管できる数量を超えて持ち込まないように管理する。</u></p> <p><u>ロ) 管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に收容するとともに、收容できない場合には、周囲から発火源（熱源）の除去又は隔離を行う。</u></p> <p>16) UF₆を取り扱う設備・機器の近傍には、<u>可能な限り火災源となり得るものを設置しないこと。</u></p> <p>② 外部火災</p> <p>1) <u>構内を運搬するA重油、灯油、液化アンモニア、水素ガス及びLPガスの輸送車両について、図-1に示す定められた構内輸送経路を遵守すること。また、運搬する容量の制限に関すること。</u></p> <p>2) <u>敷地内の屋外危険物の貯蔵量の管理に関すること。</u></p> <p>2. 自然災害等</p> <p><u>(1) 体制の整備</u> <u>管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、加工施設内において自然災害等（「降下火砕物及び積雪、地震、竜巻」をいう。以下、本項において同じ。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>なお、竜巻予測情報に基づく措置の体制については、迅速に措置を講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う必要があることから、竜巻の発生が想定される段階の必要な竜巻対策要員を配置する。</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p><u>2.2 教育・訓練の実施</u> 管理総括者は、該当する要員に対して、自然災害等の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p><u>2.3 資機材の配備</u> 管理総括者は、自然災害等に必要な資機材を準備する。</p> <p><u>2.4 標準書の整備</u> (1) 管理総括者は、自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p><u>1) 火山（降灰）、積雪</u></p> <p><u>イ）</u> 加工施設で降下火砕物が観測された場合、降下火砕物の除去作業において防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し措置を講じる。</p> <p><u>ロ）</u> 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する。</p> <p><u>ハ）</u> 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</p> <p><u>ニ）</u> 加工施設における火砕物降下と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる。</p> <p><u>2) 地震</u></p> <p><u>イ）</u> 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる。</p> <p><u>3) 外部火災</u></p> <p><u>イ）</u> 高圧ガス貯蔵所（1）の障壁の工事が完了し、供用開始するまで、水素を貯蔵しない。</p> <p><u>ロ）</u> 構内を運搬する液化アンモニア及びA重油の輸送車両については、図-1に示す容量制限及び構内輸送経路を遵守する。</p>	<p><u>(2) 教育・訓練の実施</u> 管理総括者は、該当する要員に対して、自然災害等の対応に関する教育・訓練の計画を定め、安全管理課長が定期的実施する。</p> <p><u>(3) 資機材の整備</u> 管理総括者は、自然災害等発生時に必要な資機材を準備する。</p> <p><u>(4) 標準書の整備</u> 管理総括者は、自然災害等による災害等を防止するため、以下の活動を実施することを標準書に定める。</p> <p><u>① 降下火砕物及び積雪</u></p> <p><u>1)</u> 加工施設で降下火砕物が観測された場合の、降下火砕物の除去作業における防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮した措置に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>2)</u> 降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材をあらかじめ準備する<u>こと</u>。</p> <p><u>3)</u> 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p><u>4)</u> 加工施設における降下火砕物と積雪の組合せは、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p><u>② 地震</u></p> <p><u>1)</u> 廃棄物管理棟及び第3廃棄物倉庫に保管する放射性固体廃棄物を入れたドラム缶並びに廃棄物管理棟に保管する角形容器は、地震の影響を考慮し固縛の措置を講じる<u>こと</u>。</p> <p><u>2)</u> 震度5以上の大地震等の発生が予測できる場合又は発生した場合の、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>③ 竜巻（竜巻襲来が想定される段階での対応）</u> <u>[注意喚起*）時の対応]</u> <u>*）茨城県に対する竜巻に関する気象情報、雷注意報を常時監視し、発令された場合には以下を実施する。</u></p> <p><u>1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により注意喚起の対応を指示すること。</u></p> <p><u>2) 担当課長は、核燃料物質を扱っている工程を確認し、警戒事態に備えた準備対応を指示すること。</u></p> <p><u>3) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保又は同時に行う作業内容の制限を指示し、確認すること。</u></p> <p><u>4) 担当課長は、構内車両の有無、車両の退避経路を確認し、車両をすぐに移動で</u></p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
	<p><u>きるようにさせるとともに、車両から離れないよう指示すること。</u></p> <p><u>5) 安全管理課長は、注意喚起状態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、準備対応を依頼すること。</u></p> <p><u>[警戒事態*)時の対応]</u></p> <p><u>*) 加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生ナウキャスト、雷ナウキャスト、降水ナウキャストの情報を常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合、30分以内を目途に以下を実施する。</u></p> <p><u>1) 安全管理課長は、直ちに構内一斉放送等により警戒事態の対応を指示すること。</u></p> <p><u>2) 担当課長の対応に関すること。</u></p> <p><u>イ) 敷地内(周辺監視区域内)で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。なお、飛来物となり得るプレハブ物置に対しては、あらかじめ固縛措置を講じておく。</u></p> <p><u>ロ) 建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止。</u></p> <p><u>・核燃料物質等を搬送中の構内運搬車(粉末容器構内運搬車、保管容器(劣化・天然ウラン用)、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車)は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。また、燃料棒構内運搬車については、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には建物内でボルト固定する。</u></p> <p><u>・構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風(台風)、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない。</u></p> <p><u>ハ) 第3廃棄物倉庫の放射性廃棄物ドラム缶を固縛する。又は、あらかじめ固縛しておく。</u></p> <p><u>二) 建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止。</u></p> <p><u>・ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。又はウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。</u></p> <p><u>分析室及び分光分析室においては、サンプル保管庫に収納する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間はウランをサンプル保管庫に収納する。</u></p> <p><u>・ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。</u></p> <p><u>ホ) 建物内部の飛来物となり得る設備・機器の飛来防止措置。</u></p> <p><u>・搬送用の台車など、飛来物となり得る設備・機器はワイヤ等を介してアンカーボルト等で固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間は搬送用台車を固定する。</u></p> <p><u>・マガジンは、マガジン架台、マガジン架台部に積載する。また、マガジン架台部はボルトで固定する。なお、自然災害時に限らず操作員が不在となる休日及び夜間については、マガジン架台部はボルトで固定する。</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
	<p><u>・除染室(2)、廃棄物一時貯蔵所、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の廃棄物ドラム缶を固縛する。</u></p> <p><u>へ) UF₆を正圧で取り扱う工程の停止。</u></p> <p><u>・転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。</u></p> <p><u>3) 安全管理課長は、警戒事態であることを、敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)に連絡し、影響範囲内にある車両等について、影響範囲外への移動又は固縛の実施を依頼すること。</u></p> <p><u>3. 内部溢水</u></p> <p><u>(1) 体制の整備</u></p> <p><u>管理総括者は、内部溢水が発生するおそれがある場合又は発生した場合における、加工施設の必要な機能の維持活動を行う要員及び防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）に必要な要員を配置する。防災組織の構成、要員の職務・職責については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備の1. 1項（体制の整備）に示す。</u></p> <p><u>(2) 教育・訓練の実施</u></p> <p><u>管理総括者は、該当する要員に対して、内部溢水発生時の対応に関する教育・訓練の計画を定め、担当課長が定期的を実施する。</u></p> <p><u>(3) 資機材の整備</u></p> <p><u>管理総括者は、内部溢水発生時に必要な資機材を準備する。</u></p> <p><u>(4) 標準書の整備</u></p> <p><u>管理総括者は、溢水による災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、以下の活動を実施することを標準書に定める。</u></p> <p><u>1) 溢水防護区画の設定に関すること。</u></p> <p><u>2) 冷却水や洗浄水などの閉ループ内の水量、廃液タンク等の液位を監視・管理すること。</u></p> <p><u>3) 震度5以上の地震発生時、又は漏水検知警報発報時におけるポンプ等停止措置（自動又は手動）に関すること。</u></p> <p><u>4) 溢水防止のための堰に関すること。（脱着式堰に関すること。）</u></p> <p><u>5) 台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水のおそれがある場合には速やかに堰を復旧すること。</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

新旧対照表

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
		○記載の適正化（事業許可、 設工認内容の反映）

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の 保全活動に係る体制等の整備 (第13章関連)</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時 の保全活動に係る体制等の整備 (第12章関連)</p>	<p>○記載の適正化</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び手順を整備する。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。 ・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。 ・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。 ・対策グループ統括は、対策グループを統括する。 ・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。 ・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。 ・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。 ・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。 ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。 ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。 	<p>重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故として、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、火災の複数同時発生及び室内並びに建物外へのUF₆漏えい事象を想定し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制及び想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を整備する。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した防災組織（保安規定第80条の非常時対策組織に該当）を設置する。</p> <p>(1) 防災組織</p> <p>防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊（実施組織）及び実施組織を指示・支援する対策本部、さらに原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に設置する事故対策即応本部で構成する。また、重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。</p> <p>1) 対策本部は、社長の下に設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害対策特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部（対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ）で構成する。 ・対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。 ・核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。 ・対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。 ・対策グループ統括は、対策グループを統括する。 ・現場活動管理者は、現場活動隊長と相互連絡を行い、防災活動に必要な処置に関して現場活動隊長に指示を行うとともに、現場活動隊を支援する。 ・環境安全管理者は、現場活動隊の警備班、放射線管理班と相互連絡を行い、警備活動、放射線測定等に関し指示を行うとともに、防災上必要な処置の取り纏めを行う。 ・施設技術管理者は、現場活動隊の設備技術班と相互連絡を行うとともに、施設・設備関係の対応を行う。 ・調達品管理者は、必要に応じて選任するものとし、防災資機材、食料等の調達、それらの輸送等に関して対応を行う。 ・情報管理グループ統括は、情報管理グループを統括する。 ・広報管理者は、社外へのプレス発表資料や原稿等、社外へ発信する文書の作成管理及び社外からの受信情報管理を行う。 	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。 <p>(2) 防災組織要員の確保</p> <p>実施組織各班の要員は（図－1）に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を（図－2）に示す。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*¹及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*²）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <p>*1) 平成12年に締結された「原子力事業所安全協力協定」に基づく協力体制で、現在は東海村、那珂市、大洗町、銚田市及びひたちなか市に所在する18の原子力事業所で構成され、相互に協力して各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図ると共に、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が協力することを目的とする。緊急事態に対する協力内容としては、放射線管理／防護及び消火活動等に係る要員・資機材の提供がある。</p> <p>*2) 原子力災害対策特別措置法を受けウラン加工事業者間で締結された協力協定で、緊急事態が発生した場合、対応要員・資機材の提供に協力する。</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。 	<p>2) 現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場活動隊長は、現場活動隊を指揮し、現場で防災活動を行う。 <p>(2) 防災組織要員の確保</p> <p>実施組織各班の要員は（図－1）に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を（図－2）に示す。</p> <p>(3) 社外組織からの支援</p> <p>社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH*¹及び他のウラン加工事業者（原子力災害時の協力協定に基づく*²）の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <p>*1) 平成12年に締結された「原子力事業所安全協力協定」に基づく協力体制で、現在は東海村、那珂市、大洗町、銚田市及びひたちなか市に所在する18の原子力事業所で構成され、相互に協力して各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図ると共に、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が協力することを目的とする。緊急事態に対する協力内容としては、放射線管理／防護及び消火活動等に係る要員・資機材の提供がある。</p> <p>*2) 原子力災害対策特別措置法を受けウラン加工事業者間で締結された協力協定で、緊急事態が発生した場合、対応要員・資機材の提供に協力する。</p> <p>(4) 防災組織対策本部の活動拠点</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。</p> <p><u>また、万一その緊急時対策室（防災ルーム）が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）を設定し、同等の通信連絡設備等を設置する。</u></p> <p>1.2 教育・訓練の実施</p> <p>管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UF₆の特性及びUF₆の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。 	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変更前（令和3年3月16日付け認可）	変更後	変更理由
<p>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p> <p>・事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>管理総括者は、UF₆漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。</p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、以下の事項を含む標準書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。 ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。 ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。 ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。 ・UF₆の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。 <p>・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。</p>	<p>・訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。</p> <p>・事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の整備</p> <p>管理総括者は、UF₆漏えいに対処するため<u>に</u>必要な資機材、及び火災に対処するため<u>に</u>必要な資機材を保安規定別表第20に示すとおり配備する。また、別表第20に示す資機材の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を<u>複数整備し、資機材の保管については、必要な機能が同時に損なわれないことがないよう、指定された場所に分散し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で移動できる場所へ保管管理する。</u></p> <p><u>なお、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う作業員への化学的影響を考慮したものである。</u></p> <p>1.4 標準書の整備</p> <p>管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、<u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる</u>以下の事項を含む標準書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対処において、安全を最優先で対応する方針。 ・現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順。 ・事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を明確化した手順。 ・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順。 ・UF₆の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順。 <p><u>・火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することの手順。</u></p> <p>・加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類（プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無）、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順。</p> <p><u>・UF₆の漏えい時、原料倉庫内のUF₆漏えい検知設備（UF₆フードボックス内、UF₆防護カバー内、UF₆防護カバー外）による監視を、成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても監視する手順。</u></p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>・UF₆の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF₆、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。</p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制について、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の防災組織とし、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに要員を確保する。手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p> <p>2.1 大規模な火災に対する対策</p> <p>大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p>	<p>・UF₆の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF₆、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHFの拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準。</p> <p>・<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時にHFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部に設置された閉止弁を操作員複数名が閉止する作業に関わる具体的な体制。</u></p> <p>2. 大規模損壊への対応</p> <p>管理総括者は、加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合に<u>対処するため</u>、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、予め必要な手順書、<u>体制</u>及び資機材を以下の項目を考慮して整備するとともに、<u>教育・訓練を実施する。体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。</u>手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。また、手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及び防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、管理総括者は、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること及び放射性物質の放出を低減するための対策に関することを標準書に定める。</p> <p>2.1 大規模な火災に対する対策</p> <p>大規模な火災に対して、重大事故に至るおそれがある事故と同じ手順により、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて消火活動を実施する。</p> <p>2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <p>・<u>大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順等を設ける。</u></p> <p>・大規模損壊発生時に加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合に備え、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。</p> <p>・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。</p>	<p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p> <p>○記載の適正化（事業許可、設工認内容の反映）</p>

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。 <p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>図－1 防災組織現場活動隊（実施組織）の役割分担と要員数 図－2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制 表－1 UF₆漏えい初動対応における最少必要人員（夜間操業時） 表－2 火災初動対応における最少必要人員（夜間操業時）</p> <p>図－1、図－2 省略</p> <p>表－1、表－2 省略</p>	<p>2.3 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握のため、放射線測定器、監視カメラ、投光器等を整備する。 <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	

変 更 前 (令和3年3月16日付け認可)	変 更 後	変 更 理 由
<p data-bbox="528 520 1012 659">添付3 長期施設管理方針 (第67条の2関連)</p>	<p data-bbox="1872 569 2036 611">変更なし</p>	